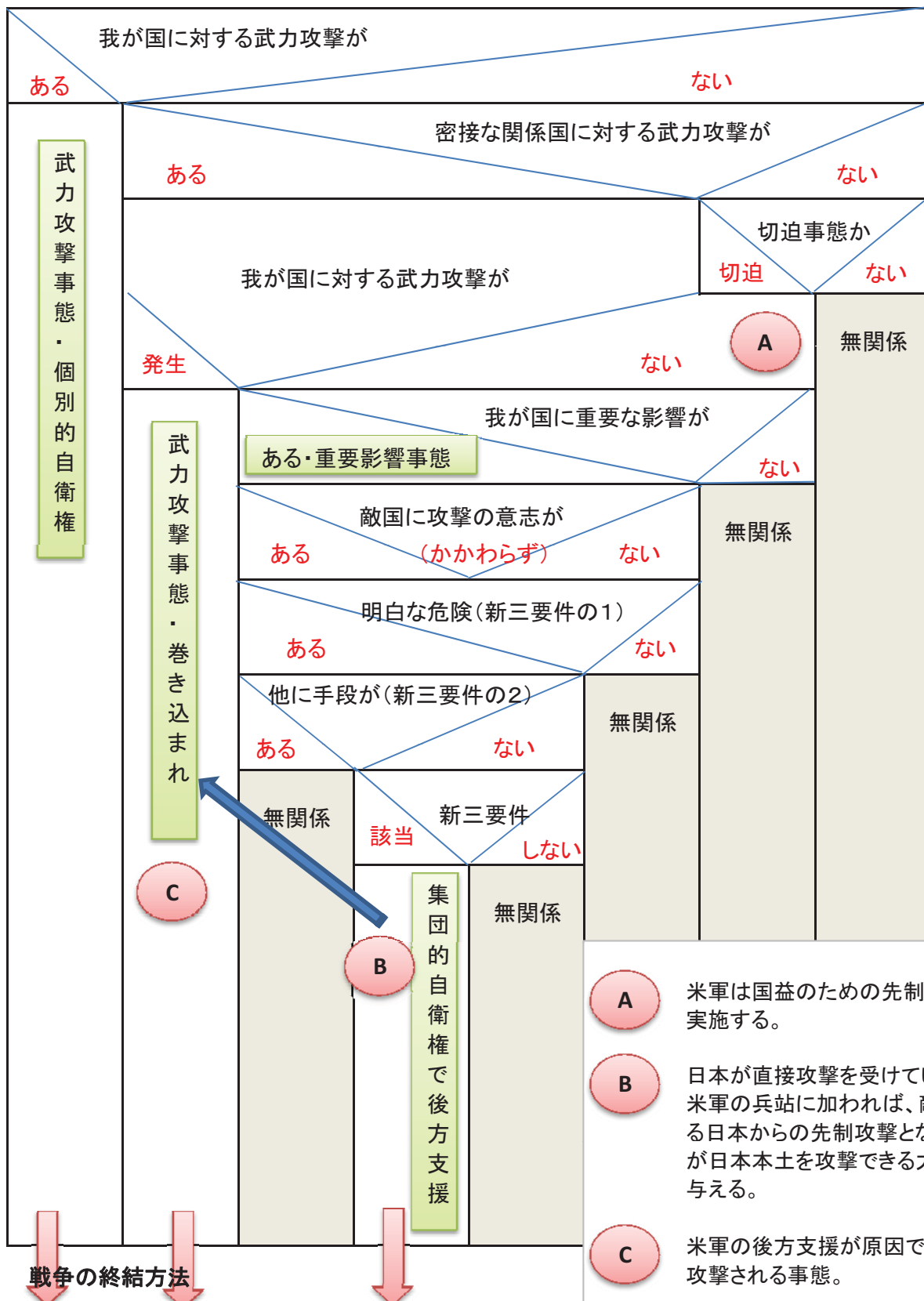


新安保法による、戦争の始め方、終わり方 (NSチャート、上から下に条件に沿って推移する)



「安保法案の論点整理」

< 参議院 >

第2版:2015年7月28日~9月4日の審議分

この文書の内容は下記のホームページでもご覧いただけます。

【参議院審議】 <http://anporonten.jp/index2.html>

【安保法案の論点整理】に目を通していただき誠にありがとうございます。

私は、国の在り方を大きく変える11本の法律案について、国会議員が賛成であれ反対であれ、法案の内容を理解した上で採決に挑み、国の方向性をきめてほしい、と思っています。

ある参議院議員の方からお言葉をいただきました：

「安保法制については、私どものように、議会で携わるものであっても、理解が難しいと感じる場面が多々ございます。それを、これだけ分かり易い形にまとめ上げられた新田様の熱意に、ただただ敬服いたします。こちらの資料を参考とさせていただきながら、〇〇事務所一同、安保法案を学び直し、参議院におけるこれからの審議に臨んでまいる所存です。」

今回の法案は、どちらに転んでも将来に禍根を残す可能性があります。だから、今、議決権を持っている国会議員の皆さんに、法案を考えて、理解した上で行動してほしいと思うのです。

国会議員が国民の側を向いて、正しく判断し行動すること、そしてその事実を次の選挙で訴えることで、政治が回っていくように、政治家も市民も、これから選挙権を持つ18歳からの若者たちも、国政と選挙に対する意識を高めていった方がいいと思います。

2015年9月10日
安保法案の論点整理】作者
秋田県横手市の一市民 新田祐子

記法

1. 議員の所属は、法案審議当時のものです。その後、変更されている場合もあります。
2. 明朝体の部分は、質問者(野党等)発言です。
2. **ゴシック体の部分**は、政府与党側の発言です。
3. 四角いボックスの中は、引用やデータです。
4. 文書作成者による補足や解説部分は**緑字**または**斜体**で表記。
5. 見逃してほしくないテキストには、下線を引きました。この部分のみ、私の私見です。

この文書の作成に際し、下記の Web サイトを参考にしました。

国会中継 <http://www.shugiintv.go.jp/jp/index.php>
国会会議録検索システム <http://kokkai.ndl.go.jp/>

目次

記法	2
■9月4日の審議.....	5
◆誤想防衛と殺人罪	5
→ 参照 http://anporonten.jp/ronten_s98.html	5
■9月2日の審議.....	5
◆誤想防衛と殺人罪	5
◆核兵器の輸送	5
◆徴兵制	5
◆被害国からの要請	6
◆幕僚長の訪米.....	6
◆米軍基地の日米共同利用	7
◆親子が乗っていない艦船.....	7
◆エバキューション(退避).....	7
◆新ガイドライン	8
◆装備の増強	8
◆必要最小限.....	8
◆中三からの自衛官募集.....	10
■8月25、26日の審議.....	10
◆武器等防護.....	10
◆国会承認	11
◆法律の規定がない.....	12

◆8/25 イラク市民の犠牲	15
◆テロの危険性	15
◆経済的徴兵制	16
■8月26日以前の審議	17
■自衛隊の身分	17
◆国外犯処罰規定	17
◆救命に関する検討会	18
◆メンタルヘルス対策	19
■自衛隊の任務	19
◆邦人救出	19
●北朝鮮拉致被害者の救出	19
●邦人がいなくても	20
●米軍以外の艦船	20
◆調査研究部隊の派遣	21
◆中東想定日米合同訓練	22
◆Use of Force の解釈	22
◆後方支援(兵站)	23
◆駆けつけ警護	24
◆停戦監視業務(PKF) 本体業務	26
■武器・弾薬	26
◆武器等防護	26
◆武器・弾薬の輸送・提供	29
◆核兵器	30
■船舶検査活動法	32
◆船舶の停船検査	32
■事態認定	33
◆先制攻撃	33
◆他に手段がない	34
◆必要最小限は変わる	34
◆国会承認	35
◆認定要件の明文化(規定がない)	37
■シミュレーション	40
◆原発へのミサイル着弾	40
◆戦争に参加か否か	41
◆火消しのたとえ話	42
■米国のニーズ	42
◆アーミテージ・ナイ・レポート	42
◆米国の防衛予算	44

◆ISIL(イスラム国)	45
■政府の情報隠し.....	46
◆シベリアンコントロール.....	46
◆防衛白書の英訳.....	47
◆外国メディアの反応.....	48
◆イラク復興支援.....	49
●輸送品の中身.....	49
●イラク市民の犠牲.....	51
■法的根拠.....	52
◆憲法九条	53
◆昭和 47 年見解	53
■安保環境.....	54
◆尖閣諸島	54
◆サイバー攻撃.....	55
◆テロの危険性.....	55
■その他	56
◆10 本の法案	56
◆経済的徴兵制.....	56

■9月4日の審議

◆誤想防衛と殺人罪

【9/4 蓮舫(民主党)】

→ 参照 http://anporonten.jp/ronten_s98.html

■9月2日の審議

◆誤想防衛と殺人罪

【9/2 白眞勲(民主党)】

白: 自衛官が、市街地で民間人をテロリストと間違えて撃ってしまった「誤想防衛」について。衆議院で大臣は、現行の一般の刑法が適用される、自衛官個人が処罰の対象となる、と答弁した。自衛官は、普通は上官の命令で発砲する。上官、その上の上官、派遣部隊の司令官は刑罰の対象になるか。

中谷: 発砲した隊員が民間人を死亡させるという認識があった場合は故意の殺人で殺人罪が適用される。上官の命令の場合も、故意の殺人が認められ、上官にも殺人罪が適用されると考えられる。上層の上官、命令を出した上官とどのような関係があるか、共働で犯罪を実行したかどうかによって刑法の適用が異なるので一概には言えない。

白: 自衛隊として組織で活動しているのに、撃った個人とその上官は殺人罪、しかしその上の司令官は無罪になる可能性がある、ということでは隊員がかわいそう、違和感を感じる。

中谷: 部下に殺人罪が成立する場合に、仮に上官が手を下さないとしても、法的には上官と部下の行為が「共同」して犯罪を実行したと評価されるかどうかによって、上官が刑法の適用を受けるかどうか判断される。

白: まるで旧日本軍のシステムと同じだ。「私は貝になりたい」という映画、末端の隊員が責任をかぶせられて上司は咎を受けないという法律体系は、戦前と変わらない。今の法案では、自衛隊員が撃たれた場合でも、衛生兵は注射を打つこともできない。万一民間人を撃ったら殺人罪、更に民事訴訟で多額の賠償金を請求される可能性もある。

◆核兵器の輸送

【9/2 白眞勲(民主党)】

白: 理事会提出資料に「米国が我が国に核兵器の輸送を要請することがない旨確認している」と書いてある。米国に対し、いつ、どのように確認したか。

岸田: 国会の安保法案審議を踏まえて、8月7日以降、外交ルートで、国務省日本部を通じて、我が国から米国の国務省、国防省に照会した。

白: こちらから核兵器の輸送はしないと話したのか、それとも向こうから「核兵器の輸送をするか」ときいてきたのか。口頭か文書か。

岸田: 我が国から米国に照会した。文書か口頭かは確認していない。

→ 確認方法を理事会にはかる。

◆徴兵制

【9/2 前川清成(民主党)】

前川:総理は、徴兵制をしない理由の一つとして、「自衛隊はハイテク装備で固めたプロ集団だ、短期間で隊員が入れ替わる徴兵制では精強な自衛隊は作れない」と述べた。韓国は徴兵制だ。韓国の軍隊は精強か。

中谷:精強な軍隊だ。

前川:そうならば、総理答弁の根拠が崩れる。ハイテク装備だから徴兵制をしない論は通らない。

前川:軍事的な緊張が高まったから、かつて廃止していた徴兵制を復活させた、という例はあるか。

中谷:確認する。

前川:2014年、ウクライナでは、ロシアの軍事介入に備えて徴兵制を復活させた。2015年9月、リトアニアも同様。

◆被害国からの要請

【9/2 前川清成(民主党)】

前川:集団的自衛権行使の要件。存立危機事態の認定で要請同意が必要と言われてきた。被援助国からの要請をどう確認するか。電話で聞くのか。

中谷:外交ルートを通じて正式な連絡がある。

前川:具体的には

岸田:首脳同士の意志疎通、当局同士の意思疎通。具体的な形は決められていない。

前川:戦争するかしないか、自衛隊が死ぬか死なないか、という問題だ。首脳同士の電話で決めるのではなく、もっと厳格な手続きを法律で定めておくべきだ。

前川:要請同意がなければ集団的自衛権を行使できない。日本の場合は自衛のための集団的自衛権だ。自衛のためなのにどうして要請同意がないと行使できないか。

岸田:憲法上認められる(自衛のための)武力行使を国際法上(集団的自衛権だと)正当化する理由が必要、その理由となるのが「攻撃を受けた国からの要請・同意」になる。

前川:自国防衛のための集団的自衛権だ。自分の身が危ないのに他人の確認をとらなければ身を守れない、というのはおかしい。

◆幕僚長の訪米

【9/2 仁比聡平(日本共産党)】

仁比:2014年12月17-18日、河野統合幕僚長が渡米し、米軍の幹部(ワーク国防副長官、デンプシー統合参謀本部議長、オディエルノ陸軍参謀総長、ブリナート海軍作戦部長、スペンサー空軍副参謀長、ダンフォード海兵隊司令官、スイフト海軍作戦部統幕部長)と会談した。共産党は、会談の結果概要を報告する防衛計画部の文書を入手した。

米側:現在、ガイドラインや安保法制について、取り組んでいると思うが、予定通りに進んでいるか?何か問題はあるか?

河野統合幕僚長:与党の勝利により、来年夏までには終了するものと考えている

仁比:12月の総選挙投票日のわずか2、3日後の訪米で、法案の具体的検討も、与党協議もなされていない時点で、来年夏までに、と決まっていたのか。それとも、統幕長が勝手にそんな認識を米軍に示したのか。

中谷:その資料を承知していないのでコメントできない。

→ 理事会で協議

◆米軍基地の日米共同利用

【9/2 仁比聡平(日本共産党)】

仁比:沖縄の在日米軍基地の自衛隊との恒常的な共同使用について、大臣は、『代替施設における恒常的な共同使用というのは考えておりません』、総理は、『もちろん報告も受けておりませんし、まったく考えておりません』と答弁している。一方、河野統幕長は、「辺野古への移転やキャンプハンセン、キャンプシュワブでの共同使用が実現すれば、米海兵隊と陸上自衛隊との協力が一層深化する。これにより、沖縄の住民感情も好転するのではないかと、会談のなかで述べている。共同利用はするかしらないか。

中谷:確認したうえで、答弁する。

◆親子が乗っていない艦船

【9/2 中西健治(無所属クラブ)】

中西:朝鮮半島有事の際に退避する国民の命をどう守るのか、たまたま乗った船によって、邦人保護に差が生じるのは不条理だ。ベトナムの船に乗った場合は新三要件の蓋然性が低いため保護されない。一方、米国艦船なら邦人が乗ってなくても防護されるというのはおかしい。

中谷:邦人輸送中の米艦防護に関しては、存立危機の認定において邦人の乗船は不可欠ではない。

中西:米艦保護のために集団的自衛権を認めるのか。

中谷:三要件に該当すれば実施できる。総合的に判断する。

中西:邦人が乗っていないケースで米艦を防護するのは、有事における米艦防護(=個別的自衛権の行使の方)と同じではないか。

中谷:邦人が乗っている場合の米艦防護は、事例の一つであり、邦人が乗っていない場合もありうる。邦人を輸送している米艦艇の防護が「不可能ではない」という事例だ。邦人が乗っていることは、判断材料の一つであり、個別具体的に検討し総合的に判断する。

中西:「邦人親子が乗った船を防護する」と国民に説明したことは、情緒的扇動だ。親子が乗っていない船を出して説明すべきだ。

◆エバキューエーション(退避)

【9/2 中西健治(無所属クラブ)】

中西:8/4の本委員会で、安倍総理は、「日本近隣で紛争が起こることを想定してさまざまなエバキューエーション(退避)計画を立てている、その中で米国艦船あるいは米国がチャーターした艦船等が多くの人を日本に輸送することになっている。」と答弁した。韓国には短期滞在者も含めて日本人が6万人いる。具体的に何人規模の計画を立てているか。

岸田:(人数について回答なし)

中西:総理にエバキューエーション計画を開示するよう要請したが、できないとのこと。どうしてできないか。

岸田:(回答なし)

中西:エバキューエーションはこの法案の立法事実に関わる。存立危機事態の認定に際し国会承認が必要で、その際はこれを見るはずだから、今開示してほしい。

岸田:総理の言うエバキューエーション計画が、具体的に何を指すのか、確認の上回答する。

→理事会にはかる。

◆新ガイドライン

【9/2 又市征治(社会民主党)】

又一:2015年4月、18年ぶりに日米防衛協力の指針、新ガイドラインが改訂合意された。平時から戦時まで切れ目なく日米軍事一体化を進めるために海外での武力行使、集団的自衛権の行使が盛り込まれた、憲法違反の取り組みだ。安倍首相はこれを受けて、「日米同盟はアジア太平洋地域のみならず世界の平和と安定になくてはならない」と表明し、米国議会でその合意を法制化する安保法案をこの夏までに成立させると約束してきた。新ガイドラインは条約ではないから国会承認は不要という見解のようだが、その内容は、現行の日米安保条約の内容を大きく変更し、憲法の枠をはみ出して、現在審議中の安保法案の成立なくして履行できないというもので、本来国会承認を求めるべきだ。

岸田:新ガイドラインの基本的構造は前のものと変わらない。立法、予算、行政上の新たな義務を生じるものではない。日米安保関連条約の権利義務を変更しない。その時々憲法や国内法に従う。1978年、1997年にも国会承認を必要としていない。これらの理由から、国会の議論に齟齬を生じていない。

又一:外交や防衛政策を規制する任務を持った国会を軽視するものだ。

又一:新ガイドラインには、米国の戦闘捜索救難活動を支援するという項目がある。重要影響事態法7条では安全な地域での活動を規定しているが、例外として、すでに遭難者が発見されその救助を開始している場合は捜索救難活動を継続することとなり、その場合、自衛隊が戦闘に巻き込まれる危険性が高まる。

中谷:遭難者の救助を開始している場合は人道上の見地から活動を継続できる、これはあくまでも部隊の安全が確保されている場合に限る、と法律上明記されている。戦闘行為に巻き込まれる可能性は高まらない。

又一:例外規定は、遭難者発見の場合は戦闘が開始されても遭難者を救助する、ということで、安全確保できないことははっきりしている。

◆装備の増強

【9/2 又市征治(社会民主党)】

又一:安倍総理は「法案が成立しても専守防衛には変わらない」と言っている。専守防衛は、日本の領土領海領空を超えて武力行使する能力や装備を持たないことだ。日本と密接な関係国への攻撃にも対処するとなれば、装備の強化も必要となるのでは。

中谷:新しい装備が必要になったり装備の大増強が必要になることはない。(新しくない装備、中小規模の増強はある?)

(※)又一:集団的自衛権の行使ができるとなれば自衛隊の行動範囲は地球上いつでもどこへでも即刻活動できる装備を持たなければならない。

中谷:自衛隊の役割はより一層重要になるが、新しい装備が必要になったり装備の大増強が必要になることはない。

(※)に戻って2回くりかえし

◆必要最小限

【9/2 又市征治(社会民主党)】

旧三要件	新三要件
憲法第9条の下において認められる自衛権の発動としての武力の行使については、 1. わが国に対する「急迫不正の侵害(=武力行使)」があること 2. この場合にこれを排除するために他に適当な手段がないこと 3. 必要最小限度の実力行使にとどまるべきこと	憲法9条の下において認められる「武力の行使」については、 1. 我が国に対する武力攻撃が発生したこと、又は我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険があること 2. これを排除し、我が国の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段がないこと 3. 必要最小限の実力行使にとどまるべきこと

又一:旧三要件の必要最小限は、「我が国に対する武力攻撃」に対応する程度ということで明確だ。新三要件の必要最小限は極めて曖昧で理解できない。旧三要件と新三要件での必要最小限の実力行使の内容は同じか、ちがうか。

中谷:新三要件の必要最小限度は、存立を全うし我が国を防衛するための必要最小限。海外派兵は一般に許されないということも含めて、必要最小限度は新三要件でも旧三要件でも変わらない。

又一:目的達成の手段が異なるから同じであるはずがない。日本自身の防衛と他国防衛が同じ程度で済むはずがない。新三要件でも旧三要件の必要最小限度は同じか、違うか。

中谷:我が国に対する武力攻撃が発生していなくても、我が国と密接な関係にある国に対する武力攻撃が客観的に存在している以上、我が国の存立を全うし国民を守るための必要最小限についての具体的な限度は、武力攻撃の規模、対応等に応じて判断できると考えている。武力行使の目的をもって武装した部隊を他国の領土領海領空へ派遣する、いわゆる海外派兵は一般に自衛のための必要最小限度を超えるものであり、憲法上許されないと解している。これは我が国に対する武力攻撃が発生しこれを排除するための武力を行使する他適当な手段がない場合においても、対処の手段、対応、程度の問題として一般に他国の領域で武力行使に及ぶことは旧三要件の第三要件の自衛のための必要最小限度を超えるものという基本的な考え方を示したものだ。このような従来からの考え方は、新三要件のもとで行われる自衛の措置、すなわち他国の防衛目的とするものではなく、あくまで我が国を防衛するための必要最小限度の措置にとどまるものとして、武力の行使における対処の手段、対応、程度の問題としてそのままではまるものと考えている。(煙幕～！答弁原稿は横畠さんが作ったのか？大臣は官僚の作文を上手に朗読しました。要約困難なのでまずはきっちり全文掲載します。)

次に苦心の要約:

我が国に対する武力攻撃が発生していなくても、密接関係国に対する武力攻撃が存在していれば、我が国を防衛するための必要最小限(の手段、対応、程度)は、(敵対国の)武力攻撃の規模、対応等に応じて判断できると考えている。憲法上、海外派兵は許されない。ここで海外派兵とは「武力行使の目的をもって武装した部隊を他国の領土領海領空へ派遣する」こと。武力行使の目的を持たず、武装しない部隊を派遣することはOK。補給、輸送、遭難者捜索等は武装しないし、直接ドンパチ戦わないし、危なくなったら退避するからOK。

新三要件では、密接国のための海外に行くが、他国防衛目的ではなく、あくまで自衛のための必要最小限度なので、旧三要件と同じである。

文字上、旧三要件も新三要件も「自国防衛のための必要最小限」と丸めることができるが、旧三要件の場合は日本領土内の専守防衛、新三要件の場合は世界中いつでもどこでも相手かまわず。両者で必要となる自衛隊の装備が同じであるはずはない。「必要最小限」という言葉にとらわれず、「手段、対応、程度」を比較してほしいよ。

◆中三からの自衛官募集

【9/2 山本太郎(生活の党と山本太郎となかまたち)】

山本:防衛省によると、自衛隊は、全国のほとんど全ての市区町村から、中学3年生と、17歳から23歳までの合計7世代の若者をターゲットとして、住所、氏名、生年月日、性別の四つの個人情報を収集してDMの郵送、戸別訪問、ポスティング、等募集活動をまめにやっている。

中谷:自衛官の募集は、自衛隊法に基づいて自衛隊地方協力本部が実施するほか、法定受託事務として都道府県の知事、市町村の長がその事務を行うこととしております。募集対象の情報につきましては、自衛官の募集に関し必要があることから、住民基本台帳に基づいて、住民基本台帳の一部の写しを閲覧から請求する、より取得をいたしております。

住民基本台帳閲覧申請状況:

宮古市においてはH9.4.2～H10.4.1 生まれの一年代(18歳)

名護市においてはH1.4.2～H10.4.1 生まれの九年代(18～26歳)

那覇市:9.4.2～10.4.1 および7.4.2～8.4.1 の二つの年代(1、20歳)

石垣市:4.4.2～10.4.1 および12.4.2～13.4.1 の7つの年代(18～23、14歳)

中谷:自衛官の募集に際して必要な募集対象者の情報の取得にあつては、各市町村ごとの募集対象者の規模、地域ごとの状況を踏まえて各地方協力本部において依頼の範囲を判断をしている。人口の過密や過疎があり、やはり過疎のところでもより多くの人々に声を掛けたい。

山本:DM 発送諸経費から計算すると、平成26年度の高校3年生(18歳)人口は118万人のうち34%の40万人または21%の25万人(DMの送料によって数量が異なる)にDMが送られた。集めた個人情報、全員分郵送しているわけじゃない。DMを送る人間を選別している。個人情報四情報以外からも防衛省は個人情報を収集しているか。

中谷:していない。

山本:自衛隊の直接戸別訪問を受けた人の話:「自分は消防に就職希望を出しているが、自衛隊の担当者が、自衛隊との併願でどうだ、とわざわざ言いに来た。」4個人情報以外に収集しているのではないか。もっと楽に情報収集できるようマイナンバーを使うのではないか。

中谷:自衛隊は、募集の相談員や自衛隊のOBの協力者を通じて優秀な人材の勧誘、確保に努めている。今のところ自衛官の募集にマイナンバーを利用する予定はない。

■8月25、26日の審議

◆武器等防護

【8/26 小川勝也(民主党)】

自衛隊法第95条、武力行使の要件:

1. 武器を使用できるのは、職務上武器等の警護に当たる自衛官に限られている。
2. 武器等の退避によっても防護が不可能である場合等、他に手段のないやむを得ない場合は武器を使用できる。
3. 武器の使用は警察比例の原則に基づき、事態に応じて必要と判断される限度に限る。
4. 防護対象の武器等が破壊された場合や、相手方が襲撃を中止・逃走した場合は武器の使用ができなくなる。
5. 正当防衛または緊急避難の要件を満たす場合でなければ、人に危害を加えてはならない。

小川:もし米国の艦船が撃たれたときに日本の艦船が「武力行使」する、これが「防護」ではないか。

中谷:国または国準に対する武力行使に至らない武器使用がある。日常時、警戒監視時、PKO 活動時、安全確保のための武器使用がある。ミサイルで撃たれる、などではない事態において日本は米軍を防護する。

小川:潜水艦から米艦に魚雷が撃ち込まれたら、日本のイージス艦からアスロック(対潜水艦)ミサイルを打たないか?

中谷:自衛隊法第 95 条は、現に戦闘行為が行われている現場を除く、となっているので、戦闘攻撃はしない。

小川:米艦船が魚雷で狙われていて、日本の艦船のみが防御ミサイルをもっているときに、日本は防護しないのか。

中谷:日本側は武力行使をしない、ということを米側と調整しているので、法律の範囲内で米側を防護する。武器等の退避によって防護が不可能な場合、他に手段がなくやむを得ない場合でなければ武器を使用できない。防護対象の武器が破壊されたり、相手方が襲撃を停止・逃走した場合は武器使用ができなくなる。正当防衛、緊急避難でなければ人に危害を与えてはいけない。これらの要件が満たされない場合は武器使用できないので、米側に対してこれらの要件を説明して理解を得る。

小川:武器使用の行使要件の2「武器等の退避」を米国の艦船に恥ずかしくて言えないだろう?

中谷:米国に(追撃は)できない、と言う。米側に事前に説明しその前提で活動する。

小川:日本のイージス艦が米艦船を守るとき、「警察比例」で守るとはどういうことか。

中谷:「警察比例の原則」は、その手段対応は除去されるべき障害の大きさに比例しなければならず選択可能な手段のうち必要最小限度にとどまらなければならない。

小川:米艦船が敵艦からの魚雷で撃たれたら、自衛外は、それしか方法がないとして警察比例でアスロックミサイルを撃てるのか。

中谷:個別具体的なケースがある、共同訓練実施する、日米間で協議する、日本の法律に従って行動する。

小川:米国は都合のいい時だけ防護するような相手に防護を頼みたくないだろう。

中谷:自衛隊は法律の範囲で防護する。米国には説明し理解を得る。米国の警護部隊と緊密な連携をとる。

小川:武器使用できないならば防護はできないだろう。

中谷:憲法の範囲内で法律を考えた。武力行使できないという前提で法律を提案している。

小川:武器等防護の対象となる武器は従来、機関銃、武器庫等防護であった。それを米国の空母や艦船まで対象を広げる、というのは法律に対する冒とくだ。この法律では、「自衛官は米国等の軍隊その他の外国の軍隊その他これに類する組織を防護できる」とされていて、日米同盟やアクサ(ACSA:米国軍の物品役務相互提供協定)を結ぶ諸国だけでなく無尽蔵に他国を防護できる。内閣法制局がまともに機能していたらこんな歯止めのない法案を作るはずがない。日本のイージス艦は装備、乗組員のモラル、能力、性能が最高である。しかし、憲法があって憲法の上に法律が作られている。刑法、刑事訴訟法、軍法、軍事裁判がないと武器使用も武力行使もできない。大臣もできないことが多い、と言っている。こんな未整備な法体制で自衛官が万一米国に裁かれることになったらどうする。この法律は武器等防護ができたらいという願望であり実態のない法律だ。

◆国会承認

【8/25 福島みずほ(社会民主党)】

福島:大臣は、7月8日の衆議院の特別委員会で、重要影響事態から存立危機事態に移行する場合もあり得る、と答弁した。重要影響事態から存立事態に移行する場合があるということは、重要影響事態そのものも、極めて危険だということにはならない。

中谷:「存立危機事態は概念上、重要影響事態に包含をされるものであり、重要影響事態として認定をされた状況が、

さらに悪化して、存立危機事態の要件を満たすこともあり得る。存立危機事態は、武力を用いた対処をしなければ、わが国が武力攻撃を受けた場合と同様、深刻かつ重大な被害が及ぶことが明らかな状況で、重要影響事態から存立危機事態に至った場合は、防衛出動を命じられた自衛隊は、わが国を防衛するために必要な武力の行使ができる。ただし、存立危機事態でのわが国の武力の行使は、あくまでも、そのような深刻、重大な被害を及ぼすことが明らかな武力攻撃を排除することに限られる。

福島:後方支援をしていて、相手方から攻撃を受ければ中止する、停止する、避難すると言うが、(実際には)そんなことできない。重要影響事態から、存立危機事態に移行し、(現場は武力行使に)突入していく。政府が存立危機事態に当たると認定すれば、そのまま突入できるのだ。国会の事前承認もなく、極めて危険なことだ。まさに日本が(米軍などに)武器弾薬を提供し、かつ給油をする先に何があるのか。『日本は、被害者にも加害者にもなるべきではない』

【8/26 荒井広幸(新党改革)】

荒井:PKO法、存立危機事態、重要影響事態法は原則国会事前承認だが例外で事後承認も認めている。PKOは「国会が閉会中、衆議院が解散中は事後承認を認める」。存立危機事態(事態対処法)は「緊急の必要があり事前に国会承認を得るとまがない場合」。重要影響事態法は「緊急の必要がある場合」。なぜ書きぶりが違うか。

中谷:いずれも事後承認を認めなければ我が国の平和安全確保に支障をきたす緊急時に事後承認を認める。PKOでは国会の開催を待っているのは国際社会の要望にタイムリーに答えられない場合、国会の事後承認を認める。

荒井:PKO法の場合は具体的だ。それ以外の場合は、「緊急」というばかりで具体性がない、政府にフリーハンドを与えるものだ。日本が直接攻撃される、またはその恐れがあるのであれば個別的自衛権で対処すべきである。

荒井:事後承認で自衛隊を海外派遣したのち、国会が不承認としたら、海外に派遣した自衛隊は撤退しなければならない。撤退すれば共同対処していた相手国軍(の防衛が手薄になり)が厳しくなる、攻撃される危険性、「逃げるのか」と批判、多大な影響を追う。国会が、正当性はないが撤退を躊躇しかねないリスク(撤退のリスク)があり、国会が追認する機関になりさがる。だから、例外なく事前承認とすべきだ。

◆法律の規定がない

【8/26 水野賢一(無所属クラブ)】

水野:集団的自衛権を行使するときは要請が必要だ、これは当然だ、要請もなく自衛隊を海外派遣したら国際法違反で侵略だ。存立危機事態の認定において武力攻撃を受けた密接関係国からの要請が必要か。法文のどこに書かれているか。

中谷:存立危機事態の認定においては対処基本方針を決定するが、その際、武力攻撃を受けた国の要請または同意が必要であるが、その点について法文上はどこにも書いていない。

水野:日本が存立危機事態かもしれない事態に陥っているのに他国の要請・同意がなければ認定できない、というのはおかしい。概念が自己矛盾だ。

中谷:存立危機事態の定義に(他国からの要請同意は)含まれていない。しかし、要請同意がないにもかかわらず対処基本方針を定めることは、ございません、いたしません。

水野:存立危機事態認定の際の判断基準となる三要件には、他国からの要請同意が必要、とは書かれていない。

中谷:「他国からの要請同意が必要」とは、存立危機事態の定義には明記されていない。認定の前提条件として、国際法に則るとするのは当然だから。

【8/26 荒井広幸(新党改革)】

荒井:存立危機事態発生(ホルムズ海峡での機雷掃海)時、想定される概ねの予算規模は。

防衛省:過去事例では、H3 ペルシャ湾に機雷掃海に自衛隊を派遣した際、隊員 510 名、掃海艇 4 隻、母艦 4 隻、補給艦 1 隻、現地で活動約 3 ヶ月活動した事例では、追加費用として当時の価格で 13 億円がかかった。

荒井:仮にホルムズの事態が発生した場合その予算はいつ、どこから支出するか。

財務省:自衛隊の活動に伴って必要となる経費は、当初予算の執行または補正予算、予備費で対応する。

荒井:防衛省の予備費か、それとも国家財政の予備費か。

財務省:政府全体としての予備費。

荒井:もちろん、最初から防衛予算の予備費に計上していたら、好き好んで海外派遣することになっておかしい。補正予算で対応する場合、国会で予算規模、正当性を議論した上で予算計上するか。

財務省:事案の中身、規模によって違うので一概には言えない。

荒井:防衛省の予算内でできる場合もあり、その場合、決算まで行為の正当性を評価できない。予算面からは歯止めがきかない。国益にかなうかどうかを事前に国会で審議しておく必要がある。

【8/25 福山哲郎(民主党)】

公明党の北側三原則:

- (1) 国際法上の正当性を有すること
- (2) 国民の理解を得られるよう、民主的統制を適切に確保すること
- (3) 自衛隊員の安全確保を最優先すること

安全確保の措置:

安全確保、実施区域の指定、一時休止、撤退

米軍等行動関連措置法第 4 条:

行動関連措置は武力攻撃及び存立危機武力攻撃を排除する目的の範囲内において、事態に応じ、合理的に必要と判断される限度を超えるものではない。

福山:総理はこれまで「北側 3 原則を法律上の要件として明確に定め」「この 3 原則の方針が法案の中に忠実かつ明確に盛り込まれた」と述べている。[存立危 機事態]における[後方支援]において、「安全配慮、実施区域、一時休止、撤退」は、根拠法である[米軍等行動関連措置法]のどこに明記されているか。

中谷:(法文中に)この実施区域の指定とか、一時休止、中断の明記はない。自衛隊法第 4 条に、隊員の安全確保についても配慮した上で、必要な後方支援を行うという趣旨が含まれる。

福山:[4 条]には安全確保の規定はない。

中谷:たしかに[重要影響事態法]や新法のような安全配慮義務等の規定はないが、これは[武力の行使]ではなくて、[後方支援]であるから、安全確保は当然のことだ。後方支援は戦闘ではないし、危険を回避して安全を確保した上で実施するものであり、安全な場所で行うことが大前提、隊員の安全確保のための措置は、このような形で担保した。

(中谷氏、あいまい答弁を延々と繰り返し、委員長の「速記止め警告」を 9 回受けて休憩に突入。)

鴻池委員長 発言

この際、委員長より申し上げます。午前の福山委員の質疑におきまして、中谷国务大臣と議論がかみ合わなかったという事とはご承知のとおりであります。この自衛隊の安全確保ということに関しましては、自衛隊、あるいは関係者以外の

国民の多くの皆さまが、きわめて関心深いことであります。ここで、これ以上のかみ合わない議論が続きますと、のちの、これより先の質疑の時間を無駄にすることに相成りますので、ぜひとも、この件に関しましては、委員長預かりにさせていただきたいと思っております。そこで、政府におかれましては、福山君の質疑につきまして、充分、検討を加えていただきまして、より善処をしていただくということをお願いをしたいと思います。それができますまで、いま、申し上げましたように、委員長預かりとさせていただきます。

福山:総理は、この[米軍等行動関連措置法]に安全確保の規定がないことを知っていたか?

安倍:知っていた。

福山:[ガイドライン]に基づく[後方支援]活動は、実は4種類も5種類もある。(安全確保)規定がないことを知っていたとしたら、総理の安全確保の答弁が齟齬をきたす。

福山:国民は、総理が「すべての方針が法案の中に忠実に、かつ明確に盛り込まれたものと考えています。」という総理の言葉を聞いて、「ああ、すべての安全保障法案には安全確保の措置がとられたんだ」と認識した。総理が、安全確保の規定が法案にないことを知っていて、こういう答弁をするのは、国民に対して、だます、誤解を与える、事実と違うことを述べた、と考えられる。

安倍:[米軍等行動関連措置法第4条]の「限度を超えるものであってはならない」は、隊員の安全確保についても配慮した上で必要な支援を行う趣旨を含むものであると、与党において合意がなされた、と我々は解釈している。〔北側3原則〕の趣旨がこの中に入っていると、我々は理解している。

福山:総理は何度も、安全が確保されないかぎり、自衛隊による後方支援を行うことはないと言ってきている。自衛官の生命や身体に係わる問題であり、答弁でごまかすのではなく、法律に明確に規定すべきだ。

福山:[米軍等行動関連措置法]には、実施区域も安全確保も配慮義務も一時休止、中断も規定がない。なおかつ、〔存立危機事態〕においては、現に戦闘行為が行われている場所でも〔後方支援〕は可能だと統一見解が出ている。現に戦闘行為が行われる場所でも実施が可能なのに、自衛官に対する安全配慮規定がまったくないのは問題だ。

【8/25 水岡俊一(民主党)】

水岡:自衛隊法95条第1項は「自衛隊の武器などを職務上警護する自衛官が、その武器の防護に必要だとする相当の理由がある場合、合理的な限度での武器使用できる」となっている。自衛隊法95条第2項は、「自衛隊の武器」のところに「米軍等の部隊の武器」が入る。1項は自衛隊の装備をまもるため、2項は米軍等の武器を守るため。この最終判断はだれがやるか。

中谷:95条1項を命令するのは防衛大臣。武器の使用権限は個々の自衛官が主体となってやる。95条2項の米軍武器等防護では、当然、部隊の指揮官の命令に従う。

水岡:武器等防護では指揮官の命令に従うと条文に書かれているか。

中谷:書かれていない。自衛官は、57条(上官の命令に服従する義務)に従い、上官の命令に忠実に従う。上官の命令によって武器を使用することができるのは当然だ。(命令があってもなくても使用できる)。

水岡:法案に書かれているかいないかは重要だ。89条2項(自衛官が武器を使用するには、当該部隊指揮官の命令によらなければならない)は準用するか。

中谷:準用しない。

水岡:自衛官が個人で判断するということか。

中谷:自衛官は組織の性格上部隊として活動するのが当然。警護を行う場合は部隊として武器等警護にあたるので、上官の命令に従う57条に従って活動するのは当然だ。

水岡:89条2項を準用しない、95条にも書いていない、しかし解釈で部隊の指揮官の命令によらなければならない、という論理は通用しない。

◆8/25 イラク市民の犠牲

【8/25 山本太郎(生活の党と山本太郎となかまたち)】

山本:民間人の殺害、軍事施設以外への攻撃、捕虜への拷問などの禁止、これは完全な国際法違反だ。それらを禁止したものがジュネーブ諸条約、国際人道法などであり、日本はこれらの条約を批准している。

安倍:自衛隊が活動するにあたって、国際法を遵守し、国際法上、違法な行為に対する支援を行わないことは当然だ。ある国がジュネーブ諸条約を初めとする国際人道法に違反する行為を行っている場合、我が国が支援や協力を行うことはない。

山本:2006年3月15日、イラク中部のイシャキ村で起きた一家惨殺事件。手錠をかけられ無抵抗な状態で家にいた11人を米軍は銃殺。地元テレビでも報道され、BBC、CNNなど欧米メディアも伝えた。米兵達はファイズさんらを殺害後、家を爆破した上、家畜までも殺していった。これは戦争犯罪だ。国際法違反だ。

安倍:その事案を知らないので論議を差し控えたい。

山本:ファルージャ総攻撃(2004.11.7-12.25)では、米軍は街を完全に包囲、報道陣は街からシャットアウト。兵糧攻めの状態の中、40名を超えるイラク人、医療関係者が医薬品を持ってバクダットから駆けつけ、ファルージャ総合病院を目指したが、17名の医療関係者は米軍に射殺された。完全包囲されたファルージャの街に激しい空爆、砲撃。総合病院は米軍に占拠され、市内にあった2つの診療所は米軍が空爆した。消火活動をしていた消防士、警官までも米兵は攻撃した。2004年の最初のファルージャ攻撃では、700人以上が殺害され、2回目の11月、ファルージャ総攻撃では、行方不明者は3000人に及び、6000人もの住民が殺された。中には、白旗を握りしめたままで発見された少年の遺体もあったそうだ。これ、米軍が行ったまぎれもない国際法違反、戦争犯罪ではないか。

安倍:中身について検証する材料をもっていないので、コメントは差し控える。

山本:米軍による爆撃は日本でも、広島、長崎、東京大空襲、そして、日本中が空爆、爆撃をされた。それによって、50万人以上の方がなくなった。そのほとんどが一般市民だ。これは戦争犯罪、国際法違反ではないか。

岸田:国際司法裁判所等においても、そうした議論が行われていると承知している。

山本:この先、米軍が戦争犯罪を行った場合、総理が我が国の最高責任者として、米軍の行動を止めるか。自衛隊、撤退させられるか。

安倍:自衛隊が活動するにあたって、国際法を遵守し、国際人道法に違反する支援を行わないのは、当然のこと。

山本:アメリカ、イギリスは大量破壊兵器や化学兵器をもっていると疑ってイラクに入っていたが、結局それは何も見つからなかった。700回、500箇所を搜索したのに出でこなかった。白燐弾、劣化ウラン弾、クラスター爆弾、大量破壊兵器で、化学兵器で、自分たちがそれで、イラクに住む人々を傷つけた。これ、国連憲章違反だ。検証が必要だ。第三者検証委員会の設立を求める。検証ができていないなら、自衛隊の活動を拡大させるわけにはいかない。今回のルール改正、戦争法案では、自衛隊に死者がでるだけでなく、後方支援という名の一体化で、米軍とともに、加害者側になる可能性大だ。

◆テロの危険性

【8/25 水岡俊一(民主党)】

水岡:もしこの法案が成立したら、国民の安全の危険度は増すか。

山谷国家公安委員長:平和安全法制により紛争を未然に予防する力、つまり抑止力が高まる。

水岡:防衛のことでなく国民の安全のことを聞いている。抑止力でテロが収まるか。

山谷:国内治安維持を行う警察が警備態勢の強化、対処能力の向上、関係機関の連携に取り組んでいる。

水岡:8月17日、タイで爆弾テロ、19人死亡、115人がケガをした。22日、オランダ、アムステルダムからパリに向かう国際列車がテロ。アフガンのカブールでテロ、12人死亡、60人ケガ。この1週間を見ても世界的にテロの危険度が増している。日本でその心配はないか。山谷:情報収集、対処能力の向上、今後とも警察の責務を果たしていく。

山谷:国内外情報収集している。今後も警察の責務をしっかりと果たしていく。

水岡:イラク戦争に参戦したスペインとイギリスの例。スペインは2004年3月11日、マドリッドで電車の爆破テロ、191人死亡、2000人ケガ。イギリスは2005年7月にロンドン地下鉄爆破テロ、56人が死亡、700人ケガ。これらはイラク戦争に参戦した国に対する報復であった。日本が集団的自衛権を行使すれば日本国内でテロが起きる可能性が高まると考えないか。日本はオリンピックを迎えようとしている。世界の注目が集まる日本においてテロの脅威が更に高まるのではないか。

安倍:テロの脅威に対しては、各国と情報共有し、情報を収集分析しながら対処する。水際で入国させない、確保するなど対策をとる。テロの温床となっている貧困、暴力を撲滅するために日本は貢献している。我が国が集団的自衛権を行使する場合は、存立危機事態であるから、当然、武力行使をしてそれを排除する。

水岡:タイ、バンコクの爆弾テロでは、米国からタイに、10人前後のテロリストの可能性のある人物が入国しているという情報があったにもかかわらず何もできなかった。日本にはそういった対応をする部署があるか。

安倍:我が国では水際で阻止し、国内で確保する対応が可能だ。いちいちについてはインテリジェンスにかかわるので答弁を控える。

水岡:もしテロの危険度が高まっているという情報があるならば国民に知らせることが大事だ。外務省は日本の国際テロ対策をホームページで紹介しており、そのページの日付けはH27.7.15更新であった。その中の概要には、H23.9.1、今から4年前の状況を掲載している。国民に対して現況を示していない。

岸田:外務省は各国の危険情報を更新している。情報の内容によっては細かい対応が必要なスポット情報として明らかにし、関係国の邦人に伝達するという対応をとっている。情報の伝達では、より現実的、スピーディーに伝えなければならぬので、SNSシステムを導入している。

水岡:H23.9.1のHPには、「国際組織アルカイダ・・・」「ウサマビンラディン・・・」の記載がある。こういうレベルだ。大臣の答弁と外務省の行動には、あまりにも差がある。

岸田:ご指摘のHPの部分については確認する。現実の対応は絶えず更新している。

水岡:実行してほしい。

◆経済的徴兵制

【8/26 辰巳孝太郎(日本共産党)、山本太郎(生活の党と山本太郎となかまたち)】

経済的徴兵制

前原金一氏
(当時、経済同友会専務理事・日本学生支援機構運営評議会委員)の発言

「前回は申し上げたのですが、こういうやり方も一つあります。今の経済状況を考えると、労働市場は非常に好転しています。まず、延滞している人の年齢別人数を教えてください。それから、**延滞者が無職なのか、低収入なのか、あるいは、病気なのかという情報をまず教えてください。**

今、労働市場から見ると絶好のチャンスですが、放っておいてもなかなかいい就職はできないと思うのです。**前も提言したのですが、現業を持っている警察庁とか、消防庁とか、防衛省などに頼んで、1年とか2年のインターンシップをやってもらえば、就職というのはかなりよくなる。防衛省は考えてもいいと言っています。」**

「百数十万人いる無職の者をいかに就職させるかというのは、日本の将来に非常に大きな影響を与える」

「防衛省は、2年コースを作ってもいいと言っています。」

2015年8月26日 参議院我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会 生活の現と山本太郎となかまたち：山本太郎
<平成26年5月26日 文部科学省「学生への経済的支援の在り方に関する検討会」議事録より 山本太郎事務所作成>

これって、新しいタイプの「徴兵制」じゃないの?!

**前原金一氏に
対して
防衛省が
作成した資料**

長期 自衛隊インターンシップ・プログラム(イメージ)
(企業と提携した人材確保育成プログラム)
(有意な人材の「民一官一民 循環プログラム」)

- 防衛省/自衛隊と民間企業の間で提携し、人材の相互活用を図るもの。
- プログラムのイメージ
 - 企業側で新規採用者等を自衛隊に「実習生」として派遣する。
 - 自衛隊側で、当該実習生を一任期限定(1年)の任期制士として受け入れる。
 - 自衛隊側は当該実習生と自衛官として勤務させ、当該任期終了までの間に一定の資格も取得させる。
 - 任期終了後、当該実習生は、企業側に戻り社員として勤務する。
 - 自衛隊での受け入れ期間中の給与等は官側の負担とする。

企業側のメリット

- 自衛隊で鍛えられた自衛隊員(体育系系)人材を毎年、一定数確保することが可能。
- チームワーク、行動力等の「社会人の基礎教育」を自衛隊で実施してもらえる。
- 国の防衛に大きく貢献できる。

防衛省側のメリット

- 新しい事業領域の中、「活躍」不要の若くて有意な人材を毎年一定数確保することが可能。
- 企業との間で、若い人材の「取り合い」を回避し、WIN-WINの関係を構築可能。
- 企業側との関係の進展は、将来的には本職員としての活用も視野。

課題等

- 本プログラムについては、まずはモデルケースの確立が必要。
- 任用形態等については、要検討(採用試験が必須。)
- 企業側に対する利便性の向上(インターンシップ料金が不可)。

2015年8月26日 参議院我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会 生活の現と山本太郎となかまたち：山本太郎
<防衛省資料資料に一部加筆 山本太郎事務所作成>

辰巳:一般企業を通じた戦争人員の確保策もある。これは、防衛省の作った『長期自衛隊インターンシップ・プログラム』、企業と提携した人材確保育成プログラムのイメージだ。これはいつ、なんの目的で、どの範囲で提案したものか?

中谷:平成25年7月に経済同友会において前原氏(経済同友会メンバー、民間企業)側に(防衛省の一官僚が前原氏の会社まで出かけて行って)示した。

辰巳:内容は「企業側で新規採用者を2年間、自衛隊に実習生として派遣をする。一任期限定の任期制士として受け入れる。自衛隊は自衛官として勤務させて一定の資格も取得させる。2年間後、企業に戻って社員として勤務する。自衛隊での受け入れ期間中の給与等は官側の負担とする」と書かれている。なぜ体育会系人材を毎年一定確保することが企業側にとってのメリットだと、防衛省は考えたのか、仮にこの2年間の任期制士の期間中に有事が起こった際、これは防衛出動という事になるのか?

中谷:防衛出動は正式自衛隊員にならなければならない、この場合は研修プログラムで召集の対象にはならない。

辰巳:レクチャーの段階では「任期制自衛官は既に召集されており、有事の際は当然、防衛出動の対象になる」と聞いたが。

中谷:このプログラムについては、その後、検討を行ってないし、検討も行う予定もない。

■ 8月26日以前の審議

■ 自衛隊の身分

◆ 国外犯処罰規定

【7/29 水野賢一(無所属クラブ)】

水野:国内では自衛隊員が武器を不当使用すれば「武器の不当使用についての罰則」がある。しかし海外での武器の不正使用に対する罰則はない。なぜないか。

中谷:国内の罰則は、1年以下の懲役、3万円以下の罰金。国外犯は原則3年以上の罰則なので、均衡を考慮して、罰則なしとした。自衛官は法令に基づいて適正に武器使用する。厳正な注意義務がある。徹底した訓練も行う。自衛官が海外で違法な武器使用を行うとは想定されない。派遣先で犯罪を犯した場合、どこで裁判するかは、派遣先国との間の地位協定等による。殺人の場合は刑法に国外犯処罰規定があるので、刑法で処罰される。海外での武器の不正使用については、国外犯処罰規定がないので、処罰はない。これはこれで適切である

と考えている。

水野:この問題の本質は、海外で自衛隊が勝手に武器を使用したり部隊を動かしたりすれば、思わぬ戦争に発展する。満州事変のようなことをしたら、中央が把握しないところで大変なことになる。ここに海外での武器使用の罰則規定がないのは問題だ。勝手に武器を使用しても罪に問われないのか。

中谷:自衛隊法の罰則については、法案を改正する方向で検討する。

水野:この法案に欠陥があるなら、これ以上審議できない。法案の出し直しを要求する。

中谷:今法案とは別途、不断の検討を行っていく。

安倍:現行の自衛隊法の罰則は、他の国家公務員の罰則との均衡から、一年以下の懲役または三万円以下の罰金としている。国外犯処罰規定は3年以上の懲役を伴う罪とされていることとの均衡を考慮し、国外犯処罰規定を設けていない。別途、国内犯処罰規定については、他の国家公務員との均衡から、最高7年以下の懲役または禁錮とされている。自衛隊は志願制なので、罰則をもってこれを維持するという考えには立っていない。自衛隊法の罰則の在り方については、別途、不断の検討を行う。

水野:一般の公務員と違い、自衛隊員は武器を持つ。だからこそ武器の不当使用には厳しい罰則が必要。1年以下では甘すぎる。盧溝橋事件のように、一発の銃声から泥沼の争いに発展することもある。海外での武器使用には厳しい罰則が必要だ。自衛隊員が海外で武器を不正使用した場合、どうするのか。

安倍:不断の検討を行う。自衛隊法の罰則の在り方は今回の法案とは別途検討する。

【8/3 水野健一（無所属クラブ）】

水野:自衛隊法第188条、国内での不当武器使用に対する罰則の適用事例はあるか。

中谷:昭和35年から平成26年までの55年の間に、不正武器使用の事例は自殺、山に発射など38件。有罪6、起訴猶予32、懲戒処分15。

水野:海外での不正武器使用の事例はあるか。

中谷:ない。

水野:この法案が通れば、自衛隊の海外活動が広がる。不正な武器使用に対する罰則がないのは大きな抜け穴だ。

中谷:不当な武器使用に対する罰則は1年以下の懲役、は適切である。上官命令反抗、殺人罪、傷害罪などは個別具体的に法的責任が検討される。

水野:放火殺人の場合に、殺人罪は適用されるが、放火は問われない、というのは問題だ。

◆救命に関する検討会

【7/28 大塚耕平(民主党)】

中谷:防衛省は、武力攻撃事態時における自衛隊員の生命を最大限守ることが重要と認識。防衛大綱において、事態対処時における第一線の救護能力の向上を図るとしている。衛生機能の強化に関する検討委員会を設置し、検討項目の一つとして、第一線の救護能力の向上を検討している。部外の専門家の意見を聞く検討会を7月以降3回、開催。9月以降、報告書、提言の予定。

自衛隊の第一線救護における的確な救命に関する検討会の議事録より

『弾が飛び交うなかで処置が困難な場合、裂傷が激しい、厳しい場合などセーフティネットも含めて、どこまで許容

するかという議論だ『戦場ではモルヒネを注射できないので、経口のフェンタニルを含めて検討すべきではないか。セーフティネットとしてどこまで認めるかを議論することが必要である』第一線においては、医療が優先する場合と戦闘が優先する場合があると理解している。』

大塚:セーフティネットというのは、処置を見切って戦闘の方に重点を移さないといけない場合もあるだろうとこの中で議論をしている。更に検討会では、顔面破壊写真、両足切断写真などの資料をもとに医療関係者が第一線における医療行為の検討を行っている。

議事録では『弾が飛び交う中で』、『戦場では』、『戦闘行為が優先する』とか議論され、一方、今まで衆議院では、「そういう事にはならないから安心しろ、自衛隊のリスクはむしろ小さくなる」などと答弁されていた。不誠実な答弁だ。

中谷:これは武力攻撃事態対処時において自衛隊の生命を最大限に守ることが重要だと認識をしております、使用の検討を行っているという事だ。

安倍:武力攻撃事態における、いわば戦闘下における医療行為、これは普通の病院で行う医療行為とは違う、優先順位も違うから、そこでどう判断するかを当然、検討していくのは当たり前のことだ。今般、集団的自衛権の一部の容認を認めた。PKOにおいても、また後方支援等についても恒久法を作った。確かに任務は増えていくが、個々の任務において出来る限りリスクが低減されるよう、我々も努力をしていきたいと思う。

◆メンタルヘルス対策

【8/3 荒井広幸(新党改革)】

過酷な勤務環境が想定される海外での活動が、増大することも視野に入れたメンタルヘルス対策はきわめて重要だ。現状ではメンタルヘルス対策の予算も、専門スタッフの体制も不十分である。医務官の充実や、経験者を含むメンタルヘルスの統括部所を作る必要性もある。「弱さ」とみられるのを嫌い、自衛隊員がカウンセリングを受けようとしないう「スティグマ」の問題もある。スティグマ払拭にも組織をあげて取り組まねばならない。隊員家族にも精神的な負担が生じることが心配される。隊員家族へのカウンセリング支援、相談窓口の拡充も求める。

メンタルヘルス企画官とは:

大臣官房衛生官:自衛隊の各機関が実施するメンタルヘルスに関する情報共有、施策の強化を図る。防衛省事務官が担当し、医官、医師の資格をもつものではない。メンタルヘルスにかかる予算規模は、1億8千万円。部外カウンセラー招聘のための非常勤職員手当。専門家育成のための教育訓練費。ポスター印刷、出張旅費など。

荒井:医者ではない、PKO 派遣などの経験のない事務官が自衛隊員のメンタルヘルスができるか。

■自衛隊の任務

◆邦人救出

●北朝鮮拉致被害者の救出

【7/30 中山恭子(次世代の党)】

中山:どの法案を見ても朝鮮半島有事、動乱時に北朝鮮拉致被害者を救出できるようにはなっていない。

安倍:法案の検討時に拉致被害者を含む検討も行った。しかし一定の制約があり、自衛隊の活用には限界があることを理解してほしい。同盟国の米国に対し、拉致被害者に関する情報を提供し、動乱時は米軍による救出体制をつくるよう検討してきた。拉致被害者の安全に関し米国に依頼している。

法人保護の実施要件

1. 当該外国の権限のある当局が秩序の維持に当たり、かつ戦闘行為が行われないこと。
2. 自衛隊が行う保護措置について当該外国等の同意があること。
3. 部隊と外国当局との連携および協力が確保されること。

中山:現実には、当局が存在しないテロ事件が勃発している。混乱状態の中で今の国際情勢の中でこの3要件を満たすことは極めて難しい。

安倍:3要件を満たした場合に限り実施する。不断に検討を行う。

●邦人がいなくても

【8/26 大野元裕(民主党)】

大野:公海上で邦人を乗せた第三国の民間船舶が攻撃を受けた。日本は自衛権を行使するか。

横畠:(邦人が載っているだけでは)自衛権を行使しない。

大野:公海上で邦人を乗せた第三国の民間船舶が攻撃を受け、かつ相手国は日本に対する攻撃をほのめかしている。日本は自衛権を行使するか。

中谷:新三要件に該当すれば自衛権を行使する。避難する邦人を乗せた米国の艦艇が武力攻撃を受けた場合、我が国近隣で武力攻撃が発生、米国が武力攻撃を受けている、言動から我が国にも武力攻撃が行われかねない、そのような状況では、取り残されている在留邦人の救助が急務であるから、存立危機事態に当たりうる。また、邦人が乗船していない場合でも、総合的に判断した結果、存立危機事態に認定されることもある。

大野:総理は「女性や子供を乗せた米艦を守れなくていいのか」と国民感情に訴えて米艦防護の必要性を説いたが、それは立法事実に基づいていない。

●米軍以外の艦船

【8/4 中西健治(無所属クラブ)】

中西:韓国は10年ほど前から外国人労働者を受け入れる政策をとっているため、多くのベトナム人が滞在している。そのため、朝鮮半島有事の際には、ベトナムが艦船を派遣し、自国民を一時的に日本に避難させることが考えられる。ベトナム艦船に乗り込んだ日本人も防護の対象になるのか。

安倍:ならない。米国の艦船および米国がチャーターした艦船で多くの人を輸送することが一番考えられる。

【8/25 中西健治(無所属クラブ)】

安倍:既に日本への攻撃が発生している、我が国事態がすでに発生しているという状況であれば、日本への物資が運ばれている船を個別的自衛権の延長で当然に守れる。邦人を乗せている船に対して、日本を攻撃してい

る国が攻撃すれば、守りうる。(個別的自衛権の行使による邦人輸送が可能であることは、過去の政府解釈、安倍総理の答弁、中西議員の意見は一致している。)

中西:朝鮮半島有事の際には、数十万人の外国人(日本人だけでも6万人近く)が、ひとまず日本に退避してくることが想定される。そのため、釜山～博多の間(200キロ)は、日本人を含む数十万人を運ぶ船舶で埋め尽くされることが予想される。日本やアメリカ船に限らず、パナマ船籍・リベリア船籍といった第三国の船も多く含まれるだろう。このような状況において、(外国船籍を自衛隊が保護する上で)パナマやリベリアから、「要請または同意」を取り付けて集団的自衛権を行使することが現実的といえるのか。むしろ邦人保護のためには、個別的自衛権を拡張していくケースと捉えるべきではないか。

中谷:集団的自衛権を行使するに当たり、「武力攻撃を受けた国の要請または同意があること」が要件となっている。

【8/4 水野賢一(無所属クラブ)】

水野:ISILによる邦人拘束、殺害事件をみると自衛隊は何かできないかと思う人が多い。実際やるとなると全く煮詰まっていない。実際どういう場面で自衛隊が邦人救出に向かうか。

中谷:日本大使館占拠、日本の航空機のハイジャック、邦人の集合場所が暴徒に襲われた、などの場合。

在外邦人などの保護措置の要件

1. 当該外国の権限当局が秩序維持にあたっており、かつ戦闘行為が行われない場所であること。
2. 当該外国等の同意があること。
3. 自衛隊と当該外国の権限当局との連携・協力が確保されると見込まれること。

水野:暴徒に囲まれた人を救出はできるが、国準(国または国に準じる組織)が相手の場合はできないのか。

中谷:国または国準が相手の場合は(日本人が危険にさらされていても保護措置は)できない。

水野:任務を行えばハイジャック犯を捕まえるなど相手を拘束する。これは捕虜になるのか。

中谷:当該国の警察、司法機関に引き渡す。自衛隊は、犯罪者の逮捕、犯罪の取り締まりは行わない。

水野:邦人保護を理由に自衛隊を海外派遣する場合、国会承認はあるか、派遣人数に上限はあるか。

中谷:国会承認はいらぬ。派遣人数に上限はない。

水野:戦前の海外出兵も端緒は「保護」「救出」が多かった、シベリア出兵では7万人送った。山東出兵(居住民保護を理由に数千人を中国山東州に派遣。国際的発発を受けて撤退)。法文上、万の単位の自衛隊を送ることは可能か。

中谷:制限はない。相手国当局の同意が必要なので想定されない。

◆調査研究部隊の派遣

【7/29 水野賢一(無所属クラブ)】

水野:密接他国が武力攻撃を受けた、新三要件に該当する、要請により自衛隊派遣した場合。もし要請がなくなったら自衛隊は撤収するか、防衛出動を撤回するのか。

安倍:(撤収について明確な回答なし)要請が無くなることは現実的には想定しえない。国際法上違法なことはない。

水野:密接な他国が武力攻撃されて、日本が存立危機事態を認定したが、まだ外国から要請がない段階で、調査研究名目で自衛隊を海外に派遣することがあるか。かつて同時多発テロの後、テロ特措法成立後、「調査研究」

目的で、インド洋に護衛艦と補給艦を派遣した。無原則だとあらゆるところに派遣できるようになる。存立危機事態の場合どうか。

中谷:所掌事務の遂行に必要な調査研究のための自衛官の派遣出張は可能だ。

水野:外国から要請がなく、外国に武力行使に行けない段階で、外国に調査研究に行くことはありうるか。

中谷:国連 PKO 派遣検討のための出張などは可能である。

水野:調査研究目的で自衛隊を海外に派遣する場合、誰が派遣の命令をするか。ルール、歯止めはあるか。

中谷:防衛大臣が命令する。

水野:調査研究で自衛隊を海外に派遣できるとなれば、内閣も国会の承認もなくいつでもどこでも派遣できることになる。

中谷:国際法、憲法を含む我が国の法令に従い節度ある情報収集を行う。

水野:「節度ある情報収集を行う」とは何か？

◆中東想定日米合同訓練

【7/30 井上哲士（共産党）】

井上:2014年、陸上自衛隊がアメリカのカリフォルニア州の米陸軍戦闘訓練センターで初めて米軍との共同訓練を行った。この訓練には、日本側から富士学校部隊訓練評価隊等の約百八十名が、米側から米陸軍第三、第二ストライカー旅団戦闘団等の約四千名が参加した。ストライカー旅団は、全世界に九十六時間以内に展開する機動性を持った部隊で、日本と一緒に演習したこの第三戦闘旅団は、イラクへ三回、アフガニスタンへ一回展開した、ストライカー旅団の中でも最も展開経験の多い部隊だ。米軍部隊と自衛隊がどういう訓練を行ったのか。

中谷:米軍の部隊と共同で機動、防御、攻撃といった一連の活動を実施し、米軍の専門の対抗部隊との間で、交戦訓練装置を用いた訓練を実施した。

井上:米軍の報道によると、この訓練は決定的行動訓練環境で行われたとして、戦闘旅団の兵士に、ゲリラ部隊、反乱勢力、犯罪分子及び通常部隊と同等の部隊が対決するなど課題が与えられて、そして百八十人の陸上自衛隊はストライカー戦闘旅団とパートナーを組んでこの訓練に完全に組み込まれるというもの。この訓練場内には大小二十か所の集落があって、アフガニスタンやイラクとおぼしきたずまいで巨大なモスクもあると。訓練期間中はアラブ系の俳優が住民に扮して実際に生活をして、その住民の中に紛れたテロリスト役もいたと。なぜこんな砂漠地帯で、中東を模したところで、日本がアメリカに組み込まれて訓練することが、日本の防衛に関わるのか。まさに中東などを想定した米軍との軍事行動ができるようにすると、そのための相互運用性の向上じゃないか。

中谷:この訓練は、あくまでも陸上自衛隊の練度の確認と日米の相互運用性の向上を目的としたもの。本訓練は自衛隊が中東における活動を行うことを想定したものではない。

井上:米側はニュースで、砂漠での装甲車の隊形や戦車の構造に関して日本を指導し行動を共にした。統合任務部隊として一緒に活動する大変良い演習になった、と述べている。日本側は、同じ目標達成のために米陸軍と並んで戦うことができると述べたと書いているんですね。中東での武力行使を想定した訓練が既に行われているのは問題だ。

◆Use of Force の解釈

【7/29 小池晃（共産党）】

小池:我が国では、武力攻撃発生までは武器の使用だが、それ以降は武力行使。他国においては:Use of Force。武力の行使だけ。

岸田:Use of force は武力の行使。日本で武器使用と呼んでいるものが外国から見れば武力行使にあたる。

安倍:国際法上合法的活動を行っている自衛隊員が自己保存のための必要最小限の実力を行使しても武力の行使にはあたらない。

中谷:我が国では武器の使用と武力の行使を区別している。国際的には区別せずに用いられている。

小池:そんなこと世界で言ったら笑われる。

◆後方支援（兵站）

【7/29 小池晃（共産党）】

小池:これまでの「周辺事態法」「テロ特措法」「イラク特措法」では、補給に関して、弾薬武器の提供を含まない、外国の武器弾薬の輸送は含まない、戦闘作戦行動に発進準備中の航空機への給油整備は行わないとされていた。今回の重要影響事態法案と国際平和共同対処事態法案ではここを変えて、武器の提供以外はできる、戦闘作戦行動に発進準備中の航空機に対する給油や整備もできるようになる。米軍など他国軍隊の武器も輸送できるようになる。法律上、運んではいけない武器はあるか。

中谷:運べない武器は特別なない。米軍のミサイル、戦車は運べる。

小池:戦闘に向かう爆撃機や航空機に給油、空中空輸、洋上艦上給油もできるか。

中谷:日米共同による対潜水艦作戦における後方支援の場合行う。作戦行動のために発進準備中の米軍のヘリに給油整備を行う。海上自衛隊の護衛艦は、魚雷等の攻撃を受けない安全な場所で活動する。魚雷の射程も考慮し、魚雷の射程外で行う。

小池:誰がどう見たって完全に米軍と一体になった武力行使だ。米軍と一緒に自衛隊が戦争やっていると見える。明らかに日本は交戦国だ。これを地理的限定なく地球の裏側にまで行って行う。

安倍:実際の戦闘現場でない場所で活動する。一体化しないという考えのもとに活動する。国際社会に対して我が国の活動は後方支援に限られ武力行使しないことに限られるとしている。

米軍海兵隊の海兵隊教本の記載内容:

兵站は大量の物資、巨大な距離、短い対応時間に対応しなければならず、兵站は他の機能以上に常套手段計算予測を用いる。これらの活動の全ては予想外の出来事、我々の間違い、あるいは敵の行動によって容易に影響され妨害される。結論として兵站の部隊施設設備は単なる攻撃対象ではなく、軍事行動の格好の標的であることを認識することが重要である。

2010 米国海兵隊が発表したエネルギー戦略と実施計画:

コンボイ(輸送車体)は伝統的戦闘や非対象攻撃(いわゆるテロ攻撃)に対しせい弱で攻撃目標になる。

小池:総理には、兵站が軍事攻撃の格好の対象でありテロ攻撃に弱い、という認識はあるか。

安倍:後方支援は不可欠。補給を受けている間は戦闘攻撃に対してせい弱だが、危険を回避し安全を確保する。軍事技術が発達し情報収集能力も向上している。十分な情報収集によって安全確保した上で活動が可能だ。

米国陸軍、環境政策研究所のレポート:

2003-2007、イラクとアフガニスタンでの補給任務での死傷者数、陸軍だけで、イラク 2858、アフガン 188 人。

アフガンで 07 年

燃料輸送 897 回において死傷者 38 名、死傷者が 24 回に一回発生。

水輸送 438 回において死傷者 15 名、死傷者が 29 回に一回発生。

897 回の輸送のうち 38 人死傷者。24 回に一人の割合で死傷者。

レポートでは、「イラクとアフガンの補給任務における死傷者数は深刻。

米陸軍の死傷者数の 10～12% である。大多数は燃料と水の輸送に関係している。」と報告されている。

レポートの最初の一文は「戦場での燃料水の補給は命がけ」。

小池: 対テロ戦争の現場では兵站ほどねられやすい。総理は大丈夫大丈夫というが危険を理解しているか。当の米軍が危険だ危険だといっている。

安倍: 我が国は、憲法 9 条の制約、法律上の規定を受けて、戦闘が行われていない場所を実施区域に指定する。

小池: 「自衛隊が実際に活動する期間において戦闘行為がないと見込まれる場所を実施区域に指定する」という規定は、条文のどこに書いてあるか。

中谷: 国際平和支援法第 7 条 3 に、「防衛大臣は～円滑かつ安全に実施できる区域を指定する」と記述されている。「自衛隊が実際に活動する期間において戦闘行為がないと見込まれる場所」は法案に記述されていない。

小池: 法案に書かれていないことを書かれているかのように話すから国民の不信を招く。

中谷: IED 路肩爆弾、即席爆破装置が道路路肩に仕掛けられていて最も多くの死傷者を出している。

アフガン戦争に派遣された米軍以外の死者の分析。

カナダ軍の死者 158 名、うち 80% は、IED、自爆、地雷による。

ドイツ軍の死者 54 名、うち 61% は、IED、自爆、地雷による。

イタリア軍の死者 48 名、うち 75% は、IED、自爆、地雷による。

デンマーク軍の死者 43 名、うち 68% は、IED、自爆、地雷による。

小池: 対テロ戦争の現場では銃撃戦よりも IED などによる犠牲者が圧倒的に多い。サモワでも IED を見たという話だ。非戦闘地域でも IED 攻撃はある。物資輸送中に IED で吹き飛ばされる。あらゆる場所が一瞬で戦闘現場になる。安全な場所で行うから大丈夫だなど言えない。

安倍: 安全確保は、一人も死傷者ができなかった過去と同じようにおこなう。

【8/5 藤末健三(民主党)】

藤末: 国際法上、兵站は武力行使の一環である。敵国から見れば日本の後方支援は武力攻撃と一体化して見え、自衛隊も敵国の攻撃対象になる。日本(自衛隊)が攻撃されたら反撃できるか。

中谷: 日本は武力行使できない。(日本が行う後方支援は)支援活動であり、支援活動を行うものに対して武力行使を行うのは国際的に違法で正当化されない。

藤末: 武器や弾薬を日本人が運び、それを使って米軍が外国の人を殺す。そうすれば相手国から恨みを買う。

◆ 駆けつけ警護

【8/19 藤田幸久(民主党)】

安全確保業務(駆けつけ警護)の内容は、

防護を必要とする住民等の生命・身体・財産への危害の防止、特定の区域の保安のための監視・駐留・巡回・検問および警護を行う。犯罪捜査、犯人確保といった業務は含まれず、治安維持活動一般とは異なる。現代の国連

PKOにおいてこうした業務は現地警察当局または国連警察が実施するものとされている。

安全確保業務に伴う任務遂行型の武器使用は、

領域国及び紛争当事者の受け入れ同意が、この業務が行われる期間を通じて安定的に維持されることが認められることを要件とする。国家または国家に準じる組織が敵対するものとして登場することがないことを確保(反撃する相手が国に当たる組織の場合は憲法で禁じられている海外での武力行使にあたる)しており、これらの武器使用が、憲法9条が禁じる武力の行使にあたらぬことを担保している。武器使用は自己または他人の生命・身体・財産を守るため、またはその業務を妨害する行為を排除するため、やむを得ない場合に認められるもので厳格な警察比例の原則に基づくとともに、危害要件(相手を傷つけることが許される)は正当防衛または緊急避難の場合に限られる。

藤田: 攻撃対象が国に当たる組織の場合は海外での武力行使にあたり憲法で禁じられている。攻撃対象が国でない場合は、憲法上の禁止はない。相手が国か反乱軍かによって、武力行使ができるできない、と区別されている。当局(国)と反乱軍の間で、人間に差はないのに、一方は殺傷できて、他方はできない。それが平和憲法の本質であるか? 「武力行使を禁じる」平和の理念はどこにいった。

法案成立後、駆けつけ警護任務が予定されている南スーダンの場合:

(■シビリアンコントロールの【南スーダン PKO 派遣】参照)

南スーダンでは、2013年(平成25年)12月以降、大統領と前副大統領が対立、政府軍と反政府勢力の衝突が続いている。キール大統領はディンカ族の出身で、マシャール前副大統領はヌエル族の出身であり、内戦は民族間の争いとなっている。大統領派が正当で、副大統領派が犯罪者、という白黒の分かれた事態ではなく、どちらもどっちの争い。法案が通れば、そこに自衛隊が行って、大統領派に味方し、駆けつけ警護業務、安全確保業務を行う、反政府軍からの反撃に対しては自己防衛のために憲法の制約なく(動くものは何でも)殺傷破壊が可能。

【8/19 河野義博(公明党)】

駆けつけ警護業務は、現地の治安当局が対応できない場合、道路建設などに従事する自衛隊員が駆けつけ警護を行う。一義的に地域の安全確保を担う現地治安当局や国連PKO等の他の部隊よりも速やかに対応できる場合に、緊急要請に対応して現場に駆けつける形で行われる。逃亡する襲撃者を追走するものではない。このような現状からすれば、対応する地域はおのずと限定される。地理的範囲が無制限に広がることは考えられない。

駆けつけ警護が事態の悪化や混乱を招かないための留意点:

安全確保業務と同様、領域国及び紛争当事者の受け入れ同意が、この業務が行われる期間を通じて、安定的に維持されることが認められることを要件とする。これにより武器使用が憲法9条が禁じる武力の行使にあたらぬことを担保する(意味不明)。武器使用は、厳格な警察比例の原則に基づくものなので、保護対象である活動者の生命・身体の防護のためにその要件は限定されるとともに危害要件(相手を傷つけることが許される)は正当防衛または緊急避難に限られる。

明確に答弁いただいたように駆けつけ警護に関しても自己または保護しようとする活動者の生命または身体を防護するにやむを得ない必要があると認められる相当の理由がある場合に、その事態に応じて合理的に必要なとされる範囲で武器を使用することができる、という極めて限定的な業務内容であるということを確認した。

◆停戦監視業務（PKF） 本体業務

【8/19 藤田幸久(民主党)】

停戦監視業務（PKF）本体業務、安全確保業務は国会の事前承認が必要。

停戦監視業務（PKF）本体業務の実施については、平成4年、自公民の合意に基づいて法案が修正され、原則として国会の事前承認を必要とするとされた。その理由は、停戦監視等の業務に当たるのは主に歩兵部隊であることから、シビリアンコントロールで歯止めをかける必要があること。

【ことば】PKF(国連平和維持軍)は、各国軍隊などで構成するPKOの組織を指す。PKFの活動は本体業務(停戦・武装解除等監視など)と後方支援業務(輸送、建設など)に分けられる。本体業務は軍事的性格が強く、政府は当初、実施を凍結し後方支援に限ってきた。01年12月のPKO協力法改正で、本体業務の凍結を解除し武器使用基準も緩和した。しかし本体業務に必要とされる「任務遂行のための武器使用」までは認めていない。

毎日新聞 2005年2月1日 3時00分

<http://www.asyura2.com/0502/war66/msg/936.html>

■武器・弾薬

◆武器等防護

【8/3 吉田忠智(社民党)】

米軍以外の外国軍隊の武器でも、現に我が国防衛に資する活動に用いられていれば我が国防衛力を構成する物的手段とみなされる。自衛隊と連携して武器等防護する。

我が国防衛に資する(助ける、役立てる)活動とは

1. 重要影響事態における輸送補給
2. 共同の情報収集、警戒活動
3. 共同訓練

中谷:この3事例に限定されるものではない。いかなる外国に、いかなる支援を行うかは、防衛大臣が目的、内容をふまえて個別具体的に判断する。

吉田:あいまいだ。武器等防護は2013, 2014の安保法制懇談会では、集団的自衛権の事例とされている。今年4月の新ガイドラインに書かれた、米国の標準交戦規則では、他国軍隊の防護は集団的自衛権の行使とされている。

中谷:米国には米国の規定があることは承知している。集団的自衛権の行使までには、被害国の宣言、援助要請 + 存立危機事態、対処基本方針、閣議決定、(国会承認)の手続きがある。一方、武器等防護では制限なく、米軍を支援する。(日本側に制約があることを)米軍に説明し理解されることが条件だ。我が国は主体的に判断する。

【8/21 蓮舫(民主党)】

蓮舫: 法案では、自衛官が米軍の空母、戦闘機、ミサイル、全てを防護できるとし、更にこうした武器を警護防護するために自衛官が武器を使えると規定している。

中谷: しかしいろいろな制約をつけている。戦闘現場では実施しない、もし戦闘になったら中止するという規定があり、あくまでも平時に武力行使にならない範囲で警護を実施するということだ。

蓮舫: 武力行使が起きた時に(武器等防護オペレーションの)中止を規定しているとは。

中谷: 規定はないが、この行動は武力行使にならない範囲に限るということ。

蓮舫: 米軍艦船と自衛隊イージス艦が共同行動し、相互防護している際、自衛官はミサイル迎撃も行うか。

中谷: ミサイルの使用は当然考えられるが、武力行使にならない範囲なので、それが戦闘行為ならばできない。それ以前の段階、例えば、不審船のようなグレーゾーンならばミサイル迎撃警護もありうる。

蓮舫: 後方支援している艦船を狙って発射された対艦ミサイルを迎撃することができるか。

中谷: それが戦闘行為の一環であれば迎撃できない、しない。

蓮舫: 戦闘行為ではないミサイルとは何か。

中谷: 人を殺傷し又は物を破壊する行為は戦闘行為である。一方、テロリストや不審船がミサイルを使用してくる場合は、(国際的な武力紛争とはいえず戦闘行為ではないので)迎撃できる。

蓮舫: 米軍の空母を自衛隊が警護をしているときに近傍で武力攻撃が発生し、突発的に米軍が応戦し、自衛隊が防護している米軍の武器が戦闘行為で使用される可能性を想定するか。

中谷: 警護を行う必要性について、防衛大臣が、その場の現場、状況において判断する。

蓮舫: これが戦闘行為のミサイルかそうじゃないか、迎撃してよいかよくないか、判断するのは防衛大臣か。

中谷: 判断するのは政府だ。ただし、相手が国または国に準じる組織でない場合は、武力行使にあたらないので、現場の指揮官が判断する。また、自衛隊法 95 条は、武器等防護のための武器使用権限を、警護に当たる個々の自衛官に与えている。

蓮舫: この法案が通ったら、国を守るという名目で、外国の軍隊の武器を守る自衛官が、ミサイル迎撃、火器使用が可能となる、これは相手から見たらまさに集団的自衛権の行使だ。

中谷: 自衛官は部隊の一員で指揮系統に基づく存在だから、上官の命令に従う。射撃においても ROE 等の規則に縛られる。

蓮舫: その点は条文に明記されていない。法案の不備だ。

蓮舫: 武力攻撃に至らない侵害が発生し、重要影響事態と認定され、自衛隊に武器等防護の要請がなされた場合、自衛官は外国軍隊の武器を守れるか。

中谷: 可能だ。戦闘行為が発生した場合は、停止する。

重要影響事態法、活動の停止

第六条四項 部隊が円滑・安全な活動が困難となった場合、防衛大臣は活動の中断を命じる

第六条五項 部隊が活動を実施している場所又はその近傍で戦闘行為が行われると予想される場合、部隊長は活動の実施を一時休止して危険を回避する。これらにより、武力行使との一体化を回避する。

自衛隊法 95 条の2(改正案)

自衛隊と連携して我が国の防衛に資する活動に現に従事している米軍等の部隊の武器等であれば、当該武器等を防護するための武器の使用を自衛官が行うことができる。

蓮舫: 自衛隊法改正案には、重要影響事態法の規定同様の、実施区域指定、変更、中断、一時中止、危険回避の条文はあるか。

中谷: 条文にはない。

蓮舫: 重要影響事態(兵站等)で派遣される人には危険回避措置が条文にあり、自衛隊法(邦人保護、武器等防護、弾薬の輸送提供等)で派遣される人には危険回避措置がない、なぜか。

中谷: 自衛隊法は我が国防衛が本来任務。身の危険を顧みず国民の負託に応えるために最善の目標を達成するために行動する。重要影響事態においては、他国の後方支援なので一時休止や危険回避を法律上明記した。

蓮舫: なぜ自衛隊法第九十五条の改正案には危機回避条文がないか。

中谷: 九十五条は、平時と、武力行使にならない範囲の中で行動する。米軍等の部隊とともに活動している現場だから、突発的な戦闘行為は想定されない。万一、状況の変化によって戦闘行為が発生するおそれがあると認められた場合は、大臣が警護の中止を命じる。戦闘行為の恐れがないか、しっかり情報収集し、活動内容も調整しながらやっていく。

【8/26 小川勝也(民主党)】

自衛隊法第95条、武力行使の要件

1. 武器を使用できるのは、職務上武器等の警護に当たる自衛官に限られている。
2. 武器等の退避によっても防護が不可能である場合等、他に手段のないやむを得ない場合は武器を使用できる。
3. 武器の使用は警察比例の原則に基づき、事態に応じて必要と判断される限度に限る。
4. 防護対象の武器等が破壊された場合や、相手方が襲撃を中止・逃走した場合は武器の使用ができなくなる。
5. 正当防衛または緊急避難の要件を満たす場合でなければ、人に危害を加えてはならない。

小川: もし米国の艦船が撃たれたときに日本の艦船が「武力行使」する、これが「防護」ではないか。

中谷: 国または国準に対する武力行使(はできない)に至らない武器使用がある。日常時、警戒監視時、PKO活動時、安全確保のための武器使用がある。ミサイルで撃たれる、などではない事態において日本は米軍を防護する。

小川: 潜水艦から米艦に魚雷が撃ち込まれたら、日本のイージス艦からアスロック(対潜水艦)ミサイルを打たないか？

中谷: 自衛隊法第95条は、現に戦闘行為が行われている現場を除く、となっているので、戦闘攻撃はしない。

小川: 米艦船が魚雷で狙われていて、日本の艦船のみが防御ミサイルをもっているときに、日本は防護しないのか。

中谷: 日本側は武力行使をしない、ということをも米側と調整しているので、法律の範囲内で米側を防護する。武器等の退避によって防護が不可能な場合、他に手段がなくやむを得ない場合でなければ武器を使用できない。防護対象の武器が破壊されたり、相手方が襲撃を停止・逃走した場合は武器使用ができなくなる。正当防衛、緊急避難でなければ人に危害を与えてはいけない。これらの要件が満たされない場合は武器使用できないので、米側に対してこれらの要件を説明して理解を得る。

小川: 武器使用の行使要件の2「武器等の退避」を米国の艦船に恥ずかしくて言えないだろう？

中谷: 米国に(追撃は)できない、と言う。米側に事前に説明しその前提で活動する。

小川: 日本のイージス艦が米艦船を守るとき、「警察比例」で守るとはどういうことか。

中谷: 「警察比例の原則」は、その手段対応は除去されるべき障害の大きさに比例しなければならず選択可能な手段のうち必要最小限度にとどまらなければならない。

小川: 米艦船が敵艦からの魚雷で撃たれたら、自衛官は、それしか方法がないとして警察比例でアスロックミサイルを撃てるのか。

中谷: 個別具体的なケースがある、共同訓練実施する、日米間で協議する、日本の法律に従って行動する。

小川: 米国は都合のいい時だけ防護するような相手に防護を頼みたくないだろう。

中谷: 自衛隊は法律の範囲で防護する。米国には説明し理解を得る。米国の警護部隊と緊密な連携をとる。

小川: 武器使用できないならば防護はできないだろう。

中谷: 憲法の範囲内で法律を考えた。武力行使できないという前提で法律を提案している。

小川: 武器等防護の対象となる武器は従来、機関銃、武器庫等防護であった。それを米国の空母や艦船まで対象を広げる、というのは法律に対する冒とくだ。この法律では、「自衛官は米国等の軍隊その他の外国の軍隊その他これに類する組織を防護できる」とされていて、日米同盟やアクサ(ACSA: 米国軍の物品役務相互提供協定)を結ぶ諸国だけでなく無尽蔵に他国を防護できる。内閣法制局がまともに機能していたらこんな歯止めのない法案を作るはずがない。日本のイージス艦は装備、乗組員のモラル、能力、性能が最高である。しかし、憲法があって憲法の上に法律が作られている。刑法、刑事訴訟法、軍法、軍事裁判がないと武器使用も武力行使もできない。大臣もできないことが多い、と言っている。こんな未整備な法体制で自衛官が万一米国に裁かれることになったらどうする。この法律は武器等防護ができたらいいいという願望であり実態のない法律だ。

◆武器・弾薬の輸送・提供

【7/30 福島瑞穂 (社民党)】

福島: 今まで今まで周辺事態法は「武器(弾薬を含む。)の提供を含まない」となっていた。今回、弾薬の提供を可能とした。弾薬は武器か。

中谷: 弾薬は弾薬だ。弾薬とは、武器とともに用いられる火薬類を使用した消耗品。提供対象とならない武器とは、直接人を殺傷し、又は武力闘争の手段として物を破壊することを目的とする機械、器具、装置。誘導ミサイル、機雷、魚雷は提供できる弾薬に含まれない。

福島: 今まで、武力行使と一体化だからできないとされていた弾薬の提供、発進準備中の戦闘機への給油ができるようになったのはなぜか。武力行使と一体化になるのではないか。

中谷: 今までは米軍からのニーズがなかったので入れていなかった。今回、米軍からこれらを含む幅広い後方支援の期待が示された。南スーダン PKO においても陸上自衛隊の部隊が国連から要請を受けて韓国部隊に弾薬を提供したということがあった。実際にニーズが生じているので、実施が必要だと考えた。

福島: 法案の名前が国際平和支援法です。でも、A国とB国、アメリカとB国が戦っている。日本がそれに対して兵たんをする、弾薬を提供する、医薬品を提供する、様々なものを提供する。米国とB国は戦場で戦争している。平和支援法ではなくて戦争支援法ではないか。

安倍: この国際平和支援法の活動は、国連決議等、国連憲章の目的にかなう措置として実力の行使をしている国々に後方支援をする、これはまさに世界の平和のための活動だ。戦争は国連憲章によって違法であるが、我々がやるのは支援だ。

福島: イラク戦争もベトナム戦争も集団的自衛権の行使としてなされた。(大量破壊兵器がなかった)イラク戦争は誤った戦争だった。アメリカがB国と戦争するのに日本が後方支援する、これは戦争支援法だ。

【8/3 井上哲士 (共産党)】

井上: 武器弾薬の輸送について、法律上、これは運んではならないという規定されたものはあるか。

中谷: 今回の重要影響事態法、国際平和支援法では、法律上、特定の物品の輸送を排除する規定はない。

井上: 非人道的な兵器だと禁止が求められてきたクラスター爆弾や劣化ウラン弾について米国の政策は。

中谷: クラスター爆弾について米国は、保有状況を公表していないが、アフガン、イランで使用した。無差別使用による影響を懸念する一方で、その軍事的有用性も認識している。劣化ウラン弾については国際機関による人の健康等に対する影響調査の結論がまだ出ていないと認識している。

井上: クラスター爆弾や劣化ウラン弾も日本は輸送するか。

中谷: 輸送上の安全性確保が大前提になる。法律上、排除はしていない。これらの弾薬を輸送することは念頭に置いていない。

【8/4 福島瑞穂 (社民党)】

中谷: 劣化ウラン弾もクラスター弾も、これは弾薬だ(から輸送できる)。ミサイルは、あえて当てはめるとすれば、弾薬に当たると整理することができる。

【8/11 大塚耕平 (民主党)】

大塚: 非核三原則は「作らず持たず持ち込ませず」と書かれているが「輸送せず」とは書かれていない。非核三原則があるから輸送しない、というのはどうして言えるのか。

中谷: 回答なし(理事会で協議)

大塚: 防衛省規格目録の Y7000-7999 項に、対ミサイル用弾薬、クラスター弾の試験方法が記載されている。巡航ミサイルは保有していないのに目録に記載されている。提供するか。

中谷: 提供しない。運用を定めたものだ。→(理事会で協議: 輸送・提供が可能な弾薬の資料)

大塚: 劣化ウラン弾やクラスター弾は輸送しない、とのことだが、発進準備中の航空機に給油をする場合に「我が国が輸送や提供をしないと決めている武器・弾薬を積んでいる米軍等の戦闘機に対しては給油しない」という取決めができるか。

中谷: 給油について日米間で調整する。

◆核兵器

【7/30 井上哲士 (共産党)】

井上: 核兵器を搭載したF35などが乗っている空母を日本が防護をすることが法律上可能か。

岸田: 米国は核兵器の所在を肯定も否定もしない政策をとっている。米軍が自衛隊に核兵器を搭載した航空機あるいは艦船等の警護を要請することはそもそも想定されない。

井上: 米国は、二〇一〇年の核態勢、NPRの見直しの中で、今後、空軍はF16をF35に置き換えて、通常兵器と核兵器の両方を運搬する能力は保持するとしている。さらに、米国の核兵器をF35などの戦術戦闘爆撃機及び重爆撃機で前方展開する能力を保持するとしている。グリナート太平洋軍の司令官は先月の二十九日の記者会

見の中で、日本がそういうのを載せた米空母の防護を行う可能性もある、空母打撃群との連携を含めた海上自衛隊と米海軍の関係の全く新しい一章を刻むとまで言っている。

岸田：米国が我が国に対しまして核兵器を搭載した航空機や艦船等を警護することを要請すること、これは考えられない、想定されない。

【8/5 白眞勲（はくしんくん）（民主党）】

白：重要影響事態安全確保法そして国際平和支援法においては、武器と弾薬の輸送は可能か。米軍のミサイルは輸送できるか。自衛隊が核弾頭付きのミサイルを運ぶことは法文上可能か。

中谷：（武器と弾薬の輸送は）後方支援等で可能だ。（ミサイル輸送は）法文上は可能だ、提供は法律上はしない。核兵器を輸送するということは想定していない。

白：日本の自衛隊は核兵器を運ぶことがこの法文上可能か。

中谷：法文上は排除していない。日本には非核三原則（という政府声明、ただし国内領域内限定）があり、これを維持する。核兵器を運ぶことは（現時点では）想定していない。

白：広島出身の岸田外務大臣は、この法律で日本が核兵器を運ぶことを知っていたか。

岸田：今初めて知った。我が国が核等を運搬することはあり得ないと思っている。

白：核兵器を提供することは可能か。

中谷：日本は核兵器を保有していないから、提供もあり得ない。核兵器は核弾頭を持っていて、分類上は弾薬、つまり消耗品にあたる。

白：憲法上核兵器は持つことは可能か。

横畠：「憲法上核兵器を保有してはならないということではないというふうにこれまで答弁しております。

白：毒ガスは運べるか。

中谷：法律上は特定の物品の輸送を排除するという規定はございません。我が国は国是といたしまして非核三原則がありますし、生物化学兵器、これは保有しないという条約を結んでおりますので、それはあり得ないし、そういう場合におきましては拒否をするということでございます

白：最初からこの法案に、せめて大量兵器は除くとか非人道兵器は除くとか書いておくべきじゃなかったか。

中谷：個々具体的にそういう要請に基づいて自衛隊は主体的に判断をしていく。

白：核ミサイルや核爆弾を積んだ戦闘機や爆撃機に給油、空中給油、核ミサイルを積んだ原子力潜水艦に補給はできるか。

中谷：現に戦闘行為が行われていない現場であれば給油はできる。

白：原子力潜水艦、核ミサイルを積んだ原子力潜水艦に補給はできるか。

中谷：現行の周辺事態法では、武器弾薬ごとに除外規定を設けていたが、新法案では除外規定はない。

【8/5 藤末健三（民主党）】

藤末：核兵器の輸送のみならず、核兵器の修理、整備、保管、施設の利用、核兵器を使用した訓練は法理上可能か。

中谷：米国が日本に核兵器の保管を依頼してくることない、と想定している。非核三原則、核兵器・生物兵器・化学兵器の不拡散条約を守る。

藤末:不拡散条約は、兵器の使用を禁止していない。法理上はできるが、私たちはやらない。米国を信用している、というだけでは、暴走を止められない。

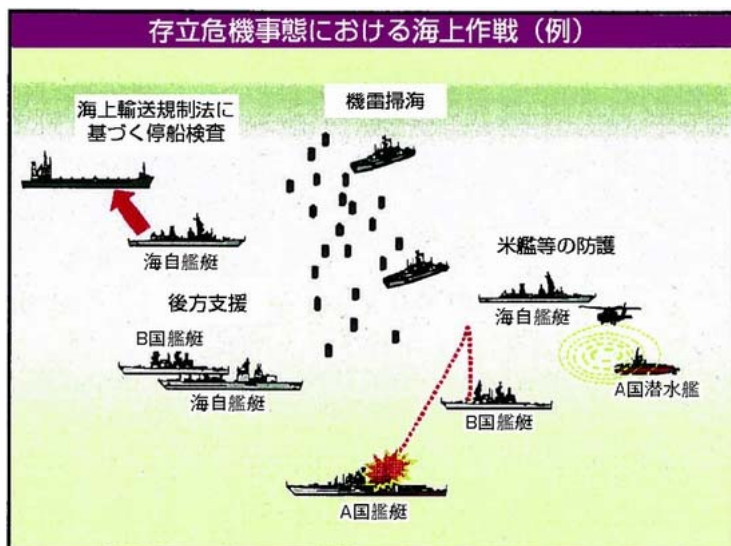
■船舶検査活動法

◆船舶の停船検査

【8/4 仁比聡平(日本共産党)】

中谷: 存立危機事態に海上輸送規制法に基づく措置として、基本的に公海において、行き交う船舶が敵国の軍用品を乗せていることが相当疑われる場合に、停戦・検査等の措置を行う。外国領海については当該外国の同意がある場合に限り実施できる。停戦検査措置の対象は、民間船舶であることから、自衛権の行使そのものではなく、自衛権の行使に伴う必要最小限の行使であり、武力の行使にあたらぬ。

仁比: 相手が従わない場合は戦闘に発展する。船舶検査は武力行使の一環として行われるということだ。



海上自衛隊の内部資料「平和安全法制案について」

(1)停船検査(2)後方支援(3)機雷掃海 (4)米艦等の防護—の四つの活動を「存立危機事態における海上作戦」として説明。「機雷掃海」と「米艦防護」は自衛隊法 88 条に基づく武力行使であり、残る二つも、いわゆる「戦闘現場」で実施することが可能であるとの見方を示した。

中谷: 四つの活動は法律に書かれた内容だ。後方支援、存立危機事態において海上自衛隊が実施できる活動をイメージ化したものだ。存立危機が認められる重要影響事態と、存立が認められない重要影響事態は違う。米軍関連行動関連措置法は、武力攻撃事態に関連し米軍に対する後方支援で、これを存立危機事態にも対応するものとした。統一見解を要求 → 理事長

仁比: 安倍総理は、機雷掃海は事実上の停戦合意があるとか静穏な状況でなければできないとか言ってきたが、この図は、米軍の艦船が敵国の艦船に対してミサイル攻撃を行っている、戦争のさなかに実施される日米共同海上作戦の例で、停船検査も後方支援も機雷掃海も米艦等の防護もするというものだ。その中で武力行使としての

機雷掃海も行うというものではないか。

安倍:掃海艇はぜい弱(木造、プラスチック)なので、戦闘行為のさなかでの機雷掃海は実施できない。

中谷:内容については省内でも具体的な議論をしておらず、法律の制定後に検討する。

仁比:この4つの作戦は、新ガイドラインに協力項目として記載されている。

日本以外の国に対する武力攻撃への対処行動(という合意項目)

日米両国が各々米国または第三国に対する武力攻撃に対処するため武力の行使を伴う行動をとることを決定する場合であって、日本が武力攻撃を受けるに至っていないとき、日米両国は、当該武力攻撃への対処および更なる攻撃の抑止において緊密に協力する。自衛隊は武力の行使を伴う適切な作戦を実施する。

作戦例「海上作戦」

1. 海上交通の安全を確保することを目的とするものを含む機雷掃海
2. 艦船を防護するための護衛作戦
3. 当該武力攻撃に関与している敵に支援をしている船舶活動の阻止
4. 後方支援

作戦上各々の後方支援能力の補完が必要となる場合、柔軟かつ適時に後方支援を相互に行う。

安倍:機雷掃海、米艦防護、後方支援、船舶の停船検査、いずれの活動も、関係法令の規定に基づき行うことができる。

仁比:我が国に対して武力攻撃がないにもかかわらず、これだけのことをする。これが憲法9条が禁止する武力攻撃ではないとは言えない。

■ 事態認定

◆ 先制攻撃

【7/28 大塚耕平(民主党)】

大塚:仮に日本に正当性があっても、武力行使すれば相手国に民間人に被害が出るかもしれない。日本が報復攻撃を受ければ日本にも被害が出るかもしれない。火事や喧嘩仲裁やフグにたとえて議論するのは不謹慎だ。

衆議院の審議内容の確認

1. 密接関連国が先制攻撃をして報復として武力攻撃を受けた場合であっても、日本が密接関連国の後方支援で武力行使をするのか → 政府答弁:新三要件に満たせばそうだ。
2. 我が国に対する攻撃の意志がない国に対して、新三要件があてはまれば我が国からの攻撃を排除しないのか。 → (安倍、中谷)排除しない(攻撃することもある)。
3. 我が国に対して直接の武力攻撃をしていない国に対して防衛出動、武力行使をするのは法理上可能か → (中谷)はい、可能だ。
4. 我が国に対する攻撃の意志がない国に対して新三要件があてはまれば、我が国から攻撃する可能性を排除しないのか → (中谷)排除しない(攻撃することもある)。

大塚:他国の先制攻撃を追認することが場合によってはありうる、とすることは驚きだ。日本という国は、いつから他国の先制攻撃を追認したり、我が国に対して直接武力攻撃をしていない国に対して武力行使をしたり、いわん

や我が国に対する攻撃の意志がない国に対して場合によっては我が国の方から攻撃する可能性を排除しない、国になったのか。これらの3つは先制攻撃に該当するのではないか。

中谷: 新三要件認定にあたって国際法の法規、判例を順守するのは当然だ。国際法には違法な武力行使を禁じた国連憲章を含んでいる。

中谷: (武力攻撃事態等とは) 武力攻撃が発生した事態、明白な危険が切迫していると認められる事態。予測事態も入っている。

大塚: 存立危機事態は、武力攻撃事態よりも範囲が広く、「相手からの攻撃が予測もされない事態でも存立危機に該当する」、ここで武力攻撃すれば先制攻撃にあたる。

岸田: 国際法上、予防攻撃も先制攻撃も認められていない。2005年国連世界サミットで議論された。

大塚: 我が国が新三要件に該当したとって武力攻撃を受けていな国に対して武力行使するのは、国際法違反ではないか。

安倍: 武力行使の要件は、新三要件に該当すること、国際法違反ではないこと(ただし、国際法を遵守することは、法文に明記されていない。それは「当然」だから。先制攻撃ではなく限定的集団的自衛権の行使だ。相手に我が国を攻撃する意思がない、というのは、意志があることを隠しているかもしれない。相手の意志は総合判断の要素。

◆他に手段がない

【7/30 福島瑞穂 (社民党)】

存立危機事態認定の新三要件の中の第2要件「他に手段がない:これを排除しわが国の存立を全うし国民を守るために他に適当な手段がないこと」が自衛隊の改正法案に明記されていない。

◆必要最小限は変わる

【7/30 井上哲士 (共産党)】

井上: 「存立危機事態においては、存立危機武力攻撃を排除しつつ、その速やかな終結を図らなければならない。」、この日本が排除する存立危機武力攻撃とは一体何か。

中谷: いかなる事態が該当するかということについて、個別具体的な状況で全て情報を総合的に判断して決定するわけでございますので、一概にお答えするということは困難だ。

井上: その事態を速やかに終結させるために他国に対する攻撃を排除するとなれば、海外で行われているこの武力攻撃を排除するためには、自衛隊が武力攻撃を行う現場は、他国の領土、領空、領海、これ含まれるんじゃないか。

中谷: 存立危機事態における我が国による必要最小限度の武力行使は、基本的に公海及びその上空において行われると考えている。領域における武力行使はホルムズ海峡での機雷掃海以外は念頭に置いていない。

井上: 外国に行って戦う場合の必要最小限とは何だろう。存立危機事態を政府は速やかに終結させるということとは、つまり戦争に勝っちゃうということではないわけで、そのためには最大限の実力行使を恐らくしなければならないんじゃないか。集団的自衛権の行使を容認すれば、必要最小限度という意味が変わるんじゃないですか。

中谷: 確かに、法律上、速やかな終結を図らなければならないと書いてあるが、一方、武力行使の目的を持って武装した部隊を他国の領土、領海、領空へ派遣するいわゆる海外派兵は、一般に自衛のための必要最小限度

を超えるので憲法上許されない。

井上:「必要最小限」は法文に明記されていない。

横島内閣法制局長官: 自衛隊法の八十八条第二項「事態に応じ合理的に必要と判断される限度をこえてはならない。

井上: 海外派兵はできないとはどこにも書いていないけれども、事態に応じ合理的に判断される限度において、ということだが、これを判断するのはだれか。

中谷: 政府が状況を鑑みまして判断をする。

井上: 要するに、時の多数派の政府の判断次第だ。自衛権発動の新三要件を満たすと判断すれば、他国領域での武力行為は法理論上可能か。

中谷: 他国の領域における武力行動であっても、自衛権の発動の三要件を満たせば、法律上の理論としては我が国の武力行使は可能だ。

井上: 例外を判断する基準は何か。

中谷: 政府が対処基本方針を閣議決定し、国会承認を求める。

井上: 例外を判断する明確な基準が示される必要がある。

◆国会承認

【7/29 松田公太(日本を元気にする会)】

松田: 海外派遣は例外なく国会の事前承認必要とすべきだ。時の総理が「存立危機事態だ」と言えば海外派遣ができてしまう。

安倍: 存立危機事態、重要影響事態の活動は、緊急時の事後承認をみとめている。武力攻撃が突発的発生、間をおかず存立危機事態、極めて短期間に事態が発生した場合には事後承認する。PKO で国会承認を待ってはいは間に合わない場合もある。

松田: 「原則、例外、可能な限り」という言葉は歯止めになっていない。

【8/4 福島瑞穂(社民党)】

中谷: 国際平和支援法においては、例外なく国会の事前承認を必要としている。それ以外では、原則事前承認だが、例えば存立危機事態とか重要影響事態というのは、これは我が国の平和と安全の確保に支障を来す可能性がある、これは緊急時、事後承認を認めており、極めて短時間のうちにそういった事態に立ち入った場合には、国会の承認の前であっても、並行して自衛隊に行動を命じ、まず何よりも国民の命と平和な暮らしを守ることが必要ではないかと考えている。

福島: 今までテロ特措法、イラク特措法など、長い間議論して、ようやく自衛隊を出すかどうかしてきた。今の話で、集団的自衛権の行使は、ベトナム戦争やアフガン侵攻など、泥沼の侵略戦争だ。国会の一切の関与なく戦争をすることになる。これは大問題だ。国連安保理に報告された集団的自衛権の適用事例には「正しい戦争」はない。ベトナム戦争は、まさにトンキン湾事件、アメリカの自作自演で始まったことをアメリカ自身が国務省報告書で認めている。ソビエトのハンガリー侵攻、チェコ侵攻、アフガン侵攻、アメリカのベトナム戦争、イラク戦争・・・戦争は人を殺すこと。正しい戦争はない。

【8/4 水野賢一(無所属クラブ)】

水野:在外邦人等の保護措置として自衛隊を海外に派遣する場合、なぜ国会承認は必要なのか。

中谷:在外邦人の保護救出オペレーションは、迅速性、短期間、人質として拘束されている場合は自衛隊の活動の秘匿性があるため、法律上国会の関与をつけていない。

水野:これまでの PKO は国会承認が必要だった。外国に行く場合は地位協定的なものを結んでいた。今回はそれができない。急に行く場合はどうするか。

岸田:外国に派遣された軍隊の構成員に対する裁判権の具体的振りわけについては原則がない。必要に応じて両国の協議で具体的取扱いが決定される。

【8/19 荒井広幸(新党改革)】

国際平和支援法案に基づいて我が国が後方支援を行う場合

国連決議、事態除去のために国際社会が共同対処。国連や安保理から我が国への要請は不要。派遣前に例外なく国会承認が必要。

国際平和協力の改正(改正 PKO 法)の場合は、

原則国会承認、例外時に事後承認。

停戦監視業務。国会閉会中、衆議院解散時は、例外。事後の国会で不承認の場合は解散。

実施計画の策定に要する時間

改正 PKO 法は閣議決定→実施計画、総理が実施要領作成(地域、機関、業務の種類や実施方法、一時停止その他等、具体的要件を定める)

作成期間の標準的な目安は一概には言えないが、過去 23 年の実績を通じて定型化された、実施計画と並行して作成するなど工夫をして、実施計画の閣議決定後すみやかに(即日)完了した。

派遣決定後、派遣準備に要する時間

状況の詳細な把握のための調査、関係機関との調整、実施計画等の作成、部隊の編制、装備品の検討、物品の調達、要員の予防接種など行う。準備期間は任務、規模、関係方面との調整によって異なるので一律には言えないが、実績では、陸自部隊派遣では2ヶ月、3カ月、5カ月がある。

荒井:このように派遣準備には時間がかかる一方、国会は解散中でも3日で召集できる。即日でも決められる。改正 PKO 法も例外なく国会承認とすべきだ。

【8/25 福島みずほ(社会民主党)】

福島:大臣は、7月8日の衆議院の特別委員会で、重要影響事態から存立危機事態に移行する場合もあり得る、と答弁した。重要影響事態から存立危機事態に移行する場合があるということは、重要影響事態そのものも、極めて危険だということにはならない。

中谷:「存立危機事態は概念上、重要影響事態に包含をされるものであり、重要影響事態として認定をされた状況が、さらに悪化して、存立危機事態の要件を満たすこともあり得る。存立危機事態は、武力を用いた対処をしなければ、わが国が武力攻撃を受けた場合と同様、深刻かつ重大な被害が及ぶことが明らかな状況で、重要影響事態から存立危機事態に至った場合は、防衛出動を命じられた自衛隊は、わが国を防衛するために必要な

武力の行使ができる。ただし、存立危機事態でのわが国の武力の行使は、あくまでも、そのような深刻、重大な被害を及ぼすことが明らかな武力攻撃を排除することに限られる。

福島：後方支援をしていて、相手方から攻撃を受ければ中止する、停止する、避難すると言うが、(実際には)そんなことできない。重要影響事態から、存立危機事態に移行し、(現場は武力行使に)突入していく。政府が存立危機事態に当たると認定すれば、そのまま突入できるのだ。国会の事前承認もなく、極めて危険なことだ。まさに日本が(米軍などに)武器弾薬を提供し、かつ給油をする先に何があるのか。『日本は、被害者にも加害者にもなるべきではない』

【8/26 荒井広幸(新党改革)】

荒井：PKO法、存立危機事態、重要影響事態法は原則国会事前承認だが例外で事後承認も認めている。PKOは「国会が閉会中、衆議院が解散中は事後承認を認める」。存立危機事態(事態対処法)は「緊急の必要があり事前に国会承認を得るいとまがない」。重要影響事態法は「緊急の必要がある場合」。なぜ書きぶりが違うか。

中谷：いずれも事後承認を認めなければ我が国の平和安全確保に支障をきたす緊急時に事後承認を認める。

PKOでは国会の開催を待っていては国際社会の要望にタイムリーに答えられない場合、国会の事後承認を認める。

荒井：PKO法の場合は具体的だ。それ以外の場合は、「緊急」というばかりで具体性がない、政府にフリーハンドを与えるものだ。日本が直接攻撃される場合、その恐れがあるであれば個別的自衛権で対処すべきである。

荒井：事後承認で自衛隊を海外派遣したのち、国会が不承認としたら、海外に派遣した自衛隊は撤退しなければならぬ。撤退すれば共同対処していた相手国軍(の防衛が手薄になり)が厳しくなる、攻撃される危険性、「逃げるのか」と批判、多大な影響を迫る。国会が、正当性はないが撤退を躊躇しかねないリスク(撤退のリスク)があり、国会が追認する機関になりさがる。だから、例外なく事前承認とすべきだ。

◆認定要件の明文化(規定がない)

【8/25 中西健治(無所属クラブ)】

中西：集団的自衛権行使の前提となる存立危機事態の認定の要件として「武力攻撃を受けた国の要請または同意」が、必要か。

中谷：武力攻撃を受けた国の要請または同意については、存立危機事態の定義そのものには含まれていない。要請・同意は国際法上、当然の前提であり、我が国は国際法を順守する。我が国が集団的自衛権を行使するに当たって、武力攻撃を受けた国の要請または同意が存在しないにもかかわらず対処基本方針を閣議決定することはなく、存立危機事態を認定されることはない。

中西：集団的自衛権の根本的な要件が法案に明記されていないことは問題だ。欠陥法案だ。

【8/21 中西健治(無所属クラブ)】

中西：集団的自衛権の行使の前提となる存立危機事態の認定に国連決議は必要か。

中谷：(国連決議は必要ない)三要件に該当すれば認定する。

中西：存立危機事態の認定の際、密接な関係にある他国からの「要請」は必要か。

中谷：要請は必要だ。

中西：武力行使ではなく存立危機事態の認定にも他国からの要請が必要か、法律のどこに書かれているか。

中谷: 三要件の認定の際は他国からの要請は必要ないが、集団的自衛権の行使には要請が必要。その際、対処基本方針を作成するが、認定の前提となった事実を明記することが法律上義務付けられている。対処方針を作る際は当然国際法に従う。(認定の前提となった事実「要請」を含むべきとはどこにも規定されていない)

中西: 密接他国からの要請がなくても、存立危機事態を認定できるか。

中谷: 攻撃を受けた国からの要請・同意は法律で規定するまでもなく、国際法上の明確な要件である。存立危機事態として重ねて規定する必要はない。→理事会に統一見解を要請

【8/26 水野賢一(無所属クラブ)】

水野: 集団的自衛権を行使するときは要請が必要だ、これは当然だ、要請もなく自衛隊を海外派遣したら国際法違反で侵略だ。存立危機事態の認定において武力攻撃を受けた密接関係国からの要請が必要か。法文のどこに書かれているか。

中谷: 存立危機事態の認定においては対処基本方針を決定するが、その際、武力攻撃を受けた国の要請または同意が必要であるが、その点について法文上はどこにも書いていない。

水野: 日本が存立危機事態かもしれない事態に陥っているのに他国の要請・同意がなければ認定できない、というのはおかしい。概念が自己矛盾だ。

中谷: 存立危機事態の定義に(他国からの要請同意は)含まれていない。しかし、要請同意がないにもかかわらず対処基本方針を定めることは、ごさいません、いたしません。

水野: 存立危機事態認定の際の判断基準となる三要件には、他国からの要請同意が必要、とは書かれていない。

中谷: 「他国からの要請同意が必要」とは、存立危機事態の定義には明記されていない。認定の前提条件として、国際法に則るというのは当然だから。

【8/26 荒井広幸(新党改革)】

荒井: 存立危機事態発生(ホルムズ海峡での機雷掃海)時、想定される概ねの予算規模は。

防衛省: 過去事例では、H3ペルシャ湾に機雷掃海に自衛隊を派遣した際、隊員510名、掃海艇4隻、母艦4隻、補給艦1隻、現地で活動約3ヶ月活動した事例では、追加費用として当時の価格で13億円がかかった。

荒井: 仮にホルムズの事態が発生した場合その予算はいつ、どこから支出するか。

財務省: 自衛隊の活動に伴って必要となる経費は、当初予算の執行または補正予算、予備費で対応する。

荒井: 防衛省の予備費か、それとも国家財政の予備費か。

財務省: 政府全体としての予備費。

荒井: もちろん、最初から防衛予算の予備費に計上していたら、好き好んで海外派遣することになっておかしい。

補正予算で対応する場合、国会で予算規模、正当性を議論した上で予算計上するか。

財務省: 事案の中身、規模によって違うので一概には言えない。

荒井: 防衛省の予算内でできる場合もあり、その場合、決算まで行為の正当性を評価できない。予算面からは歯止めがきかない。国益にかなうかどうかを事前に国会で審議しておく必要がある。

【8/25 福山哲郎(民主党)】

公明党の北側三原則:

- (1) 国際法上の正当性を有すること
- (2) 国民の理解を得られるよう、民主的統制を適切に確保すること
- (3) 自衛隊員の安全確保を最優先すること

安全確保の措置:

安全確保、実施区域の指定、一時休止、撤退

米軍等行動関連措置法第 4 条:

行動関連措置は武力攻撃及び存立危機武力攻撃を排除する目的の範囲内において、事態に応じ、合理的に必要と判断される限度を超えるものではあってはならない。

福山:総理はこれまで「北側 3 原則を法律上の要件として明確に定め」「この 3 原則の方針が法案の中に忠実かつ明確に盛り込まれた」と述べている。〔存立危機事態〕における〔後方支援〕において、「安全配慮、実施区域、一時休止、撤退」は、根拠法である〔米軍等行動関連措置法〕のどこに明記されているか。

中谷:(法文中に)この実施区域の指定とか、一時休止、中断の明記はない。自衛隊法第 4 条に、隊員の安全確保についても配慮した上で、必要な後方支援を行うという趣旨が含まれる。

福山:[4 条]には安全確保の規定はない。

中谷:たしかに〔重要影響事態法〕や新法のような安全配慮義務等の規定はないが、これは〔武力の行使〕ではなくて、〔後方支援〕であるから、安全確保は当然のことだ。後方支援は戦闘ではないし、危険を回避して安全を確保した上で実施するものであり、安全な場所で行うことが大前提、隊員の安全確保のための措置は、このような形で担保した。

(中谷氏、あいまい答弁を延々と繰り返し、委員長の「速記止め(警告)」を 10 回近く受けた)

鴻池委員長

この際、委員長より申し上げます。午前の福山委員の質疑におきまして、中谷国務大臣と議論がかみ合わなかったということをご承知のとおりであります。この自衛隊の安全確保ということに関しましては、自衛隊、あるいは関係者以外の国民の多くの皆さまが、きわめて関心深いことでもあります。ここで、これ以上のかみ合わない議論が続きますと、のちの、これより先の質疑の時間を無駄にすることに相成りますので、ぜひとも、この件に関しましては、委員長預かりにさせていただきたいと思っております。そこで、政府におかれましては、福山君の質疑につきまして、充分、検討を加えていただきまして、より善処をしていただくということをお願いをしたいと思います。それができますまで、いま、申し上げましたように、委員長預かりとさせていただきます。

福山:総理は、この〔米軍等行動関連措置法〕に安全確保の規定がないことを知っていたか?

安倍:知っていた。

福山:[ガイドライン]に基づく〔後方支援〕活動は、実は 4 種類も 5 種類もある。(安全確保)規定がないことを知っていたとしたら、総理の安全確保の答弁が齟齬をきたす。

参照:日米防衛指針、新ガイドラインの骨子

http://www.huffingtonpost.jp/2015/04/27/guideline-japan-amerika_n_7152840.html

福山:国民は、総理が「すべての方針が法案の中に忠実に、かつ明確に盛り込まれたものと考えています。」という総理の言葉を聞いて、「ああ、すべての安全保障法案には安全確保の措置がとられたんだ」と認識した。総理が、安全確保の規定が法案にないことを知っていて、こういう答弁をするのは、国民に対して、だます、誤解を与える、事実と違うことを述べた、と考えられる。

安倍:[米軍等行動関連措置法第4条]の「限度を超えるものであってはならない」は、隊員の安全確保についても配慮した上で必要な支援を行う趣旨を含むものであると、与党において合意がなされた、と我々は解釈している。〔北側3原則〕の趣旨がこの中に入っていると、我々は理解している。

福山:総理は何度も、安全が確保されないかぎり、自衛隊による後方支援を行うことはないと言ってきている。自衛官の生命や身体に係わる問題であり、答弁でごまかすのではなく、法律に明確に規定すべきだ。

福山:[米軍等行動関連措置法]には、実施区域も安全確保も配慮義務も一時休止、中断も規定がない。なおかつ、〔存立危機事態〕においては、現に戦闘行為が行われている場所でも〔後方支援〕は可能だと統一見解が出ている。現に戦闘行為が行われる場所でも実施が可能なのに、自衛官に対する安全配慮規定がまったくないのは問題だ。

【8/25 水岡俊一(民主党)】

水岡:自衛隊法95条第1項は「自衛隊の武器などを職務上警護する自衛官が、その武器の防護に必要だとする相当の理由がある場合、合理的な限度での武器使用できる」となっている。自衛隊法95条第2項は、「自衛隊の武器」のところに「米軍等の部隊の武器」が入る。1項は自衛隊の装備をまもるため、2項は米軍等の武器を守るため。この最終判断はだれがやるか。

中谷:95条1項を命令するのは防衛大臣。武器の使用権限は個々の自衛官が主体となってやる。95条2項の米軍武器等防護では、当然、部隊の指揮官の命令に従う。

水岡:武器等防護では指揮官の命令に従うと条文に書かれているか。

中谷:書かれていない。自衛官は、57条(上官の命令に服従する義務)に従い、上官の命令に忠実に従う。上官の命令によって武器を使用することができるのは当然だ。(命令があってもなくても使用できる)。

水岡:法案に書かれているかいないかは重要だ。89条2項(自衛官が武器を使用するには、当該部隊指揮官の命令によらなければならない)は準用するか。

中谷:準用しない。

水岡:自衛官が個人で判断するということか。

中谷:自衛官は組織の性格上部隊として活動するのが当然。警護を行う場合は部隊として武器等警護にあたるので、上官の命令に従う57条に従って活動するのは当然だ。

水岡:89条2項を準用しない、95条にも書いていない、しかし解釈で部隊の指揮官の命令によらなければならない、という論理は通用しない。

■シミュレーション

◆原発へのミサイル着弾

【7/29 山本太郎(生活の党と山本太郎となかまたち)】

山本:政府自身は、九州電力株式会社川内原子力発電所に対する他国等からの弾道ミサイルによる武力攻撃を想定しているか。

答弁:我が国の安全に対する重大かつ差し迫った脅威となっていると認識している。政府としては、国民の生命・財産を守るため、平素より、弾道ミサイル発射を含む様々な事態を想定し、関係機関が連携して各種のシミュレーションや訓練を行っている。

田中俊一君政府特別補佐人:弾道ミサイルによって放射能が放出されるという事態は想定していない。放射性セシウム137の放出量は、川内1、2号機の場合には約5.6テラベクレル、この値は福島第一原発事故で放出された量の約千分の一以下だ。

山本:弾道ミサイルが着弾したとして、原子力施設を破壊されて、福島の東電原発の千分の一の放出量で済むと思うか。思えない。どうしてそれをしっかりと計算しないのか。

安倍:武力攻撃事態は、その手段、規模の大小、攻撃パターンが異なることから、これにより実際に発生する被害も様々であり、一概にお答えすることは難しい。

山本:もしも弾道ミサイルが飛んできて破壊された場合、何キロ圏までの計画を作成するべきか。

大庭政府参考人:弾道ミサイルなどの武力攻撃により原子力災害が発生した場合については、あらかじめ地域を定めて避難等の措置を講ずるものとするものではなく、事態の推移等を正確に把握して、それに応じて避難等の対象範囲を決定することとしている。

安倍:武力攻撃による原子力災害への対処については、国民保護基本方針に基づいて、原発からおおむね五キロ圏内は直ちに避難、原発からおおむね30キロ圏内はまずは屋内退避といった対応を取ることが基本だ。他方、武力攻撃によって5キロ圏、30キロ圏といった範囲を超える大規模な放射性物質の放出が起きた場合には、そうした状況に応じて臨機応変に対処を行う。この原発への弾道ミサイル攻撃については、武力攻撃事態は、武力攻撃の手段、その規模の大小、攻撃パターンなどによって様々な想定があり得ることから、国民保護措置の実施に関する基本的な方針を閣議決定した国民保護基本方針においては、着上陸侵攻、ゲリラや特殊部隊による攻撃、そして弾道ミサイル攻撃及び航空攻撃の四つの類型を想定しているが、特定の量的な被害は記していない。

◆戦争に参加か否か

【7/28 福山哲郎(民主党)】

福山:A国とB国が紛争ないし戦争状態だ。ただし我が国に対する攻撃はない。我が国と密接な関係にあるB国から要請を受けて、日本は存立危機事態の場合に武力行使ができる。B国の要請を受けて日本が武力行使をしに行くということは、戦争に参加をすることではないか。

安倍:三要件に当てはまるものに限り集団的自衛権の行使を行う。A国とB国の紛争のもとそのものに対して我々が撃滅に行くということではない。(安倍総理は「戦争に参加をすることではないか」との質問に対し、約10分にわたり論点ずらしの答弁を続け、結局質問には回答しなかった。)

「戦争に参加をすることではないか」の質問に対し:

横島:戦争は国際法上禁止されている。我が国は戦争をするのではなく、自衛の措置としての実力の行使をするものである。他国を防衛するための武力行使を認めるものではない。個別的自衛権を行使する場合と同様に戦争をするものではない。

福山:戦争というのは全部自衛の戦争じゃないか。

横島：国連憲章上、武力行使が正当化される事由としては、安保理決議に基づく場合、個別的、集団的自衛権の行使の三通りがある。

福山：武力行使はすると明確にされている。しかし、それを戦争と言わないところにこの安倍政権の欺瞞性がある。戦争に参加することになるのに、自衛隊のリスクは高まらないと言ったり、専守防衛は変わらないと言ったり、今も戦争に参加するということを認めないところに、国民はもう安倍政権のこの姿勢について気が付いている。だから理解が深まれば深まるほど反対が増えるんだ。

◆火消しのたとえ話

【7/28 小川敏夫(民主党)】

小川：総理はフジテレビで、たとえ話「アメリカの母屋に火をつけられて離れに火が移ってその火が日本に来そうだ。日本は火を消しに行く、これが集団的自衛権の例だ。」と説明した。武力行使は戦争に行く、戦いに行く、殺される、殺す、ということだ。武力行使の法案の説明で、建物の火を消火するという説明をするのはおかしい。消防士は人を殺さない。消防士を殺しに来る人もいない。消防士と武力の行使を同じに論じるのはおかしい。

安倍：たとえ話で概念整理をした。

■米国のニーズ

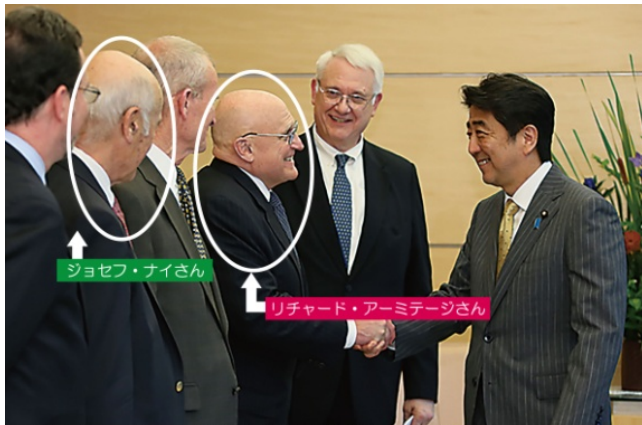
◆アーミテージ・ナイ・レポート

【8/19 山本太郎(生活の党と山本太郎となかまたち)】

山本：中谷大臣は、7月31日の本委員会、福島みずほ委員の、今まで周辺事態法でできないとされていた弾薬の提供がなぜできるのかという質問に対し、現行法制定時には米軍からのニーズがなかったもので、弾薬の提供と戦闘作戦行動のために発進準備中の航空機への給油、整備については除いていたが、その後、日米の防衛協力ガイドラインの見直しの中で、米側から、アメリカ側からこれらを含む幅広い後方支援への期待が示されたと答弁した。今回の安保法制の立法事実として、米軍のニーズ、要請があるか。

中谷：先の日米防衛協力ガイドラインの協議において、米側からこれらを含む幅広い後方支援への期待が示された。また、南スーダンで活動中の陸自部隊からも、想定外の状況によって弾薬を他国軍に融通する必要がある場合も想定されると報告を受けた。あらかじめ法的に措置をしておく必要があると考えたわけでございます。

山本：弾薬の提供、輸送と戦闘作戦行動のために発進準備中の航空機への給油、整備については、これまで武力行使と一体となった後方支援ということで憲法違反だった。しかし米国のリクエストで、今回、憲法解釈を変えた。実は米国のリクエストはもっとスケールが大きくて綿密だ。



2015年8月19日 参議院我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会 生活の党と山本太郎となかまたち：山本太郎
 <首相官邸ホームページ 総理の一日より「平成26年7月15日」 山本太郎事務所作成>

第3次アーミテージ・ナイレポート(2012年8月) ~日本への提言(9項目)

1	原発の再稼働
2	海賊対処・ペルシャ湾の船舶交通の保護、シーレーンの保護、イラン核開発への対処
3	TPP交渉参加~日本のTPP参加は米国の戦略目標
4	日韓「歴史問題」直視・日米韓軍事的関与
5	インド・オーストラリア・フィリピン・台湾等の連携
6	日本の領域を超えた情報・監視・偵察活動 平時・緊張・危機・戦時の米軍と自衛隊の全面協力
7	日本単独で掃海艇をホルムズ海峡に派遣 米軍との共同による南シナ海における監視活動
8	日米間の、あるいは日本が保有する国家機密の保全
9	国連平和維持活動(PKO)の法的権限の範囲拡大
その他	
10	集団的自衛権の禁止は同盟にとって障害だ
11	共同訓練、兵器の共同開発、ジョイント・サイバー・セキュリティセンター
12	日本の防衛産業に技術の輸出を行うよう働きかける

2015年8月19日 参議院我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会 生活の党と山本太郎となかまたち：山本太郎
 <第3次アーミテージ・ナイレポート/海上自衛隊幹部学校ホームページ コラム033より 山本太郎事務所作成>

2000年以降、日米安全保障研究会米側委員代表のアーミテージ元国務副長官とナイ・ハーバード大学教授がアーミテージ・ナイ・レポートを作成し、日本の安全保障に対するアプローチについて提言した。2000年10月に第一次、2007年2月に第二次、そして2012年の8月に第三次が公表されたアーミテージ・ナイ・レポートは、それぞれ日本の安全保障政策に大きな影響を与えた。参照：<https://ja.wikipedia.org/wiki/リチャード・アーミテージ>

山本:二枚目のパネルは、その第三次アーミテージ・ナイ・レポートの中の日本への提言9項目、そして、その他注目すべき記述を抜粋したものです。これを見ると、今回の憲法違反の閣議決定から憲法違反の安保法制まで、ほとんど全てアメリカ側のリクエストによるものだということがよく分かる。

「10. 集団的自衛権の禁止は同盟にとって障害だ」の本文

日本の利害の保護を必要とする最も深刻な条件の下で、我々の軍隊は日本の集団的防衛を法的に禁じられている。日本の集団的防衛の禁止に関する改変は、その矛盾をはっきりと示すことになるだろう。政策の変更は、統一した指揮ではなく、軍事的により積極的な日本を、もしくは日本の集団的自衛権禁止を変更することを求めるべきである。集団的自衛の禁止は同盟の障害である。3.11は、我々2つの軍が必要な時にいかに軍事力を最大限に活用できるかを証明した。平和時、緊張、危機、及び戦争時の防衛範囲を通して完全な協力で対応することを我々の軍に許可することは責任ある権限行動であろう。

参照: <http://iwj.co.jp/wj/open/archives/56226#no7> CSIS「第3次アーミテージレポート」全文翻訳掲載 の中の「集団的自衛権」を検索

山本:

提言1:原発再稼働 → 実行済

提言3:TPP 交渉参加 → 実行済

提言8:国家機密の保全 → 特定秘密保護法で実行済

提言 12:防衛産業技術の輸出 → 防衛装備移転三原則で実現済

提言の中の、2. シーレーン保護、5.インド、オーストラリア、フィリピン、台湾等との連携、6.日本の領域を超えた情報・監視・偵察活動、平時、緊張、危機、戦時の米軍と自衛隊の全面協力、7.日本単独で掃海艇をホルムズ海峡に派遣、米国との共同による南シナ海における監視活動、9.国連平和維持活動(PKO)の法的権限の範囲拡大、11.共同訓練、兵器の共同開発。これらはほとんど全て今回のこの安保法制に盛り込まれた。

2015年4月、新しい日米防衛協力ガイドラインを承認したときの日米共同発表文書には、「日本が国際協調主義に基づく積極的平和主義の政策を継続する中で、米国は、日本の最近の重要な成果を歓迎し、支持する。これらの成果には、切れ目のない安全保障法制整備のための2014年7月1日の日本政府の閣議決定、国家安全保障会議の設置、防衛装備移転三原則、特定秘密保護法、サイバーセキュリティ基本法、新宇宙基本計画及び開発協力大綱が含まれる」と書いてある。

山本:この第三次アーミテージ・ナイ・レポートで示された日本への提言が、新ガイドラインや安保法制で実現することになったと考えているか。

岸田:平和安全法制は、あくまでも我が国の国民の命や暮らしを守るためにどうあるべきなのか、これは自主的な取組である。新ガイドラインは、日米の防衛協力について一般的な枠組み、政策的な方向性を示したものであると認識をしている。

中谷:防衛省・自衛隊は、幅広く世界のいろんな方々からの考え方も含めまして情報収集、また研究、分析をしている。このレポートで指摘をされた点が結果として重なっている部分もあるが、あくまでも我が国の主体的な取組として検討、研究をして作ったものだ。

山本:何から何まで全てアメリカのリクエストどおりに行っている。米国の要請、ニーズには、憲法を踏みにじってでも、国民の生活を破壊してでも、真摯に全力で取り組むとはどういうことか。完全コントロールされて、独立国家と呼べるか、誰の国なんだ、この国は。その一方で、アメリカは、同盟国であるはずの日本政府の各部署、大企業などを盗聴し、ファイブ・アイズと呼ばれるイギリス、カナダ、ニュージーランド、オーストラリアなどとその盗聴内容をシェアしていた。もう間抜けとしか言いようがないお話、先月出てまいりました。

【びっくりしたので解説:「ウィキリークス」は2015年8月31日、米国家安全保障局(NSA)が日本政府中枢や大手企業など35カ所を標的に盗聴を行っていたことを示す内部文書を入手したと公表した。盗聴の内容は、英国、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド(ファイブアイズ)に提供可能と記載されていたという。日本政府は「これが事実ならアメリカに遺憾の意を伝える」としたが、米 국무省は「日本からの抗議はない」と答えている。

<http://biboroku.net/america-nsa/> アメリカ NSA、日本を盗聴しファイブアイズに提供か】

◆米国の防衛予算

【8/19 山本太郎（生活の党と山本太郎となかまたち）】

米国のスターズ・アンド・ストライプス(星条旗)新聞、2015年5月13日

2016年のアメリカ防衛予算は、日本政府が後押しをする、同盟国防衛のための新法案を可決するという前提で組まれている。そのため、アメリカは軍関係者を4万人削減した。

フォーリン・ポリシー(米国の権威ある外交政策研究季刊誌)誌、7月16日

日本の軍事面での役割が拡大することはペンタゴンとアメリカの防衛産業にとって良いニュースとなった。金が掛からない上に金ももうけられる。日本政府は多くの最新の装置を買うことができる。それはアメリカの防衛産業にとって良いことである。日本政府は、ロッキード・マーチン社製のF35、BAEシステムズ社製の海兵隊用の水陸両用車両、ノースロップ・グラマン社製のグローバルホークの購入計画を持っているとともに、ロッキード社製の二隻のイージスレーダーを備えた駆逐艦とミサイル防衛システムの開発を行っている。

◆ISIL（イスラム国）

【8/19 福島瑞穂(社民党)】

福島: 米国がISIL(イスラム国)掃討作戦に要している費用は。

岸田: 2014年8月7日に開始され、2015年7月31日までに米国が対ISIL作戦に使った費用は、合計35億ドル。一日当たりの平均費用980万ドル(一日当たり約12億円)だ。

福島: 年間4000億円。戦場で殺し殺され、莫大な人命が失われる。

福島: ISILへの空爆等に対する支援活動は条文上できるか。

中谷: 国際平和支援法の三つの要件を満たし、かつ国連決議があれば、一般論としては実施し得る。

国際平和支援法:

- 目的
1. 国際社会の平和及び安全を脅かす事態であって、
 2. その脅威を除去するために国際社会が国連憲章の目的に従い共同して対処する活動を行い、
 3. 我が国が国際社会の一員としてこれに主体的かつ積極的に寄与する必要があるもの。

要件:

1. 支援対象国の要請し、勧告し、又は活動を認める決議がある。
2. 1の他、当該事態に関連して国連加盟国の取り組みを求める決議がある。

参照:「平和安全法政」11 法案の概要

<http://www.cas.go.jp/jp/gaiyou/jimu/pdf/gaiyou-heiwaanzenhousei.pdf>

【わかりにくいので解説: 中谷氏の言う三つの要件は、国際平和支援法では「要件」ではなく「目的」に記載されている。国連決議とは、「国連として共同対処するぞ」決議ではなく、「支援して!」「Let' 支援しよう」という一部加盟国提案に関する決議のようだ。】

福島: もしこの法案が成立したら、掃討作戦、後方支援、消耗品の弾薬を提供するといつて、莫大なお金が掛かる。誰がその抑制をするのか、誰が判断するのか。

中谷: 我が国は当然財政的な状況等もございますので、実施する場合においても財政当局と調整を行って必要に応じて最適な対応を取る。

■政府の情報隠し

◆シビリアンコントロール

【わかりにくいので解説: 法案成立前に、防衛省内で安政法制に基づく具体的施策が検討され、法案成立時期や自衛隊の新たな任務の実施時期までスケジュール予定がたてられていた問題。しかも、その内容を中谷防衛大臣が把握していなかった。シビリアンコントロール(文民統制)がなされていない、といった問題。】

【いきさつ】

5月14日に法案の閣議決定。

5月15日に、中谷防衛大臣から省内の幹部に対し、自衛隊員に周知を行うよう指示。

5月下旬に文書が作成された。

5月25日 中谷防衛大臣、統合幕僚長、事務次官の三名による会合で、翌日の会議で法案の説明を行うという説明あり。ただし中谷防衛大臣は資料の中身を確認していない。

5月26日 統合幕僚監部が開催したTV会議で、陸海空指揮官350名に、この資料(プレゼンテーション)を用いて、法案とガイドラインが説明された。同日、衆議院の本会議で法案の審議が始まった。

【8/11 小池晃(日本共産党)】

小池: 国会審議の最中に今後の方向性が検討されていたら大問題ではないか。

中谷: 安政法案については国会の審議が第一でございますし、法案が成立したのち、これは検討を始めるべきものでございます。(実際には、閣議決定の翌日に中谷防衛大臣の指示で具体的内容の検討が始められていた)

【8/19 小池晃(日本共産党)】

小池: 法案の成立前にはやらないといった検討をやっていたのは大問題だ。

中谷: 前回の発言はわたくし中身を確認してないわけでございます、一般論で発言をしました。シビリアンコントロールにつきましては、法案が閣議決定されたので、正しく、この内容を分析・研究をすることは当然です、各実施は自衛隊が行うわけです。

【記載されたスケジュール】

平成27年8月に法案成立。

平成28年2月に法施行。

平成28年3月から新法制に基づく運用開始(南スーダンPKO、警護、陸上輸送、救出)

【内容】

当該資料は統合幕僚監部が、日米防衛のための指針及び平和安全法案について、その内容を丁寧に説明し、あわせて法案成立後に具体化をしていくべき検討課題をあらかじめ整理し、主要部隊の指揮官等に対してそれらを理解してもらうことを目的に、内部部局と調整をしながら作成した。[新ガイドライン]にも、あるいは法案にも書かれていないような中身がたくさん盛り込まれている。

【同盟調整メカニズム】

強化された同盟内の調整。最大の焦点は「同盟調整メカニズム」及び「共同計画策定メカニズム」。
運用面の調整: 軍軍間の調整所への要員の派遣を含む日米間調整の検討。

【米軍等を防護することが可能となる「我が国防衛に資する活動の例」】

1. 重要影響事態での輸送、補給等
2. 情報収集、警戒監視活動
3. 共同訓練

【南スーダン PKO 派遣】

法律改正に伴い「他国軍隊要因との宿営地の共同防衛」が実施可能になるとともに「駆けつけ警護」等が UNMISS(南スーダン)派遣施設隊の業務として追加される可能性あり。

武器使用の権限は、「宿営地の共同防衛は自己保存型」「駆けつけ警護は任務遂行型」

自己保存型の武器使用は、憲法9条の問題にならないため、どのような場面でも行使できる。

任務遂行型の武器使用は、国家に準じる組織が攻撃対象でない場合に限り行使できる(国家組織に対する武力攻撃は憲法で禁止された武力行使に該当する。相手が国家以外であれば憲法上問題はない)。

小池: 自衛隊の部隊行動基準、武器使用基準《ROE》について、国会ではいっさい意説明がなかった(「お答えすることは控える」)が、文書には《ROE》の整備を行うことは必要と書かれている。

中谷: (統合幕僚監部としては)分析、研究の一環として、自衛隊の武器使用に関して細部事項について具体化し、また関連規則《ROE》の策定等を行うことは当然必要。

【8/21 小池晃(日本共産党)】

小池: 戦力不保持を定めた憲法下で自衛隊が『軍』を自認することは、問題ではないか。

中谷: 便宜的な表現であり、問題があると考えていない。

小池: (軍軍間の)『調整』などというが、圧倒的な情報量を持っているのは米軍だ。自衛隊が平時から共同司令部の下で、米軍の指揮下に入ることになる。

中谷: (自衛隊の活動は)わが国の国内法令に従って行われるので、自衛隊が米軍の指揮下に入ることは考えられない。

小池: 内部文書では、戦争法案が来年2月に施行されることを想定して、来年3月に南スーダン PKO 任務を実施するため、今年9月から準備訓練を行うとしています。しかし、南スーダンでは、政府軍と反乱軍との停戦協議は米国などが期限としてきた8月17日になっても最終合意にも至っていない。今回の安保法制で任務が拡大すれば、奇跡(今まで PKO 活動が無事故で済んだこと)ですむ可能性は非常に薄くなる。派遣される自衛隊員の命が危険にさらされる。

中谷: (『駆けつけ警護』などについて)研究するが、やるかやらないかは法案が成立してから、決定する。

小池: 内部文書には、『新法制に基づく運用』と書いてある。今の答弁は事実と反する。

◆防衛白書の英訳

【8/11 大塚耕平(民主党)】

大塚:防衛白書の2013年版と2014年版には、日本語の文章は全く同じだが、英語版では表現が違う部分がある。2013版の英訳には、「日本が攻撃されるまでは何もしない」と書かれていた。これは憲法の本質と一致する。一方、2014版の英訳では、「(「日本が」が削除され)武力攻撃が発生した場合に日本が武力行使する」となっている。日本語は全く同じなのに、英訳が異なっているのはなぜか。

中谷:英語版白書2013年版は、憲法9条でも例外的に自衛のために武力行使が許容される、という認識のもとつくられた。2014年版は、昨年7月の閣議決定の結果をもとに訳出した。

大塚:2014年版の英文には、存立危機事態(における集団的自衛権の制限)の説明が一切ない。

中谷:新三要件を訳出すると冗長になる、専守防衛の記述の前にこの詳細を説明しているから繰り返さないこととした。

大塚:存立危機事態の制限について英語版には書かれていない。冗長だからと大事な部分を削除したから、フルスペックの集団的自衛権を行使すると外国に理解された。→理事会、2014年版英訳の和訳を提出すること

◆外国メディアの反応

【7/28 大塚耕平(民主党)】

5月18日『ミサイル攻撃があった後は、アメリカの防衛の為に日本は北朝鮮を攻撃する』インターナショナル・ビジネスニュースのタイトル。CNNは、『日米の新しいガイドラインは、アメリカ及びその他の国を防衛するために、防衛することを日本に許容する』。アメリカでこの問題に関心のある人たちは、日本の今度の法案が通ると、アメリカが攻撃されたら一緒に戦ってくれるというふうに、そういうふうに素直に受け止めている(アメリカの財界人、財務省官僚が同じく言及)。

大塚:外国では、米国と他国を防衛するために日本が集団的自衛権を行使する、ととられている。

政府答弁:国際法上の根拠と憲法解釈は区別して理解すべきである。

岸田:海外メディアの中には様々な論評がある。日本の立場をしっかりと説明する必要がある。新ガイドラインには憲法、法律の範囲内で行うと明記されている。日米両政府は理解している。

【8/5 大門実紀史(日本共産党)】

大門:安倍内閣は、今までの自民党政権が取ってきた憲法上の立場、すなわち集団的自衛権の行使はできないということができるというふうに百八十度逆転させた。その唯一の根拠が、日本を取り巻く安全保障環境の根本的変化、そして具体例として、日本の近隣、特に中国の脅威が盛んに宣伝されている。確かに、中国と日本の間、あるいは中国と東南アジアの国々との間には、領土領海問題がある。しかし、だからといって、安保法制、戦争法案、集団的自衛権、そういう話なのか。むしろ、そういう対応をする最も危険な軍事対軍事の対応になってしまう、エスカレートしてしまうと、その危険性が一番あるのではないか。

●テレビで自民党議員「中国が、南シナ海の埋立てを含めてそこを聖域化して、潜水艦からミサイルを発射する動きも出てきている」→実際は、中国の潜水艦のミサイルは運用開始されていないから発射する動きなどあるはずがない。

●米国の元太平洋軍司令官は「南シナ海を含むアジア地域に軍事的対立、危険性はない。島を軍事的に占拠して支配するには大規模な軍事作戦が必要で、中国がやる可能性は非常に小さい。この地域の話は、軍事的対立じゃなくて統治権の及ぶ区域をめぐる紛争であり、軍事対立よりもはるかに、はるかに低い水準の問題

だと。どの国も軍事対立へのエスカレートを望んでいない、だから、この地域で紛争が起きつつあるという現実的危険性はない」と言っている。

●ウォール・ストリート・ジャーナルのマイケル・オースリン「東アジアにおける最も不穏な流れは、領土問題、北朝鮮問題、どれ一つを取っても、その解決に向けた前進が全くないこと。外交的なイニシアチブが発揮されないで、より幅広い合意のための基盤となる二国間の問題も解決されていないと。逆に政治家たちが更にナショナリズムをあおり、その政治的立場を硬化させている(2013年1月)」

この指摘は、一年半たっても何も変わらないどころか、この安保法制、戦争法案をめぐって、かえってエスカレートしているというふうに思います。

◆イラク復興支援

【7/29 小池晃（共産党）】

第一次イラク復興支援隊の活動中、

4月に2回、宿営地近傍に迫撃砲弾が着弾、発射されたロケット弾が駐屯地内の地面に衝突したのち鉄製の荷物用コンテナを貫通して土壤に当たり宿営地外に抜けており、一つ間違えば甚大な被害。自衛隊の車両にIED即席爆破装置、ロケット爆弾による攻撃。こうした緊張状態の中でメンタルヘルスストレスチェックの結果約2割の隊員にストレス傾向が見られた。

小池: サマワの非戦闘地域でこれだけがおこっていた。自衛隊の海外での活動を拡大する上において、直近の海外の活動の報告は必要不可欠だ。(公開資料において)なぜこの重要な問題を墨塗りにしたか。

中谷: 部隊の編制運用指揮系統は不開示としている。

小池: ほぼ全ページが墨塗りも多い。存立危機事態の認定に特定秘密が含まれれば情報が秘匿される。政府が全ての情報を客観的に判断する、となっているが、墨塗りにされて、だれが客観的に判断できるか。

中谷: 必要な情報が公開されるよう努力する。特定秘密が含まれる場合は、秘密が漏えいにならないように工夫する。

小池: 特定秘密部分が肝心。それを出さないとどうやって国民は判断できるのか。

●輸送品の中身

【7/30 山本太郎（生活の党と山本太郎となかまたち）】

安倍: 航空自衛隊は、2004年3月から2008年12月までの間、イラク特措法に基づき、クウェートを拠点としてイラク国内の飛行場との間で、国連、米軍等の要員や事務機器、医療機器、車両、航空機部品、テント等を輸送した。これらの内容は、活動期間中や活動終了後に国会に説明、報告するとともに適切に公表した。

山本: 2009年10月、防衛省のデータによると、2004年3月3日から最後の空輸となった2008年12月12日までの空輸実績では、全体で46000人輸送された。国連の関係者はたった6%ほど、約60%以上が米軍や米軍属だった。

中谷: 御指摘のとおり、総人員が46479人、米軍人が約半数の23727人だった。

山本: 国連関係と言いながら、メインは米軍の輸送に使っていたんじゃないか。

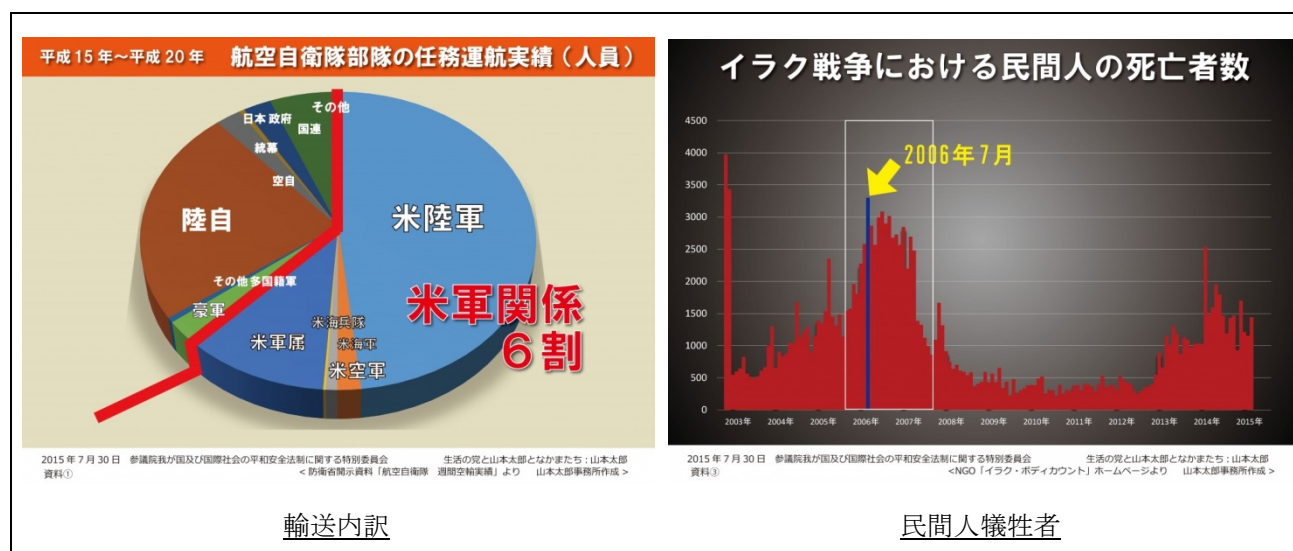
安倍: あくまでもイラク特措法に基づく活動をしていた。

山本: 自衛隊がバグダッドまで輸送した兵士たちがその後何をしたのか、詳細まで把握しているか。

安倍:輸送した米兵については、イラク国内において復興支援又は治安維持のいずれかの活動に従事していたというふうに認識をしております。

山本:航空自衛隊がバグダッドに米軍兵士らの輸送活動を行った2006年から7月以降、それによって市民、米兵の犠牲者数、どのように変化していったか。

○政府参考人(上村司君)米国国防省の数字では、2003年3月19日から2010年8月31日までのイラクの自由作戦全体の総数では、4424名の犠牲者が出ている。



イラクでの犠牲者数をカウントしているNGO、イラク・ボディー・カウントのデータ:

2007年の民間人の犠牲死亡者数24000人にも上っている。自衛隊のクウェートへの輸送が始まったのは2006年の7月以後の約一年間、開戦直後の空爆が激しかった頃を別にとすると最もイラク市民の犠牲が多かった時期であり、米軍兵士の犠牲も一番多かった時期だった。2007年一年間での爆撃回数は1447回、テロとの闘いと言って先進国が始めた戦争によって、子供、女性、お年寄り、多くの市民が犠牲になった。

「空自イラク派遣は憲法9条に違反」名古屋高裁判断

(判決文より抜粋)「イラク国内での戦闘は、実質的には03年3月当初のイラク攻撃の延長で、多国籍軍対武装勢力の国際的な戦闘だ」「(活動場所であるバグダッドは)まさに国際的な武力紛争の一環として行われている人を殺傷し物を破壊する行為が現に行われている地域」として、イラク復興支援特別措置法の「戦闘地域」に該当する」「現代戦において輸送等の補給活動も戦闘行為の重要な要素だ」「(空自の活動のうち)少なくとも**多国籍軍の武装兵員を戦闘地域であるバグダッドに空輸するものは、他国による武力行使と一体化した行動で、自らも武力の行使を行ったとの評価を受けざるを得ない**」「武力行使を禁じたイラク特措法に違反し、憲法9条に違反する活動を含んでいる」

ただし、原告側が請求した「一人一万円の損害賠償」は認められなかった(この事実をもって、政府側は自分自分たちが「全面勝訴」と言っている)。

山本:アメリカが批准しているジュネーブ条約では、民間人に対する攻撃、殺人、傷害は禁止、病人の保護、文民病院の攻撃禁止が定められている。米軍は、ジュネーブ条約など国際人道法、国際人権法違反の常習犯だ。

2004年4月、米軍はイラクのファルージャという都市を包囲、猛攻撃を行ったが、翌月、国連の特別報告官が、フ

ファルージャの攻撃で死亡したのは90%が一般市民だった、国連は一刻も早く人権侵害行為に関して独立した調査を行うべきであるという声明も出している。

2004年の11月から米軍の大規模攻撃に参加した米兵の話:

訓練で、『武器を持つ人間を見たら殺せ、双眼鏡を持つ人も殺せ、携帯電話を持つ人は殺せ、何も持たず敵対行為がなかったとしても、走っている人、逃げる人は何か画策しているとみなし、殺せ、白旗を掲げ命令に従ったとしても、わなとみなし、殺せ』と指示された。戦地で米兵たちは、ブルドーザーと戦車を使って家屋を一つ一つひき潰し、人間は撃ち尽くしたから、犬や猫や鶏など動くものは何でも撃った。動物もいなくなったから死体も撃った。

山本:ファルージャだけじゃない、バグダッドでもラマディでも米軍は組織的にこれをやった。総理はアメリカに民間人の殺りくを当時やめろと言ったか。この先、やめろと言えるか、引き揚げられか。

安倍:イラクのサダム・フセイン大統領は、化学兵器、大量破壊兵器がないことを証明する機会を与えたにもかかわらず、それを実施しなかった。多国籍軍のイラク攻撃は、国連安保理決議によって正当化される。

●イラク市民の犠牲

【7/29 小池晃（共産党）】

アフガン戦争で犠牲になった民間人の数。2007年～2014年末までで21,415人、今年(2015年)だけで978人。今も市民の犠牲は続いている。報復戦争が憎しみを呼び、新たなテロが拡散した。

米国国務省の資料:

全世界におけるテロ犠牲者数

2000年 4,422名。発生件数 1,814件。

2014年 43,512名。発生件数 16,818年

アフガン、パキスタン、イラク、ナイジェリア、シリアなど。

小池:テロ死者数はアフガン報復戦争以来10倍になっている。報復戦争は憎しみを生んでテロを生む。

安倍:テロに対して国際社会は協力して戦っていこうとしている。アフガニスタンでテロリストがばっこする国から平和な国に変えようとしている。9.11に端を発するテロに対抗することは国際社会の共通認識。アフガンのテロを放置していたらテロの被害がもっと多かっただろう。

小池:アフガン報復戦争に、米国は個別的自衛権、NATOは集団的自衛権を行使。日本はテロ特措法で始めて海外での洋上給油活動を行った。仮に同じ事態が生じたら日本はどうするか。

中谷:仮に同じ事態が発生し、国連が決議した場合は、我が国も対応しなければならない。

小池:今度の法案により、米軍戦闘機に対する給油・整備もできる、武器使用権限も拡大する。法案が成立すれば米国はアフガン戦争への支援を切れ目なく求めてくる。憲法違反の戦争法案は廃案だ。

【7/29 山本太郎(生活の党と山本太郎となかまたち)】

中東、アフガニスタンでのアメリカ等の爆撃や地上作戦に巻き込まれた市民、女性、子供たちの殺傷は明らかに戦争犯罪だ。国際法上の正当性、あるわけがない。このようなアメリカ軍等の行為に日本の自衛隊が参加、協力すること、あってはならない。自衛隊員の皆さんの危険が高まることも重大な問題だが、日本の自衛隊が非戦闘

員の市民、女性、子供たちに対し過って発砲し、加害者側、戦争犯罪者側になることは絶対にあってはならない。

【8/25 山本太郎(生活の党と山本太郎となかまたち)】

山本:民間人の殺害、軍事施設以外への攻撃、捕虜への拷問などの禁止、これは完全な国際法違反だ。それらを禁止したものがジュネーブ諸条約、国際人道法などであり、日本はこれらの条約を批准している。

安倍:自衛隊が活動するにあたって、国際法を遵守し、国際法上、違法な行為に対する支援を行わないことは当然だ。ある国がジュネーブ諸条約を初めとする国際人道法に違反する行為を行っている場合、我が国が支援や協力を行うことはない。

山本:2006年3月15日、イラク中部のイシャキ村で起きた一家惨殺事件。手錠をかけられ無抵抗な状態で家にいた11人を米軍は銃殺。地元テレビでも報道され、BBC、CNNなど欧米メディアも伝えた。米兵達はファイズさんらを殺害後、家を爆破した上、家畜までも殺していった。これは戦争犯罪だ。国際法違反だ。

安倍:その事案を知らないので論議を差し控えたい。

山本:ファルージャ総攻撃(2004.11.7-12.25)では、米軍は街を完全に包囲、報道陣は街からシャットアウト。兵糧攻めの状態の中、40名を超えるイラク人、医療関係者が医薬品を持ってバクダットから駆けつけ、ファルージャ総合病院を目指したが、17名の医療関係者は米軍に射殺された。完全包囲されたファルージャの街に激しい空爆、砲撃。総合病院は米軍に占拠され、市内にあった2つの診療所は米軍が空爆した。消火活動をしていた消防士、警官までも米兵は攻撃した。2004年の最初のファルージャ攻撃では、700人以上が殺害され、2回目の11月、ファルージャ総攻撃では、行方不明者は3000人に及び、6000人もの住民が殺された。中には、白旗を握りしめたままで発見された少年の遺体もあったそうだ。これ、米軍が行ったまぎれもない国際法違反、戦争犯罪ではないか。

安倍:中身について検証する材料をもっていないので、コメントは差し控える。

山本:米軍による爆撃は日本でも、広島、長崎、東京大空襲、そして、日本中が空爆、爆撃をされた。それによって、50万人以上の方がなくなった。そのほとんどが一般市民だ。これは戦争犯罪、国際法違反ではないか。

岸田:国際司法裁判所等においても、そうした議論が行われていると承知している。

山本:この先、米軍が戦争犯罪を行った場合、総理が我が国の最高責任者として、米軍の行動を止めるか。自衛隊、撤退させられるか。

安倍:自衛隊が活動するにあたって、国際法を遵守し、国際人道法に違反する支援を行わないのは、当然のこと。

山本:アメリカ、イギリスは大量破壊兵器や化学兵器をもっていると疑ってイラクに入っていたが、結局それは何も見つからなかった。700回、500箇所を捜索したのに出てこなかった。白燐弾、劣化ウラン弾、クラスター爆弾、大量破壊兵器で、化学兵器で、自分たちがそれで、イラクに住む人々を傷つけた。これ、国連憲章違反だ。検証が必要だ。第三者検証委員会の設立を求める。検証ができていないなら、自衛隊の活動を拡大させるわけにはいかない。今回のルール改正、戦争法案では、自衛隊に死者がでるだけでなく、後方支援という名の一体化で、米軍とともに、加害者側になる可能性大だ。

■法的根拠

◆憲法九条

【8/5 主濱了(生活の党と山本太郎となかまたち)】

主濱:日本は先の大戦で、日本人310万人、アジアでは2000万人と、多くの犠牲を払った。この反省のもと、平和憲法が制定された。まさに戦後日本の進むべき方向を示したのが今の日本国憲法だ。少なくとも憲法第九条の、「国権の発動たる戦争と武力の行使は国際紛争を解決する手段としては永久にこれを放棄する」この規定は是が非でも守らなければならない。

中谷:憲法九条に表現されている平和主義の理念は、私も今後とも守られるべきだと考えている。

主濱:日本で許容されている「専守防衛」は、武力攻撃をしてきた勢力を自国の領域において阻止する受動的な防衛であるから、まさに日本国憲法の精神にのっとった防衛政策である。しかし日本への攻撃がないにもかかわらず、米国への攻撃に反撃することは集団的自衛権の行使にあたり、憲法違反である。

中谷:新三要件の下で許容されるものは、集団的自衛権の行使も含め、自衛の措置の武力行使に限られる。この考えの下で行われる今回の法整備は、専守防衛の基本方針にいささかも変更もない。集団的自衛権は国際的に認められる権利だ。我が国では自国の防衛のための必要最小限の措置で憲法の範囲内だ。

主濱:これまでの我が国の防衛力は、自国防衛のための必要最小限に限られた。今後は、攻撃用の装備、長距離爆撃機、攻撃型航空母艦、大陸間弾道弾などを装備するのか。

中谷:今回の法律によって装備が増えたり、防衛費増大が必要になることはない。あくまでも我が国の防衛や国際社会の要請に基づいて必要な範囲で行っていく。

【最新ニュース】

◆◆◆NHK ニュース(8/31)防衛省概算要求 過去最大5兆911億円

「ことし4月に決定した新たな日米防衛協力の指針＝ガイドラインで、宇宙空間やサイバー攻撃への対処が盛り込まれたことなどを受けて、日米が連携して宇宙空間の状況を把握するのに必要な監視システムの構築に向けた設計費用や、サイバー攻撃への対処のための専門部隊を増員する費用なども盛り込んでいます。」とのこと。「など」の部分に実際何が含まれるのか…。「防衛費増大は必要じゃない」けれど増やす、という日本語もアリなのか…？

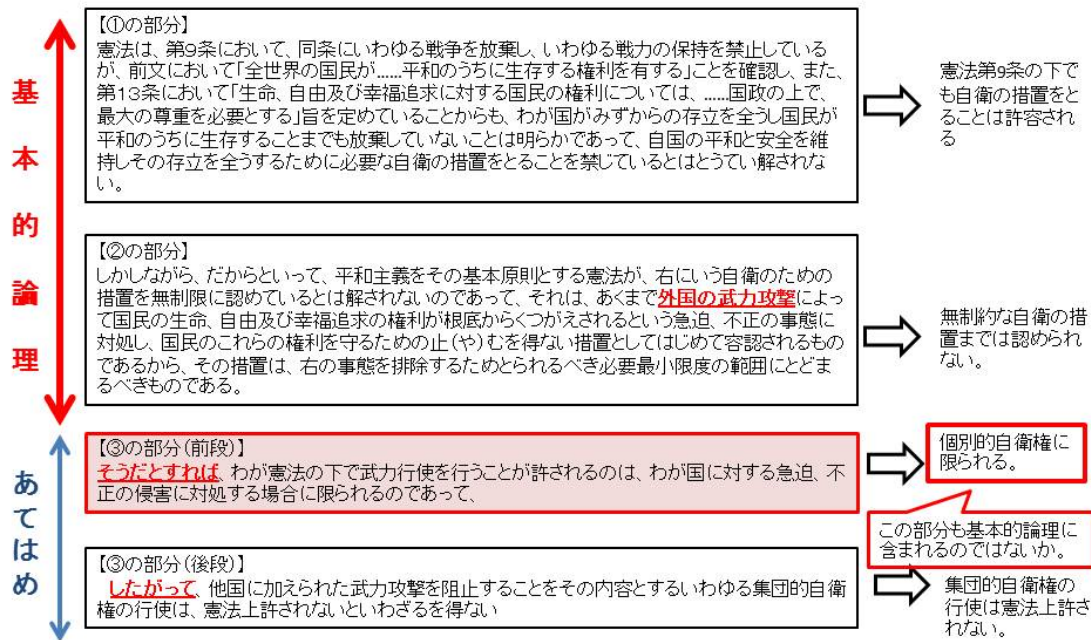
◆昭和47年見解

【わかりにくいので解説:横畠内閣法制局長官が考え出した、現憲法下でも集団的自衛権の行使が容認される理論、いわゆる、昭和47年見解における「あてはめ論」は、国会中継を聞いても、議事録を読んでも、実はさっぱりわからない。不毛なので、ここに議事録を記載することはしない。しかし、様々見聞しているうち、総合的、客観的に理解できたような気もするので、その解説を「安保法案の論点整理の私的考察ブログ:

<http://anporonten.blog.fc2.com/blog-entry-15.html> に書いた。】

【8/19 中西健治(無所属クラブ)】

昭和47年政府見解における基本的論理とあてはめについて



【出典】参議院決算委員会提出資料より中西健治事務所作成

平成27年8月19日 参議院 平和安全法制特別委員会 無所属クラブ 中西健治

参照リンク:<http://nakanishikenji.jp/diet/>

中西: 政府は、集団的自衛権に関する昭和47年政府見解を出したのと同じ日に、同じ参議院決算委員会宛てに、同じ水口議員の質疑に対して、「自衛行動の範囲について」という政府見解を提出している。そのなかで、「憲法第9条が許容している自衛行動の範囲について…その時の国際情勢、武力攻撃の手段・態様により千差万別であり、限られた与件のみを仮設して論ずることは適当ではないと思われる。」という見解を示している。この「限られた与件のみを仮設して」が「我が国に対する武力攻撃が生じた場合に限られる」という限定的な事実認識と矛盾するのではないか。

中谷: 私の考えでは、自衛権の発動の3要件を満たせば、憲法上の理論としては、そのような行動をとることが許されないわけではないと解している。→理事会に政府見解を要求。

■ 安保環境

◆ 尖閣諸島

【7/29 大野元裕(民主党)】

大野: 今回の法制で、尖閣諸島と離島、島嶼部におけるグリーンゾーン対応はどうか変わるか。

中谷: 今回の法制で、切れ目ない対応が可能となる。日米同盟が完全に機能、世界に発信することで抑止力が高まる。尖閣諸島に関しては、治安出動の迅速化、対応能力向上、情報共有、各種訓練の強化に関わる閣議決定を行った。尖閣諸島に関して、今回の安保法の中で新たな法整備が必要とは考えていない。

◆サイバー攻撃

【8/4 福島瑞穂(社民党)】

政府: 武力攻撃の一環として行われたサイバー攻撃に対して武力を行使して対応することも法理としては考えられますけれども、これまでサイバー攻撃に対して自衛権が行使された事例、これはございません。国際的な議論も見据えつつ、更に検討を要するものと考えております。

◆テロの危険性

【8/25 水岡俊一(民主党)】

水岡: もしこの法案が成立したら、国民の安全の危険度は増すか。

山谷国家公安委員長: 平和安全法制により紛争を未然に予防する力、つまり抑止力が高まる。

水岡: 防衛のことでなく国民の安全のことを聞いている。抑止力でテロが収まるか。

山谷: 国内治安維持を行う警察が警備態勢の強化、対処能力の向上、関係機関の連携に取り組んでいる。

水岡: 8月17日、タイで爆弾テロ、19人死亡、115人がケガをした。22日、オランダ、アムステルダムからパリに向かう国際列車がテロ。アフガンのカブールでテロ、12人死亡、60人ケガ。この1週間を見ても世界的にテロの危険度が増している。日本でその心配はないか。山谷: 情報収集、対処能力の向上、今後とも警察の責務を果たしていく。

山谷: 国内外情報収集している。今後も警察の責務をしっかりと果たしていく。

水岡: イラク戦争に参戦したスペインとイギリスの例。スペインは2004年3月11日、マドリッドで電車の爆破テロ、191人死亡、2000人ケガ。イギリスは2005年7月にロンドン地下鉄爆破テロ、56人が死亡、700人ケガ。これらはイラク戦争に参戦した国に対する報復であった。日本が集団的自衛権を行使すれば日本国内でテロが起きる可能性が高まると考えないか。日本はオリンピックを迎えようとしている。世界の注目が集まる日本においてテロの脅威が更に高まるのではないか。

安倍: テロの脅威に対しては、各国と情報共有し、情報を収集分析しながら対処する。水際で入国させない、確保するなど対策をとる。テロの温床となっている貧困、暴力を撲滅するために日本は貢献している。我が国が集団的自衛権を行使する場合は、存立危機事態であるから、当然、武力行使をしてそれを排除する。

水岡: タイ、バンコクの爆弾テロでは、米国からタイに、10人前後のテロリストの可能性のある人物が入国しているという情報があったにもかかわらず何もできなかった。日本にはそういった対応をする部署があるか。

安倍: 我が国では水際で阻止し、国内で確保する対応が可能だ。いちいちについてはインテリジェンスにかかわるので答弁を控える。

水岡: もしテロの危険度が高まっているという情報があるならば国民に知らせることが大事だ。外務省は日本の国際テロ対策をホームページで紹介しており、そのページの日付けは H27.7.15 更新であった。その中の概要には、H23.9.1、今から4年前の状況を掲載している。国民に対して現況を示していない。

岸田: 外務省は各国の危険情報を更新している。情報の内容によっては細かい対応が必要なスポット情報として明らかにし、関係国の邦人に伝達するという対応をとっている。情報の伝達では、より現実的、スピーディーに伝えなければならないので、SNS システムを導入している。

水岡: H23.9.1 の HP には、「国際組織アルカイダ・・・」「ウサマビンラディン・・・」の記載がある。こういうレベルだ。大臣の答弁と外務省の行動には、あまりにも差がある。

岸田:ご指摘の HP の部分については確認する。現実の対応は絶えず更新している。

水岡:実行してほしい。

■その他

◆10本の法案

【7/29 水野賢一(無所属クラブ)】

10本の法律を束ねて出したが、採決は1回。普通10本も法案があれば賛否は分かれる。ひとくくり採決は乱暴だ。丁寧な審議はできない。議論が深まらない背景には、法案を束ねたことがあるのではないか。

安倍:10本の改正法の目的は我が国と国際社会の平和と安全。10本は相互に関連している。大きな体系で総合的に判断してもらうのが適当。

水野:総合的にしか判断できないからおかしくなる。個別に審議したい。

◆経済的徴兵制

【8/3 山本太郎(生活の党と山本太郎となかまたち)】

山本:昨年5月26日、文部科学省の学生への経済的支援の在り方に関する検討会議事録。当時、経済同友会の専務理事で、現在、奨学金を担当する独立行政法人日本学生支援機構の運営評議会委員でもある前原金一さんの発言:(百数十万人いる無職の者をいかに就職させるか、という議論の中で)「警察庁とか消防庁とか防衛省などに頼んで、1年とか2年のインターンシップをやらしてもらえば、就職はかなりよくなる。」「防衛省は2年コースを作ってもいいと言っている」奨学金を延滞している人の人数等情報を教えてほしい。

参考人(遠藤勝裕君):平成26年度末の延滞者の年齢別件数は、25歳未満、60200件(17.2%)。25歳以上35歳未満が214751件(61.4%)。35歳以上45歳未満が57176件(16.3%)。45歳以上が17848件(5.1%)。51.1%が本人の低所得によるもの、そして15.1%が本人が失業中、無職。5%が本人が病気。それから、もう一つ大きな理由として17%が親の支援、親の経済的困窮に対して返還者が支援をする。

中谷:(防衛省の2年コース)これは企業が新規採用者を二年間、自衛隊に実習生として派遣するというプログラムのイメージで、社会人のことだ。→前原氏の参考人召集を理事会で検討。

山本:2014年の7月1日、集団的自衛権行使容認の閣議決定をした直後に、全国の高校三年生に一斉に自衛隊からダイレクトメールが郵送されてきた。これは、防衛省が法令に基づいて全国の市町村から情報提供を受け、全国の高校三年生の個人情報(名前、生年月日、性別、住所)の四情報を収集して行ったという話。これ、非常に不気味だ。18歳に該当する人たち120万人近くいる。経済的格差を利用して兵員を確保すること、経済的徴兵制。問題は、日本の奨学金制度にあると思う。各省庁見てみても、給付型の奨学金があるのは防衛省だけ。利息が付く、延滞金が付く、サラ金と一緒だ。無利子で奨学金を出すことにお力を貸していただきたい。

国務大臣(下村博文)まず有利子奨学金をできるだけ無利子奨学金にしていきたいと思います。そして、平成29年から所得連動返還型奨学金制度の導入について今検討しているところでございます。年収300万以下であれば返還しなくてもいいというような形をとることによって、全ての意欲と能力のある若者がチャンス、可能性が広がっていくような、そういう奨学金制度を充実を更にいきたいと思います。

経済的徴兵制



前原金一氏

(当時、経済同友会専務理事・
日本学生支援機構運営評議会委員)

の発言

・・・「経済的格差」を利用して兵員を確保すること

「前日も申し上げたのですが、こういうやり方も一つあります。今の経済状況を考えると、労働市場は非常に好転しています。まず、延滞している人の年齢別人数を教えてください。それから、**延滞者が無職なのか、低収入なのか、あるいは、病気なのかという情報をまず教えてください。**

今、労働市場から見ると絶好のチャンスですが、放っておいてもなかなかいい就職はできないと思うのです。**前も提言したのですが、現業を持っている警察庁とか、消防庁とか、防衛省などに頼んで、1年とか2年のインターンシップをやらせてもらえば、就職というのはかなりよくなる。防衛省は考えてもいいと言っています。」**

「百数十万人いる無職の者をいかに就職させるかというのは、日本の将来に非常に大きな影響を与える」

「**防衛省は、2年コースを作ってもいいと言っています。」**

2015年8月26日 参議院我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会 生活の党と山本太郎となかまたち：山本太郎
<平成26年5月26日 文部科学省「学生への経済的支援の在り方に関する検討会」議事録より 山本太郎事務所作成>

これって、新しいタイプの「徴兵制」じゃないの?!

前原金一氏に
対して
防衛省が
作成した資料

長期 自衛隊インターンシップ・プログラム(イメージ)
(企業と提携した人材確保育成プログラム)
(有意な人材の「民-官-民 循環プログラム」)

- 防衛省／自衛隊と民間企業の間で提携し、人材の相互活用を図るもの。
- プログラムのイメージ
 - ① 企業側で新規採用者等を2年間、自衛隊に「実習生」として派遣する。
 - ② 自衛隊側で、当該実習生を「一任期限定」の任期制士として受け入れる。
 - ③ 自衛隊側は当該者を自衛官として勤務させ、当該任期終了までの間に一定の資格も取得させる。
 - ④ 任期終了後、当該実習生は、企業側に戻り社員として勤務する。
 - ⑤ 自衛隊での受け入れ期間中の給与等は官側負担する。

- 企業側のメリット
- 自衛隊で鍛えられた自衛隊製「体育会系」人材を毎年、一定数確保することが可能。
 - チームワーク力、行動力等の「社会人の基礎教育」を自衛隊で実施してもらえる。
 - 国の防衛に大きく貢献できる。

- 防衛省側のメリット
- 厳しい募集環境の中、「援護」不要の若くして有為な人材を毎年一定数確保することができる。
 - 企業との間で、若い人材の「取り合い」を回避し、WIN-WINの関係を構築可能。
 - 企業側との関係が進めば、将来的には予備自としての活用も視野。

- 課題等
- 本プログラムについては、まずはモデルケースの確立が必要。
 - 任用形態等については、要検討(採用試験が必須。)
 - 企業側に対する何らかのインセンティブ付与が不可欠。

2015年8月26日 参議院我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会 生活の党と山本太郎となかまたち：山本太郎
<防衛省提供資料 一部加筆 山本太郎事務所作成>

辰巳：一般企業を通じた戦争人員の確保策もある。これは、防衛省の作った『長期 自衛隊インターンシップ・プログラム』、企業と提携した人材確保育成プログラムのイメージだ。これはいつ、なんの目的で、どの範囲で提案したのか？

中谷：平成25年7月に経済同友会において前原氏(経済同友会メンバー、民間企業)側に(防衛省の一官僚が前原氏の会社まで出かけて行って)示した。

辰巳:内容は「企業側で新規採用者を2年間、自衛隊に実習生として派遣をする。一任期限定の任期制士として受け入れる。自衛隊は自衛官として勤務させて一定の資格も取得させる。2年間後、企業に戻って社員として勤務する。自衛隊での受け入れ期間中の給与等は官側の負担とする」と書かれている。なぜ体育会系人材を毎年一定確保することが企業側にとってのメリットだと、防衛省は考えたのか、仮にこの2年間の任期制士の期間中に有事が起こった際、これは防衛出動という事になるのか?

中谷:防衛出動は正式自衛隊員にならなければならない、この場合は研修プログラムで召集の対象にはならない。

辰巳:レクチャーの段階では「任期制自衛官は既に召集されており、有事の際は当然、防衛出動の対象になる」と聞いたが。

中谷:このプログラムについては、その後、検討を行ってないし、検討も行う予定もない。

付録【9/8 参考人意見陳述】

参考人の意見(ゴシック)に対し、疑問、反論、感想などの作者のコメント(明朝体部分)を付けました。ご参考になれば幸いです、ご参考にならなくても怒らないでね。

リンクの URL がついていない部分もあります。詳しくは Web サイトでご確認ください。

http://anporonten.jp/ronten_s99.html

【宮家邦彦(参考人 立命館大学客員教授)】

●参考議事録 : <http://bunbuntokuhoh.hateblo.jp/entry/2015/09/08/210207>

◆「外務省員はみんな自衛隊に入って危険地帯を経験すべし」か

【宮家参考人】

ある憲法学者は、「外務省員はみんな、自衛隊に入って危険地域を経験すべし」と言った。私も「憲法学者、内閣法制局長官こそ、戦争地域を体験されたいかがか」と言いたい。

【作者コメント】

軍人経験者または軍人精神を身につけた者が外務省行政を司ればよいという意味か？

参考人は自身が湾岸戦争時にサウジアラビアやバグダットにいた経験から「外務省員とか自衛隊員よりも、はるかに実地の戦争経験がある」と自認。自分を誇りに思うのはかまわないが、その裏返しで、外務省員が軍事面からみた世界情勢を理解していない、と見下すのは狭い考えだ。

参考人は「政治家や官僚や公務員が実際の紛争現場を体験して、国防の在り方を研究すべきだ」と言いたいのだろうが、これは文民統制(シビリアンコントロール)を否定する考えだ。「文民統制」は「良い」ではなく「必要」だからやっている、その必要性を理解しているか？

一点、参考人の意見に賛成。今回の法案では、<リンク>自衛官の自殺やトラウマの予防対策を行うメンタルヘルス企画官を事務官が担当することになっているが、戦争地域体験のある医務官や PKO 任務経験者がその役を担うようにしたほうがいい。

◆世界の常識

【宮家参考人】

安保法案に反対する人たちの主張は、安全保障の本質を理解せず、冷戦後の世界の大きな変化を考慮しない、観念論と机上の空論だ。

【作者コメント】

世界の国々(の一部)は、集団的自衛権を行使し、国際紛争解決手段としての武力行使を容認する。そのような国々の常識が日本に通用しないことはもちろんである。日本は、世界の常識に反し、不戦を国是とする憲法を制定した。常識が異なることは異常でも悪でもない、単なる差である。そしてその差には、太平洋戦争の当事者であったことへの反省という理由がある。

◆抑止力

【宮家参考人】

冷戦時代は安定した時代だった。1950年の朝鮮半島で抑止が失敗したのを除けば、東アジアでは、基本的には抑止が効いた時代だった。

【作者コメント】

冷戦時代は、ベトナム戦争と朝鮮戦争(アメリカが直接介入)、アフガニスタン侵攻(ソ連が直接介入)、キューバ危機(米ソの直接戦争の危機)、中東戦争と印パ戦争(国家間)、アンゴラ内戦、ソマリア内戦、カンボジア内戦、キプロス紛争(米ソ両国が現地勢力を支援)があって、危険極まりない時代だったと思う。日本はたまたま戦争に関与せず安定していたが、世界では米ソの代理戦争が頻発し核の脅威もあった。「冷戦時代は実に安定した時代だった」の論理(考えの筋道)が理解できない。朝鮮戦争が起こったのに「東アジアで基本的に抑止が効いていた」と言い切る論理が理解できない。「冷戦時代は安定、現在は不安定」という結論を強引に導こうとしているように感じる。

現在、旧帝国による不健全な民族主義が復活し、これに伴い各地で物理的な脅威も発生し始めている。最大の問題は、この種の国家ないし勢力には抑止がきかない可能性があるということ。

旧帝国ってどこ？不健全な民族主義って具体的にどこの話？「レッテル貼」による思考停止だ。

そもそも、抑止が効かないなら、日本が安保法制により「抑止力を高める」こともできない、この安保法案の目的は「抑止だ」という政府の主張は意味をなさないのでは。

◆悪意のある勢力、国益を求める勢力

【宮家参考人】

戦争というのは、悪意のある勢力が物理的な力をもって現状を変更しようとする時に、往々として起きる。

【作者コメント】

イスラム国は、まさに「悪意のある勢力が物理的な力をもって現状変更しようとした」といえるが、戦争は相手あってのもので、ISIL に対する米国等の武力攻撃が戦争を引き起こしている。その戦争は、国際紛争を解決せず、市民の犠牲や報復テロを生み、世界中に被害を拡大させている。

イラン革命直後、湾岸地域に力の空白が生まれた。それを埋めようとしたのがイラクのフセイン大統領であったが、当時のイラクを抑止する国はなかった。

イラク戦争は、アメリカ合衆国が主体となりイギリス、オーストラリア、ポーランド等が加わる有志連合によって、イラク武装解除問題の進展義務違反を理由とする『イラクの自由作戦』の名の下に、イラクへ侵攻したことで始まった軍事介入である。[\(<リンク> Wikipedia イラク戦争より\)](#)
[\(<リンク>「イラク開戦の動機は石油」前 FRB 議長、回顧録で暴露。2007 年 AFP 通信\)](#)

私は様々な書籍やネットの情報を総合的にシロウト判断した結果、イラク戦争はイラクのフセイン大統領が「悪意のある勢力が物理的な力をもって現状変更しようとした」ものではなく、存在しない大量破壊兵器を存在すると強弁して米国が攻撃したものだと思う。「悪意はないけれど石油利権欲がある米国とそれに同調する勢力が物理的な力をもって現状変更しようとした」のがイラク戦争だったと思う。

逆に、最近のシリアやイラクでは、イスラム国が台頭しておりますけれども、これも、国際社会が、シリア内戦に対して、適切な措置をとらなかつたことの結果でありましょうし、その国際社会の対応の中には、欧米諸国のシリアの現状を放置する動き、これもあつたように思います。このように、軍事介入というのは、時に事態を悪化させることがあります、同時に非介入主義というものも、同様に悪影響を及ぼしうるのでございます。

米国の国益に関係ない不正義に対しては、米国をはじめとする欧米諸国は非介入。シリアや北朝鮮や[中国のチベットや新疆ウイグル自治区](#)は米国の国益に無関係なので、米国は「正義の剣」を振るわない。国際社会は正義原則で活動するものではないし、国連も公正公平な機関ではない。日本も、「世界の平和のため」というよりも国益のため、といったほうが正直でいい。

危機に際して正しい措置をとるのは簡単ではない。抑止に失敗すれば悪意の勢力は勢いを増す。いかに善意の勢力が平和を唱えても、いかに外交努力を重ねても、抑止は破れる時がある。今のウクライナ、南シナ海、シリアっていうのは、その一例。

[国連が承認した集団的自衛権の事例](#)では、「善意の勢力」や「外交努力」より先に、欧米列強が自国の国益、利権を求めて軍事介入した事例が多かったと思う。ウクライナ、南シナ海、シリアのそれぞれの国、それぞれの紛争には歴史的背景があり、紛争に至るやむを得ぬ事情があったと思う。それを十把一からげに「悪意の勢力」というのは思考停止のレッテル貼だ。

いま国会で、特定の状況の下で、危機的な状況は起こりえる／起こりえない、と議論されているが、危機は何でも起こりうる。あらゆる事態に対応できる法的枠組みを準備しておかなければいけない。

あらゆる事態に対応する枠組みが、今回の法案では穴だらけだ。海外派兵のあおりで国防が手薄になる。[<リンク>自衛隊は憲法の制約](#)で武力攻撃に反撃できない。自衛隊員が民間人を殺傷すれば[<リンク>隊員個人に殺人罪と損害賠償](#)。

政府は自衛隊の危機回避について、多くの場面で、非現実的な想定をしている：

- ◎[<リンク>後方支援](#)だから戦闘地域にはならない。
- ◎[<リンク>自衛隊員が敵国](#)に拘束されても捕虜になれないが平和的に解決できる、
- ◎[<リンク>原発にミサイルが落ちて](#)も東日本大震災の原発事故以下の被害ですむ、
- ◎[<リンク>日本国内で ISIL のテロ](#)が起こっても警察が平和裏に対処できる

なぜもっと「最悪を想定」して、それに対応できる法的枠組みを作らないか説明してほしい。

◆イラク特措法により自衛隊が連合軍に参加

【宮家参考人】

イラクに陸上自衛隊本隊が到着する前と後で、連合軍暫定当局における日本の待遇は大きく変わった。到着後は、連合軍の一員として、危険情報、出席できる会議、待遇が格段に向上した。同盟国扱いになった。信頼できない国の部隊には、重要な情報も待遇も与えないのが世界の常識。安全保障面での相互信頼を高める努力、これがいかに必要か。

【作者コメント】

自衛隊は戦闘部隊ではないが、米国の軍人をバグダッドに輸送する兵站業務を担ったので、同盟軍の扱いとなり、軍事情報の共有が図られたと考える。このような軍事同盟に入ることが「信頼関係」で、入れないことが「信頼されない」というのは論理のすりかえだ。単に、軍事同盟に入るか入らないか、ゲームのルールを共有するかどうかの話で、国としての信頼関係とは別問題だ。

連合軍暫定当局(CPA)の性格、イラクに大量破壊兵器がなかったこと、イラクに不要かつ重篤な紛争を生じさせたこと、[自衛隊活動中](#)にイラク市民の犠牲が増えたこと、など総合的にシロウト判断すれば、日本がイラク戦争の軍事同盟に加わったことは愚策であったと考える。

[https://ja.wikipedia.org/wiki/連合軍暫定当局 CPA](https://ja.wikipedia.org/wiki/連合軍暫定当局_CPA)

本部はバグダッドのフセイン大統領時代の大統領官邸を使用し、本部と周囲を米軍の管理下に置き、その後、国連多国籍軍管理の管理下におき、CPA 解散後、官邸はアメリカ大使館となった。

・・・これは米国によるイラク侵略だと思う。

当初は、サッダーム・フセイン一族と側近を(大量破壊兵器隠しの)戦犯として追及する一方、それ以外の政治家は残留させてゆっくり改革していく考えであったが、ブッシュ政権や国防総省、イラク国内の反対派勢力により、旧フセインの人員は1か月で解任され、後任に「アメリカ合衆国の外交官」ポール・ブレマーが、CPA 代表に就任し、イラク国家運営を指揮した。

・・・これは、米国によるイラク侵略、加えて内政干渉だと思う。

[<リンク>イラク戦争後、アメリカはイラクで利権を得ましたか？](#)

[<リンク>石油支配めぐるイラク戦争](#)

[<リンク>バグダッド、10年後 イラク石油戦争の挫折](#)

ポールは、前政権の党員、官公庁職員・警察官・消防士・軍人など、フセイン時代からの公務員をすべて公職追放し、これに続く適切な人材を補充できなかったため、**国家機能が失われ、追放された人材が武装勢力に加わり過度な衝突を招いた。各地で武装勢力や宗教勢力が自治組織を運営して勢力を拡大した。**CPAの政策は、イラクの「内戦状態」の主要因となったともいえる。

[ページの先頭に戻る](#)

◆軍国主義は再燃するか

【宮家参考人】

戦前の日本が失敗したのは、軍隊に対するシベリアン・コントロールができなかったことが問題。今の日本で、当時のような軍国主義が起きるか？それほど我々は、今の民主主義に自信がないのか。わたしはそうは思わない。

【作者コメント】

今現在も、自衛隊が裏でやっている活動の中谷防衛大臣が関知していない事態が起こっている([航空幕僚監部の内部資料](#)に「武力行使」が記載されていることについて、中谷防衛大臣が「そういう例外的なことも分析研究を行っているのではないかと呑気な答弁」)。

「開戦は当たりまえ」「開戦しなければ陸軍に反乱がおこる、と天皇に説明」「外交交渉に力を入れたい東条首相に公然とテロやクーデターを主張する」(書籍『「昭和天皇実録」の謎を解く』の「第五章 開戦へと至る心理」より抜粋)

先の大戦で、陸軍による満州事変や2.26事件、軍の統帥である天皇に対し軍が情報を隠す、事前承認をとらずに既成事実を作り事後承諾をひきだす、反対すれば反乱を起こすと脅す。これと同じことを軍事力を増したこの先の自衛隊や時の内閣はやりそうな気がする。

現政権がこれほど民意とかけ離れた仕事をするとはわかった以上、日本の民主主義には全く自信がもてないよ。

安保法案では、限定的な集団的自衛権しか行使しない、できない。どうやって日本を軍国主義化するか理解できない。

安保法案では、ドンパチやらないだけで、ドンパチに必要な、武器弾薬の輸送、提供、戦闘機への給油、武器防護、救難捜索など兵站業務を自衛隊が担う。日本は米国の後方で軍事行動する。「軍国主義化」ではないが、法案が成立すれば、日本が米国の後方で軍事行動する、それは以前の日本と比較すれば明らかに「軍事化」する、と言える。

[ページの先頭に戻る](#)

◆ポジ（ティブ）／ネガ（ティブ）リスト

【宮家参考人】

主要国の安全保障法制は、禁止条項を列挙し、それ以外は実施可能とする「ネガティブ・リスト」。シームレスな対応が可能。日本では、実施可能なもののみ列挙して、それ以外はできない。虫食い状態の「ポジティブ・リスト」で、臨機応変の対応のためには法令の修正が多くなってしまふ。1955年以降、50年代以降の、国会の答弁の積み重ねがあるので、自衛隊法を「ネガ・リスト」にはできない。

【作者コメント】

軍事的紛争地帯におけるあらゆる事態に臨機応変に対応するためには、ネガティブリストによる法制が必要不可欠であるから、主要国はそうしているのではないかと。

自衛隊がポジティブリストでやったら危機的事態に臨機応変に対応できないから、他国以上に危険ではないか。憲法の制約を言い訳に、あらかじめ危険とわかっている任務に自衛隊員を送るのは愚策である。今の法案で自衛隊を海外に送ろうとする人たちは、「憲法改正」の方向に進めるためには、多少の荒療治(自衛隊員の犠牲)はやむを得ない、と考えているのか。

◆自衛隊員のリスク

【宮家参考人】

自衛隊員は国民の生命と財産を守る、そのためのリスクをとるためのプロフェッショナルであり、訓練を行い、装備と情報をもって仕事をする専門家集団である。消防隊員と自衛隊員、どこが違うか。

【作者コメント】

適切な準備や対応をしたうえで、避けられないリスクがあるならば、それは仕方がない。しかし、今の法案は、適切な法整備がされていない中で、自衛隊を紛争地帯の後方に送るというものだ。不十分な安全対策、犠牲者に対する補償の欠落を埋めるための、改正案、修正案の審議にもっと時間をとるべきだ。

訓練や装備や情報によって人の死が避けられるならばいいが、戦争のプロ集団である米軍でも多数の死者やトラウマ自殺者が出ている。自衛隊員だけ死者を出ずに活動できる、という自信はどこからくるのか？それとも、軍事行動に殺傷はつきものだから、自衛隊員の死亡リスクは当然、ということか？日本が戦後70年、一人の戦死者も出さずに来たのに、ここでその記録を破るのか。

消防隊員は人を殺し建物を破壊する行為に協力しないが、自衛隊員は人を殺し建物を破壊する行為に協力する。失わずに済む人命を失わせる試みに加担する点が、消防隊員と異なる。誰でも、生きてさえいれば、新しい時代を、子や孫と過ごす時間を持つことができるのに。

◆集団的自衛権に関する議論

【宮家参考人】

安保を批判的に論じる人ほど軍事問題、安全保障の問題について知識が充分でない。

【作者コメント】

日本は平和憲法の下、自衛権以外の武力の行使、国際紛争の武力による解決を禁止してきたから、軍事研究、武力による国際紛争解決の手段について、必死に研究する必要はなかった。だから、知識が十分でないのは当然だ。平和的活動面では知識も経験も十分だと思う。

「武力行使との一体化」が争点となるのは、日本だけ、日本以外では通用しない議論。「違憲・合憲の最終的判断を下すのは最高裁」であり、憲法学者、法制局長官にはその権限はない。

「武力行使との一体化」議論では「武力」の定義もなく、「一体化」の定義もなく、言葉だけが独り歩きしている。「武力」である米軍の空母、潜水艦、戦闘機、戦闘車両等を自衛隊が防護し、弾薬を輸送、供給、戦闘機に給油し、そのようなメンテナンスを受けた米軍の戦闘部隊が戦場に行き、戦闘行為をする。米軍と自衛隊が一つのチームとして軍事行動するから、「軍事行動との一体化」であり「軍事力を用いた紛争対応に日本が参加する」と言えばわかりやすい。しかし、この表現を認めれば、憲法違反である。

「軍事力を用いた紛争解決」になるならば軍事力もいいかな、(ヤマトもガンダムもマクロスも戦っているし・・・)とも思うけれど、現実の世界では、軍事力が紛争解決どころかエスカレート、泥沼化するケースが少なくないことを思えば、解決から遠く「紛争対応」としか言えない。

◆先制攻撃

【宮家参考人】

法案に批判的な憲法学者らは、「日本への武力行使への着手に至る前の武力行使(先制攻撃)は、たとえ国際法上、集団的自衛権の行使として正当化されるとしても、日本国憲法に反する」と説明している。これは20世紀の戦争概念で今は通用しない。21世紀の戦争概念は、宇宙にも、サイバーにも広がっている。

【作者コメント】

宇宙やサイバーの戦争と、日本からの先制攻撃の必要性の関連が論理的に理解できない。集団的自衛権で先制攻撃が認められる、って、さらっと言ってんだけど、これはミスリードだ。

第51条〔自衛権〕

国際連合加盟国に対して武力攻撃が発生した場合には、安全保障理事会が国際の平和及び安全の維持に必要な措置をとるまでの間、個別的又は集団的自衛の固有の権利を害するものではない。

これを素直に読めば、自衛権の行使は「武力攻撃が発生した場合」に限られ、つまり先制攻撃は認められない。しかし、「自衛のための固有の権利は武力攻撃が発生した場合に限られたものではない、自衛権は重大だから条文を限定的に解釈すべきだ」という、ご都合主義の先制攻撃肯定論もある。結局、国際法上、集団的自衛権で先制攻撃が認められるかどうかの定説はない。(リンク:[先制的自衛権](#))

◆日米安保条約

【宮家参考人】

日本が外国から武力攻撃を受けた時に、アメリカは日米安保条約によって日本を守る。これが集団的自衛権だ。米国に守ってもらう根拠となる概念(集団的自衛権)を否定的イメージでとらえるのはおかしい。

【作者コメント】

[<リンク>米国は日本を守らない](#)と言っている。

[日本は日米安保に従って](#)、米軍に基地のための土地や基地維持のための資金、様々なサービスを提供している。これは、有事の際に防衛してもらうための「保険料」であった。しかし、最近、東アジア有事が起こりそうな気配になったら、「米国は日本を防衛すべきでない、防衛してほしいと思ったら協力しろ(保険料値上げ、後方支援で支え)」と。そういう保険会社があれば、詐欺といわれるよ。

◆国が守れなくなっているのか？

【宮家参考人】

7月の衆議院の特別委員会で、岡本行夫氏は、「国際安全保障環境の変化を見れば、法制局が、直接的な国土防衛以外の行為は[すべてクロ]と判断してきたことが、果たして、海外で日本人の生命と財産を守るために適切だったのか、考え直す時期だ」と述べた。私も同感だ。

【作者コメント】

法制局は憲法の枠内で仕事をし、憲法が海外派兵を禁止しているのだから、これまでの法制局の判断は適切だったと思う。

戦後70年、この憲法に従い、日本の政府の行為によって海外の誰一人として殺していないし、自衛隊員に戦死者もいない。戦後70年の波乱に満ちた危険極まりない国際情勢のもとでも、日本はこの憲法下で平和を維持してきた。私は、海外で日本人の生命と財産を守る上で法制局や歴代政府の判断は適切だったと思うが、もし考え直すべき問題があるなら、具体的に示してほしい。

憲法があるから国家があるわけではありません。国家を守るために憲法があるのだ。戦争の形態が根本的に変化した21世紀。憲法学者はなお、まだ古い憲法の解釈に固執をする。しかし、もしそれで逆に国が守れなくなってるんだとすれば、それはいかなものか。

憲法に固執すれば国が守れなくなる「とすれば」、という条件文は、筋が通っていない。私は「憲法に固執しても国は守れる」と思うし、今まで守ってきた実績もある。憲法学者が現行憲法を研究するのは当然。憲法改正の規定もあるので、必要ならば立法権のある国会で議論し、手続きにのっとって作業すればいい。

立法府がつくる法律を、行政府は執行する。それが憲法や法律に反するか否かの判断は、最高裁の仕事であります。

最高裁は「訴訟事案に対してしか判断を示さない」「高度に政治的なことは判断しない」、憲法の監視役としては不十分だ。憲法裁判所を作れ、という議論もある。どうして作らないのか。安保法案の根拠とされる砂川事件では、米軍駐留に対し地方裁判所がごく素直に違憲判決を出したのに、[<リンク>最高裁判長長官が政権や米軍と癒着し\(司法権の独立の侵害\)](#)、「外国の軍隊は戦

力にあたらぬ」と合憲判断を出したうえ、「日米安全保障条約のように高度な政治性をもつ条約については、一見してきわめて明白に違憲無効と認められない限り、その内容について違憲かどうかの法的判断を下すことはできない」（統治行為論採用）という最高裁の職場放棄の態度を明確にした。

本当に現行法制だけで 21 世紀の国際安全保障環境の下にある日本を守れると思っているのか。現行法では対応できない種類の危機が生まれつつある。それでも「この法案は不要だ」と考えるか。

私は逆に、この安保法案が通れば、国が守れなくなると考えている。[<リンク>中谷大臣は、自衛隊のリソースを増やさずに、海外に派兵すると答弁](#)している。ならば必然的に、自国防衛が手薄になる。「国を守れる防衛のための法案」を作ってよ。

今の法案は、日本の戦争参加の機会を増やし、報復による日本本土への攻撃を誘発し、質量ともに戦争状態を増やすものだ。法案改正後、すぐに戦争が起こるとは考えていないが、5 年後、10 年後、世界で軍事衝突が起こったとき、その最前線に陣取る米国のすぐ後ろに日本がいる、という状況は、平和憲法をもつ日本としては超はずかしい、ありえないことだ。

世界は危機に満ち溢れているが、日本が武力を保持せず使用しない、という立場を貫いていけば、それが抑止力になる、少なくとも報復攻撃を受けずに済む。ISIL の場合でも、日本国内では[<リンク>報復テロ攻撃](#)は発生していない。ISIL による後藤さん、湯川さんの殺害は、[<リンク>安倍総理の](#)「ISIL と闘う周辺各国に、総額で 2 億ドル程度、支援をお約束します」発言が原因であった。

「武力行使をしない国」は 20 世紀の戦争概念にもなかった。世界のどこにもそんな概念はない。それは世界では非常識で日本は特別なんだ。日本はその非常識をあえて選り戦後 70 年を生きてきたんだ。

参議院は良識の府だと信じています。党利党略ではなく、机上の空論ではなく、現実の世界の実態に即した、本音の政策議論をぜひ、お願いしたいと思います。

同感です。

【9/8 大森政輔（参考人 元内閣法制局長官・弁護士）】

意見陳述（全文） <http://bunbuntokuhoh.hateblo.jp/entry/2015/09/09/074700>

◆集団的自衛権の行使容認

集団的自衛権の行使は憲法 9 条の下で許容できる余地はないのに、閣議決定で憲法解釈の変更と称してこれを許容できるとし、各種施策を講じようとするのは、内閣の越権行為だ。無効とすべきだ。これを前提として自衛隊法の改正、その他、所要の措置を講ずることは認められない。

◆「明白な危険」

新三要件の第三要件の「明白な危険」には「おそれ」という不確定概念が含まれるがあいまいで、運用者の主観的判断により大きな差が生ずる。

◆砂川事件判決から集団的自衛権を合憲と導けるか

砂川事件では「米軍駐留の合憲性」が争点であった。我が国が集団的自衛権を行使できるか否かはまったく争点となっていない。この判決に集団的自衛権の行使を許容する最高裁の意図を読み込むことは、まったくの暴論。内閣法制局がそれを是正しなかったのは、内閣法制局の職務怠慢・過失である。

◆国際紛争への積極的関与

日本が集団的自衛権の行使として第三国に武力攻撃の矛先を向けたら、その第三国に日本を攻撃する必要が生じる。集団的自衛権の抑止力以上に紛争に巻き込まれる。このような集団的自衛権を国策として採用することが、我が国の平和と安定のために必要であるならば、憲法改正手続きにのせ、全国民的検討を行う必要がある。

【9/8 神保謙（参考人 慶應義塾大学 総合政策学部 准教授）】

◆脅威の性格

脅威は、グローバルから国内まで、空間及び領域を横断する性格をもつようになってきている。近年の政策も、徐々に国内から二国間、アジア太平洋地域、グローバルへと横断する指向をもつようになってきている。

安全保障環境は領域横断になっているにもかかわらず、制度自体は空間の縦割りにとどまっているというミスマッチ。

◆グレーゾーンの脅威

平時と有事のあいだ、法制度でいえば自衛権と警察権の間の切れ目に、我が国の主権を侵害する重大な事態が生じている。

中国の軍事力の急速な拡大、米軍の抑止力(拒否力)の低下で、東アジアの紛争抑止・紛争対処に従来の方法が通じない。

我が国が確固とした安全保障の法制度を策定しなければならない。

国際平和協力における自衛隊の役割の国際標準化を通して、日本が世界の平和維持・平和構築で積極的な役割を果たしていくべき。

◆体制不備の部分

1)海上保安庁の権限拡大については、特に海上保安庁法第20条。これは警察官職務執行法第7条の適用の、規定の準用になっておりますけれども、これに事実上がんじがらめになっている武器使用権限をどうするか

海上保安庁法:第20条 武器の使用は、警察官職務執行法第7条の規定を準用する。

警察官職務執行法第7条:必要と認める相当な理由のある場合は、「正当防衛」「緊急避難」の場合に限り、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度において、武器を使用することができる。

ここまでは、「中国などの不審船対応の際に、規定でがんじがらめになって武器使用ができない」と不満も生じる。ところが・・・

2001年に海上保安庁法の改正され、第20条2項において、一定の条件[2]に限って、巡視船等が、停船命令を無視して逃走・抵抗する船舶に対して射撃し乗員に危害を加えても、海上保安官の違法性が阻却(免責)されることが明定された。

これならば、「正当防衛」「緊急避難」に限らず、必要な武器使用ができるのではないか。もしまだ不足というならば、海上保安庁法を改正すればいい。第20条2項の存在を隠して「がんじがらめの武器使用権限」を問題視するのは、誤解を誘引するものだ。

海上保安庁が保有できる武器では不足で、自衛隊の強力な武力をもって海上警備をすべき、という意見ならば、自衛隊法の改正が必要だが、そこまでやれば海上は戦場と化す。

2) **武力行使の[新3要件]**として提示された存立危機事態、「我が国の存立が脅かされ国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある」という定義が付加された結果、その行使できる範囲が限定されすぎた

「存立危機事態」は内閣が自由に設定でき、「トイレットペーパーが不足する」程度でも「トイレットペーパーがない生活なんてありえない～」と叫ぶ人がいれば存立危機事態になりうる、という「定義のあいまいさの問題」はおいといて・・・

神保参考人は「我が国または密接関係国に武力攻撃が、発生した(武力攻撃事態)／発生しそう(切迫事態)／発生するかも(予測事態)になったら、他の条件なく即自衛隊が武力使用できるほうがいい、という考えか・・・というのもおいとして・・・

私が一番心配なのは、憲法制約を口実に設定された「歯止め」の数々が、戦闘現場では、単に任務遂行の効果を下げただけでなく、従事する自衛隊員を非人道的、残虐な危険にさらすのではないかと、ということ。憲法の制約や歯止めを正直に守っていたら、現場で任務遂行できない、戦えないのではないかと、自滅に直結するのではないかと、ということ。

3)PKO改正案では、参加5原則を満たせば、駆けつけ警護などの任務遂行型タスクにおいて武器使用が認められている。しかし5原則の一つ「受け入れ同意が安定的に維持されていること」は、広域に偏在する越境型の武装組織破壊活動、テロ活動、急速な治安悪化などの変化に対応できない。より現代の実態に即した PKO 参画の法的基盤が必要。

「紛争当事者間で停戦合意があり、その場所での自衛隊の活動について、紛争両当事者から受け入れ同意が安定的に維持されていること」そういう理想的な現場はまれだが、安全であるともいえる。しかし現実問題として「撤退できるのか」？

PKO 参加 5 原則:

- (1) 紛争当事者間の停戦合意の成立
- (2) 紛争当事者の PKO 派遣への同意
- (3) PKO の中立性の確保
- (4) (1)～(3)のいずれかが満たされない場合には、部隊を撤収
- (5) 武器の使用は、要員の生命防護のための必要最小限度のものを基本

過去 22 年以上、[リンク](#)自衛隊が海外で行ったPKO活動では、「自衛隊は撃てない」ということで、危険を回避し、現地住民から安心と信頼を得てきた。それを破棄して武器を持つ、ということに対する抵抗感はあるが・・・、新設される「駆けつけ警護」「司令部業務」の必要性、その際の武器使用の必要性は理解できないわけではない。「どこにでも武器を持っていきますよ」ではなく、武器使用が「最後の手段」という気持ちで実施してほしい。

11 本まとめずに、これはこれで独立に法制化した方がいいのでは。

【9/8 伊藤真(参考人 弁護士)】

●陳述テキスト : <http://健康法.jp/archives/5353>

◆法律制定の正当性

国会における法律制定という国家権力の行使を正統化するために2つのことが必要:(1)正当に選挙された代表者であること、(2)十分な審議によって問題点を明確にしたこと。

(1)現在の参議院は、最高裁判所によって違憲状態と指摘された選挙によって選ばれた議員なので、違憲状態国会であり正当性がない。

(2)『審議を尽くした』といえる審議・討論の過程こそが、多数決の結果の正統性を担保するものであるが、連日の国会前の抗議行動、全国の反対集会・デモなどをはじめ、各種の世論調査の結果で、国民がこの法制に反対であることは周知の事実。

国民の納得と支持に支えられて自衛隊は活動する。国民の納得と支持が不十分なままで、他国民の殺傷行為を「国の名で」または自衛官個人の判断で行うということになると、国民にとっても、また現場の自衛官にとっても悲劇としか言いようがない。

◆国民の反対

連日の国会前の抗議行動、全国の反対集会・デモ、各種の世論調査の結果で法案に反対しているのは、「自分たちの生活が根底から覆されるのではないかと危機感を抱いている生活者であり、また主権者であり、憲法の制定権者の声だ。国会議員にとっては、自分たちを選出し、権力行使の権限を授けてくれた主人の声だ。声を上げている人びとの背後には思いを共有する人びとが大勢いる。民意を尊重する政治家ならば、想像力を発揮すべきだ。

◆メリット／デメリット

敵国兵士の殺傷を伴い、日本が攻撃の標的となる — 日常用語では、これを戦争と言うが、この戦争に巻き込まれるというデメリットを超えるメリットがあるかどうか、何ら説明されていない。「徴兵制は憲法 18 条に反するから全くあり得ない」と言うが、しか

しこれは「公共の福祉」によって制限できると解釈されていて、必要性・合理性が生じたならば「徴兵制も可能」、ということの意味する。サイバー対策のためのIT技術者、輸送・医療・法務など必要な人材の確保に窮した時でも「限定的な徴兵制」すらあり得ないと言い切れるか。集団的自衛権の解釈でやって見せたように、これまでの政府解釈を『状況が変化した』ということで、ある日突然、変更してしまうという可能性を否定できない。「抑止力を高めることが、国民の命と幸せな暮らしを守る」と言うが、軍事的抑止力を高めることで、より緊張が高まり危険になる可能性もあるはずだが、それに対する説明がない。

◆問題点・不明点

- ・立法事実が本当にあるのか
- ・自衛隊員と国民のリスクはどうなるのか
- ・後方支援(輜重兵)がなぜ他国の武力行使と一体化しないのか
- ・海外で自己保存以外の武力行使が許される根拠がどこにあるのか
- ・他国軍の武器防衛が許される法的な根拠は？
- ・自衛官が海外で「民間人を誤射してしまった」際の処理

◆主権者としての責任

憲法は「わが国全土にわたって自由のもたらす恵沢を確保」するため、そして「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起ることのないようにすることを決意し」「日本国民は、この憲法を確定」した書かれている。つまり2度と「政府に戦争をさせない」そのために、この憲法を作り、それを明確にするために憲法9条を置いた。憲法は始めから、政府に武力の行使・武力の威嚇を含む「戦争」をする権限を与えていない。

法案の限定的集団的自衛権の行使は、日本が武力攻撃を受けていないにもかかわらず、政府の行為によって「日本から戦争を仕掛けていること」になる。日本が攻撃されていないのだから、攻撃する場所は日本の領土外、つまり外国。これは自衛名目での「海外での武力行使」そのもので、武力行使を禁じている憲法9条の1項、交戦権を否定している9条2項に違反している。

国民からすれば「自らを危険にさらす覚悟があるのか」「自ら殺人の加害者の側になる覚悟があるのか」、憲法制定権を持つ国民が「憲法改正の手続き」をとって集団的自衛権を行使できる国になるかどうか、本法案は、この国民の選択する機会を国民から奪うものであり、国民主権に反し許されない。